

# 第1章 総論

## 第1 大津市の概況

### 1 位置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の西南部に位置し、南北に細長い滋賀県の県都です。

京阪神、東海、北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

また、何といたっても本市は日本で一番大きい琵琶湖との関わりが大きく、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

大津市の位置

方位	地名	経度、緯度	距離	隣接地名
極東	上田上大鳥居町	東経 136° 03	20.6 k m	草津市、栗東市
極西	山中町	" 135° 49		京都市、宇治市
極南	大石小田原町	北緯 37° 52	45.6 k m	信楽町、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35° 17		志賀町、朽木村

### 2 気象

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺には市街地が発達しているために、夏季の日中には気温が高くなります。また、北部山間部の葛川地域は、他の地域に比べて気温はかなり低く、降水量も多くなっています。

(御陵町)

	気 温 ( )			年間降水量 ( mm )
	平均	最高	最低	
9 年	15.1	35.3	- 4.8	1,700
10 年	16.1	34.4	- 2.9	1,924.5
11 年	15.3	34.2	- 2.4	1,604.5
12 年	15.1	35.4	- 2.6	1,350
13 年	15.0	36.6	- 3.7	1,378
14 年	15.2	35.8	- 3.1	1,144

(資料：大津市消防局)

### 3 人口と面積

市制施行時の明治 31 年 10 月1日には、14.20km<sup>2</sup>であった面積は、隣接町村との合併により現在では302.33 km<sup>2</sup>で、県面積(4,017.36 km<sup>2</sup>)の約 7.5%を占めています。

人口は、これら合併や住宅開発などにより、市制施行時には32,446 人であったものが平成 15 年 7 月 29 日に 30 万人となりました。

面積と人口の推移

	年 月 日	合 併 町 村	面 積 ( km <sup>2</sup> )	人 口
市制施行	明 31.10.1		14.20	32,446
第一次合併	昭 7.5.10	滋賀村	28.39	42,364

第二次合併	昭 7.4.1	石山村、膳所村	62.48	69,116
第三次合併	昭 26.4.1	雄琴村、坂本村、下阪本村、大石村、下田上村	154.50	102,860
第四次合併	昭 42.4.1.	瀬田町、堅田町	303.68	159,442
	平 7.10.1		302.30	278,693
	平 8.10.1		302.30	281,748
	平 9.10.1		302.34	284,510
	平 10.10.1		302.34	286,497
	平 11.10.1		302.34	288,429
	平 12.10.1		302.34	289,601
	平 13.10.1		302.34	294,110
現在	平 14.10.1		302.33	297,219

#### 4 土地利用

北部から西部・南部にかけて山脈が連なっており、平地部は琵琶湖に面して細長く分布しています。このため、市域の約 67.5%を森林が占め、農地、宅地はそれぞれ約7%、約 9.5%で相対的に少なくなっています。

本市の都市計画区域のうち約 78.3%が市街化調整区域であり、市街化区域の中では第1種住居地域が 34.4%、第1種中高層住居専用地域が 22.6%を占めています。

#### 土地利用状況

(全市)

区分	面積(ha)	構成比(%)	
農地	田	2,010	6.7
	畑	122	0.4
	採草放牧地	14	0.0
	(小計)	2,146	7.1
森林	20,403	67.5	
原野	14	0.0	
水面	772	2.6	
宅地	住宅地	1,756	5.8
	工業地	228	0.8
	商業地	865	2.9
	(小計)	2,849	9.5
道路	1,252	4.1	
その他	2,793	9.2	
合計	30,229	100.0	

(市街化区域)

区分	面積(ha)	構成比(%)		
自然的土地利用	農地	田	496.02	9.3
		畑	144.47	2.7
		(小計)	640.49	12.0
	山林	437.28	8.2	
水面	100.74	1.9		

	その他自然地	170.89	3.2	
	(小計)	1,349.40	25.3	
都市的土地利用	宅地	住宅用地	1,412.82	26.4
		工業用地	278.69	5.2
		商業用地	350.23	6.6
		(小計)	2,041.75	38.2
	公共公益用地	510.43	18.7	
	道路用地	819.98	15.3	
	交通施設用地	86.85	1.6	
	その他	440.53	8.2	
	(小計)	3,993.60	74.7	
合 計		5,343.00	100.0	

(注) 現在の市街化区域面積は 5,654.5ha となっている。

資料：平成 8 年度都市計画基礎調査

### 都市計画・用途地域等の指定状況

(平成 14 年 4 月 30 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		25,737	100.0
市街化区域		5,654.5	21.9
用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域	909.6	16.1
	第 2 種低層住居専用地域	-	-
	第 1 種中高層住居専用地域	1,265.6	22.4
	第 2 種中高層住居専用地域	121.1	2.1
	第 1 種住居地域	1,931.1	34.2
	第 2 種住居地域	195.9	3.5
	準住居地域	14.7	0.3
	近隣商業地域	179.6	3.2
	商業地域	465.3	8.3
	準工業地域	255.1	4.6
	工業地域	298.7	5.3
	工業専用地域	2.5	0.0
	市街化調整区域		20,082.5

(注) 市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるため。

## 5 産業

市内にある事業所の総数は約 11,408 事業所であり、そのうち従業者 10 人未満の事業所が約 9,227 事業所で、小規模な事業所が多くなっています。産業分類別では卸売・小売業、飲食店が 4,697 事業所と最も多く、次いでサービス業が 3,713 事業所、建設業が 1,185 事業所となっています(平成 11 年事業所・企業統計調査による)。

### 第 2 環境の概況

#### 1 自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なっており、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲

の山々から数多くの河川や水路が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

本市は気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。しかし、都市化の進展に伴い植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人が豊かな自然とふれあうことができるよう様々な施設整備や自然観察会の開催などを行うとともに、自然環境調査を実施し、得られた情報を環境学習等に活用しています。

#### メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10,9	8,7,6	5,4	3,2	総メッシュ数
1974年	16 (4.2%)	273 (71.7%)	66 (17.3%)	26 (6.8%)	381
1966年	3 (0.8%)	240 (63.5%)	64 (16.9%)	71 (18.8%)	378

(注1)調査年でメッシュの大きさが異なっている。

(注2)相対自然度とは、植生自然度（環境庁による10段階の指針）の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

資料：大津市自然環境調査報告書(2)

## 2 生活環境

### (1) 水質汚濁

#### ア 琵琶湖の概況

琵琶湖は淀川水系に属し、一般に琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

琵琶湖は今から約400万年前に誕生したといわれ、世界でもカスピ海、バイカル湖に次いで古い湖のひとつです。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相も豊かで、約50種の魚類のほかに、貝類や水生昆虫、プランクトンなど1000種以上の生物が住んでいるといわれています。これらの中には琵琶湖にしか住んでいない固有種も約50種を数えるなど、学問的にも貴重な湖です。しかし近年、ブラックバスやブルーギルと行った<sup>がいらいぎよ</sup>外来魚が増殖し、琵琶湖の生態系に大きな影響を与えています。

平成5年度には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）の登録湿地に指定され、生物の生息場所としての重要性が国際的に認められています。

また、琵琶湖は本市を含む近畿約1,400万人の水源として、また水産業、観光資源としても重要な存在です。

#### 琵琶湖の概要

琵琶湖の面積	670.49 km <sup>2</sup> (県面積の約 1/6)
南北の長さ	63.49 km
最も幅の広いところ	22.80 km
最も幅のせまい所	1.35 km
琵琶湖のまわり	235.20 km
最も深いところ	103.85 m

平均の深さ	41.20m
貯水量	約 275 億トン (うち南湖 2 億トン)
北湖の平均の深さ	約 43m
南湖の平均の深さ	約 4m

琵琶湖では昭和 30 年代中頃から水道のろ過障害が発生しはじめ(京都市水道局資料による)、昭和 40 年代中頃からカビ臭の発生、50 年代には淡水赤潮、水の華(アオコ)の発生と年々変化してきています。ここ数年の琵琶湖の水質は南湖では概ね横ばいの状況ですが、北湖ではやや悪化が懸念されます。

#### イ 河川の概況

市内には一級河川 36 本(支流を除く)を含め大小約 50 河川があり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入していることから、厳しい規制による河川の水質保全につとめています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

本市は、市内主要 17 河川(19 地点)について定期的に水質監視を実施しています。これらの水質状況は、市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み良化傾向がみられますが、一部、基準を達成していない河川がみられます。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね良好で横ばいです。

また、大津市の上位計画となる「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」「滋賀県污水处理施設整備構想」策定時における生活排水基処理施設整備の基本方針などを踏まえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的にとりまとめた「生活排水対策推進計画」を策定し、平成 22 年における生活排水処理率 100%を目指して計画の推進に努めています。

#### ウ その他

水質が良好で快適な水浴場(水泳場)を広く普及することを目的として、環境省は、都道府県から推薦のあった 146 の水浴場について(快適水浴場検討会)において「水質、自然、環境、景観」「環境への配慮・取り組みの評価」「安全性」「利便性」等の基準に照らして特に優れた 88 箇所を選定し、その中に大津市の真野浜水泳場が選ばれております。

#### (2) 大気汚染

大気汚染は、工場・事業所等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康及び生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、比叡・比良山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから、局所的に移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

大気汚染の実態を把握するため県、市において自動測定機による大気質の常時監視局を設置し、現在県・市併せて一般環境大気測定局 4ヶ所自動車排ガス測定局 2ヶ所で測定をおこなっています。

平成 14 年度の調査結果によると、全般的には、年度、測定局で多少の変動はあるものの、近年は横ばいで推移しています。項目別では、光化学オキシダントがすべての局で、浮遊粒子状物質が下阪本局で環境基準を

超えています。光化学スモッグ注意報の発令回数は平成7年度以降少なくなっておりましたが、平成14年度は7月に大津市瀬田・草津・栗東市域で1回の注意報が発令されました。

固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は293施設(平成15年3月末)あり、その約64.8%がボイラーです。近年、各工場・事業場とも低硫黄重油や都市ガスなどの良質燃料への転換等により、大気汚染の防止が図られています。

また、近年、大気中から低濃度であるが、種々の有害物質が検出され、これらの長期暴露による健康への影響が懸念されることから、本市においても平成9年10月から平野市民センターで有害大気汚染物質のモニタリングを開始しました。

### (3) 悪臭

悪臭は、人の感覚に直接不快感をおよぼし、快適な生活環境をそこなう要因となるため問題となり、例年10数件の苦情が寄せられています。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主なものですが、浄化槽、ペットのにおい、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものも多くなっています。

22物質が悪臭防止法による規制対象となっており、規制地域は葛川を除く全地域が対象です。悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法が導入されています。

### (4) 騒音・振動

騒音は直接人の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害等の影響を及ぼすため、一般に身近な公害問題として苦情が寄せられるケースが多くなっています。

騒音の発生源は工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐にわたっています。近年は都市化の進展に伴い建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

工場・事業場の騒音については、発生源に対して防音対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が大切です。

交通騒音については、本市には名神高速道路、京滋・西大津両バイパス、国道1号、新幹線などの主要幹線道路や鉄道が通過しているため、沿線住民から防音対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事を実施してきました。

一方、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

また、平成8年7月には、環境庁の「残したい“日本の音風景100選”」に本市の「三井の晩鐘」が選ばれました。今後とも、良好な音環境を保存するための地域のシンボルとして大切にしていきます。

### (5) 廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。一般廃棄物とは、家庭から排出されるごみやし尿を言い、産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等を言います。本市では、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な問題が生じています。

#### ア ごみ

本市における平成14年度のごみ量は、114,491tで前年度に比べ約1,800tの増加となりました。このことは、指定透明ごみ袋製の導入や家電リサイクル法の施行された昨年が大きな減量となったことに比べ、若干増加と

なりました。依然としてごみ処理量が増加する中、ごみ焼却施設は、処理能力一杯の運転が続いており、新清掃工場の建設についても検討しております。今後もより一層のごみ減量とリサイクルが求められています。

## イ し尿

本市における平成 14 年度のし尿、浄化槽汚泥の量は、23,300klであり、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

特に下水道計画区域外及び当分の間下水道が整備されない区域については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和 63 年度から補助制度を設け普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であり、浄化槽管理者への啓発による一層の管理徹底を図っています。

## 3 快適環境

昭和 60 年 3 月、快適環境整備計画“煌めき大津”(大津市アメニティ・タウン計画)を策定しました。

市では、この計画に基づき、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度“煌めき大津賞”、遊休地活用制度の創設などを行っています。

また、景観対策については、昭和 60 年 7 月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が施行され、琵琶湖周辺の指定地域等で建築物を建築する場合届出が必要となり、当条例に基づき県による助言指導が行われています。市では、昭和 63 年 3 月に「景観形成基本計画」を策定し、平成元年度にはこの計画をより具体化するための手段として中高層建築物を対象として「景観形成手引書」を作成するとともに、近隣景観協定の締結等、大津らしさにあふれ、美しく風格のある景観の創造につとめています。平成 14 年度は、市民が大津の景観に抱いている思い等についてアンケート調査を実施しました。また、本市の景観特性である歴史文化遺産の保全継承を図るため、古都保存法に基づく古都指定を県と国に要望しました。

なお、昭和 62 年から、建築現場の仮囲いのペインティングや建築物の壁面をレリーフ等で修景するなどにより、楽しく歩ける美しい道づくりをめざした「沿道ビューティ作戦」を展開しています。

## 4 地球環境

平成 9 年 12 月、京都市で地球温暖化防止対策について気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出について、日本は平成 20(2008)年から 5 年の間までに平成 2(1990)年比で 6%以上削減することが決まりました。この実現に向けて平成 10 年 6 月に、「地球温暖化対策推進大綱」が決定されました。そして、平成 11 年 4 月には「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」並びに「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。本市はこの法律に基づいて、大津市役所の、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を平成 13 年 3 月に策定しその中で平成 17 年度までに平成 11 年度比で 10%削減することを目標と定めています。平成 14 年度は平成 11 年度比で約 4%削減を図ることができ順調に目的を達成しており、現在も事業所の立場から率先して地球温暖化対策を推進しています。平成 13 年度には、本計画に更に「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第 25 条に基づいた、ばい煙対策及び有害大気汚染物質対策としての「大気環境負荷低減計画」を加え充実した策定としました。

また、オゾン層を破壊する特定フロン製造はすでに規制されており、製品中に残っている特定フロン等については、かねてより大津方式として、回収を進めてきたところですが、家電リサイクル法が施行され対象家電機器はメーカー等の手によりフロンの引き抜きがおこなわれており一部法の対象外となる冷凍庫と除湿機については

引き続き実施しています。一方、市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するために、平成12年3月、に策定した『アジェンダ21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）に基づき、市民・事業者・行政のパートナーシップ型の「おおつ環境フォーラム」による取り組みがおこなわれています。

## 5 環境意識と環境保全活動

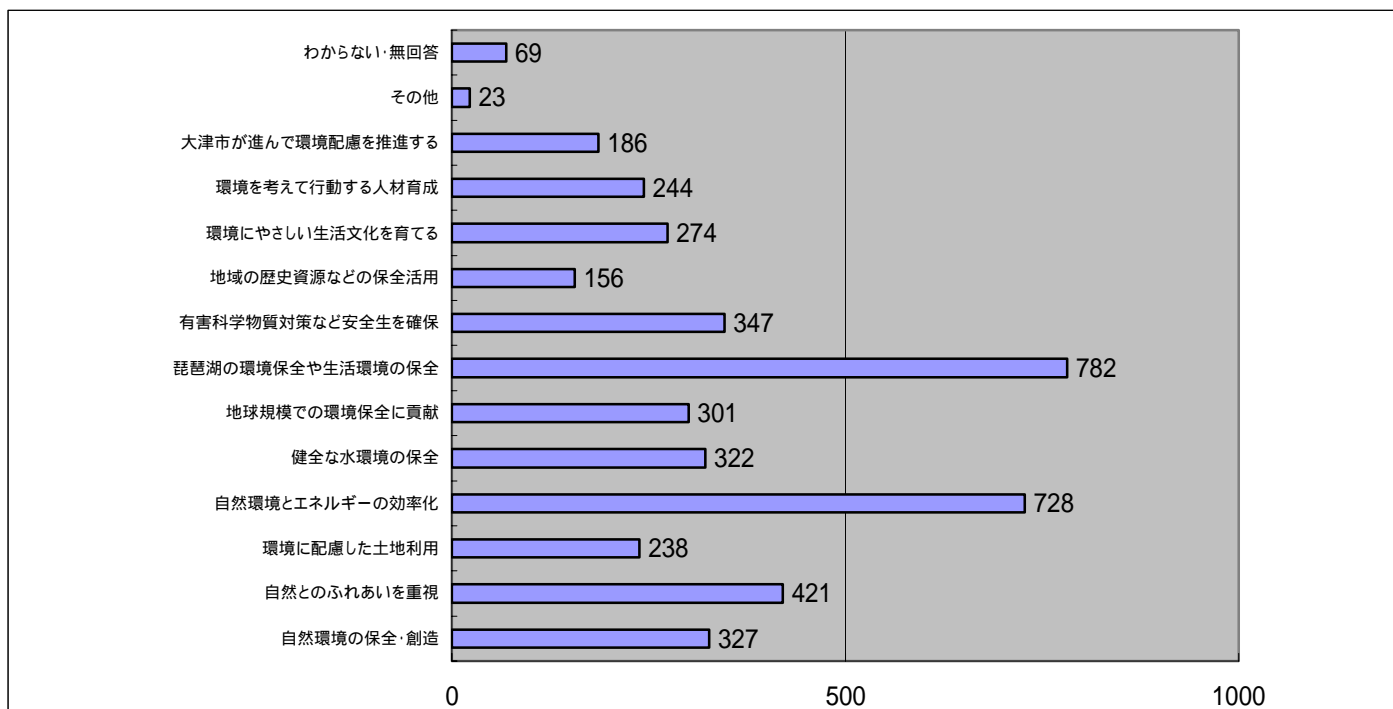
### (1) 市民の環境意識と環境保全活動

平成11年3月に実施した市民意識調査によると、大津市の将来像として清潔で暮らしやすく、自然に恵まれた福祉都市が期待されていることがうかがえます。

また、さまざまな環境部門の中でも「琵琶湖の環境保全や生活環境の保全」(50.2%)、「資源循環とエネルギーの効率化」(46.8%)、「自然とのふれあい」(27.0%)を求める意見が大きくなっています。

環境保全活動としては、全市的に琵琶湖を美しくする運動、河川愛護活動、ごみ減量と資源再利用推進運動、ヨシ保全活動など様々な活動が展開されています。また、自治会や老人会、子ども会などの地域の団体による古紙回収や花づくりなどの活動も盛んに行われています。

環境問題への対応（3つまで選択）



### (2) 事業者の環境意識と環境保全活動

事業所内でも経費節減に結びつく節電、紙使用量の削減対策などに積極的に取り組まれており、事業者の環境管理システム整備の一環としてISO14000 シリーズ認証取得の取り組みが推進されており、市内の事業所において平成15年2月現在47事業所が取得され、現在も取得事業所は増えています。大津市役所本庁舎においても平成14年9月にISO14001の認証を取得しました。また、大津市においては、認証取得支援事業として、専門知識を有する人材の派遣事業として「産業活性化アドバイザー派遣事業」による支援を平成13年度に開始しました。

事業者は全市的な環境保全活動や地域の活動に積極的に参加しており、本市の環境保全の推進に大きな



役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行う団体がある等、率先した取り組みも行われています。

### 第3 環境行政のあゆみと機構

#### 1 環境行政のあゆみ

##### (1) 環境保全行政

[昭和40年代]

国において公害対策基本法が制定された昭和42年に、本市においても企画室開発課に公害係が新設され、公害問題に対する対応が開始されました。そして翌年には、交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和44年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和46年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やPCB汚染が問題となったことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置しその健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和48年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和49年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例(生活環境条例)を、昭和50年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例(自然環境条例)を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

[昭和50年代]

昭和51年に市内大手企業と公害防止協定を締結し、対策の強化を図りましたが、昭和52年に琵琶湖に赤潮が発生し、生活排水対策など水質汚濁防止対策が急務となってきました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和55年には市独自の河川の水質汚濁に係る環境上の基準を設定し、8河川に類型指定を行いました。さらに、河川野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行いました。

しかし、昭和58年9月、琵琶湖南湖で水の華(アオコ)が発生し、予断を許さない状況となってきました。

また、昭和58年には全国的にトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等の未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても2地域で基準を超える地下水汚染が確認され、現在も一部地域で継続調査を行っています。

一方、これらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造を求める声が大きくなってきました。このため、市では、昭和60年3月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画“煌めき大津”を策定しました。

[昭和60年代以降]

昭和60年1月、史上2番目の琵琶湖の異常濁水を記録しました。

同年4月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、リンの環境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、リンの規制が開始されました。また、12月には湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和61年に水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を各団体が連携して推進するため、昭和61年3月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は現在20団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、昭和63年の京滋バイパスの開通に伴い大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

さらに、平成2年度から環境学習推進事業の充実を図り、子どもたちのリーダーを養成する「大津子ども環境探偵団」を発足させ、市民を対象にした「環境塾」を開講し、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成3年1月には雄琴、下阪本地域で市民参加による「ヨシ刈り」「ヨシ焼き」「ヨシたいまつ点火」を実施するなどヨシ保全事業に着手し、現在では、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の7地域でこれらの活動が展開されています。

そして、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会の答申を得て、平成7年9月、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を制定しました。さらに、これを受けて、新たな環境保全施策を推進するため、平成10年9月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成5年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめて、平成9年度から環境基本計画の策定に着手しました。平成9年12月には大津市環境施策推進本部(本部長:助役)を設置し庁内の策定体制を整備するとともに、平成10年3月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、平成11年3月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

さらに、平成12年3月には、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、「アジェンダ21おおつ」を策定するとともに、平成13年3月に「地球温暖化対策実行計画」を「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第2次計画」を策定しました。

[平成13年度以降]

平成13年度は、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第25条に基づき、ばい煙対策及び有害大気汚染物質対策としての「大気環境負荷低減計画」を策定する必要から平成13年3月に策定した「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第2次計画」にこのばい煙及び有害大気汚染物質についての排出量や使用量の削減対策を盛り込み「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第3次計画」として策定しました。

また、平成13年12月に大津市生活排水対策の総合的な推進に関する指針ともいえる「大津市生活排水対策推進計画」を策定しました。

## (2) 廃棄物行政

[昭和40年代]

高度経済成長による経済活動の拡大や人口増加に伴い廃棄物量が増加し、昭和45年、清掃法にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)が制定されました。従来、清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされました。本市においても、昭和47年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定

し、昭和 48 年 4 月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化しました。

[昭和 50 年代]

引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和 52 年 9 月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年 12 月に大津市・志賀町清掃センター組合(昭和 62 年 4 月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更)を設立、また、昭和 53 年 3 月にごみ及び産業廃棄物の併せ処理を目的として(財)大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和 56 年 5 月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とリサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

[昭和 60 年代以降]

昭和 60 年以後の好景気、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセット式ボンベ等適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和 63 年 3 月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年 3 月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。また、平成 6 年 8 月には大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成 3 年 4 月には、廃棄物の排出抑制と資源の再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年 10 月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成 6 年 6 月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。

平成 7 年 3 月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の処理を行っています。

平成 7 年 12 月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受けて、平成 8 年 10 月に大津市分別収集計画を策定し、平成 10 年 4 月からペットボトルの分別収集を開始しました。

平成 12 年 4 月からは「びん・ペットボトル」「かん」の収集については、中身の見える袋(透明袋)による排出に切替え、びんは無色透明と有色びんに分別して収集することとしました。

平成 12 年 5 月には家庭から出る生ごみの減量化対策として、自家処理の活用を促進するための「生ごみ処理機購入補助制度」を創設しました。

平成 13 年 3 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 13 年度を初年度とする向こう 10 年間の「ごみ処理基本計画」を策定しました。

[平成 13 年度以降]

平成 13 年 4 月より全市において大型ごみを除くすべてのごみ排出に対して指定透明ごみ袋制を導入しごみ減量につとめました。また、家電リサイクル法施行に伴い家電 4 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)については製造者による引取りシステムが開始されました。

併せて家庭系・事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げもおこないました。

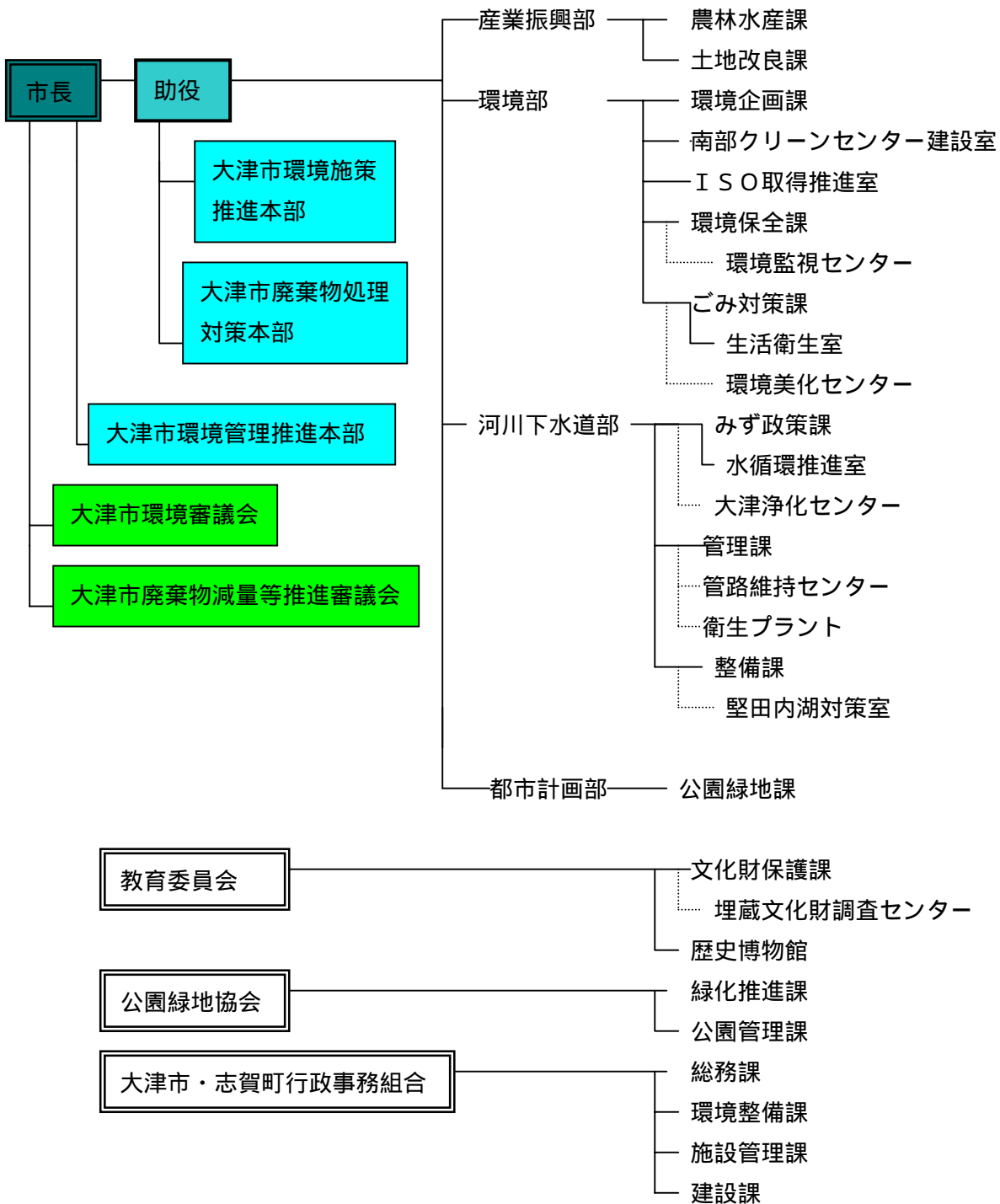
平成 15 年 1 月より、同時収集していた「びん」と「ペットボトル」を再資源化効率を高めるために単独収集としました。

## 2 環境行政機構

平成9年度に、それまで市民部に属していた公害対策部門と環境整備部に属していた廃棄物対策部門が統合して環境部が発足し、一元的に環境行政を推進する行政機構となりました。

平成13年6月に ISO14001 の認証取得に向けての庁内組織として、大津市環境管理推進本部を設置しました。

主な環境関係行政組織図



## 第4 環境の保全と創造に関する条例

# 1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

<b>第1条 目的</b> 環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
--

第3条 基本理念				
健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持	人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全	生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全	地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進	環境への負荷の少ない社会への構築

第4条 市の責務
基本的かつ総合的施策の策定及び実施 優先した取り組み、市民、事業者に対する支援

第5条 市民の責務
日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み

第6条 事業者の責務
事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減 市民活動への協力

## 第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第7条 環境基本計画
良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

環境上の基準
第8条 環境上の基準の策定

環境への配慮
第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定等時の配慮 第11条 環境監査の促進

良好な環境の保全と創造を推進するための施策
第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等

地球環境保全に関する地域行動計画等
第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等

## 第3章 環境審議会

第19条 審議会の設置

## 第4章 雑則

第20条 推進体制の整備

## 2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

昭和 50 年 3 月、自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としては、あらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

## 3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成 11 年 6 月に施行されました。

### 新旧条例の比較

条 例		(旧条例) 大津市の生活環境の保全 と増進に関する条例	(新条例) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例
内 容	特定事業 等の事前 協議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発事業</li> <li>・ 生活環境事業</li> <li>・ 中高層建築物</li> </ul>	同左
	大規模建 設等事業	……………	比較的大規模な事業について環境への配慮がなされるよう誘導(平成 12 年 4 月以降施行)
	公害発生源に関する規 制	特定工場等としての業 種規制	法・県条例と同様に、「汚水発生施設」、「ばい煙発生施設」、「振動発生施設」、「騒音発生施設」をそれぞれ定め、届出制とした。 有害物質を取扱う工場を指定工場等とし、許可制とする。
	地球環境保全	……………	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化物質の排出抑制</li> <li>・ オゾン層破壊物質の排出の抑制</li> </ul>
	事業者による自主的な 環境管理の推進	……………	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模事業所における環境管理の推進</li> <li>・ 環境管理実施事業所の認定</li> <li>・ 指定化学物質等の適正管理</li> </ul>
	その他	……………	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価専門委員会の設置</li> <li>・ 環境アドバザーの設置</li> <li>・ カラオケ規制</li> </ul>

## 4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全をとりサイクル社会の実現をめざして、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

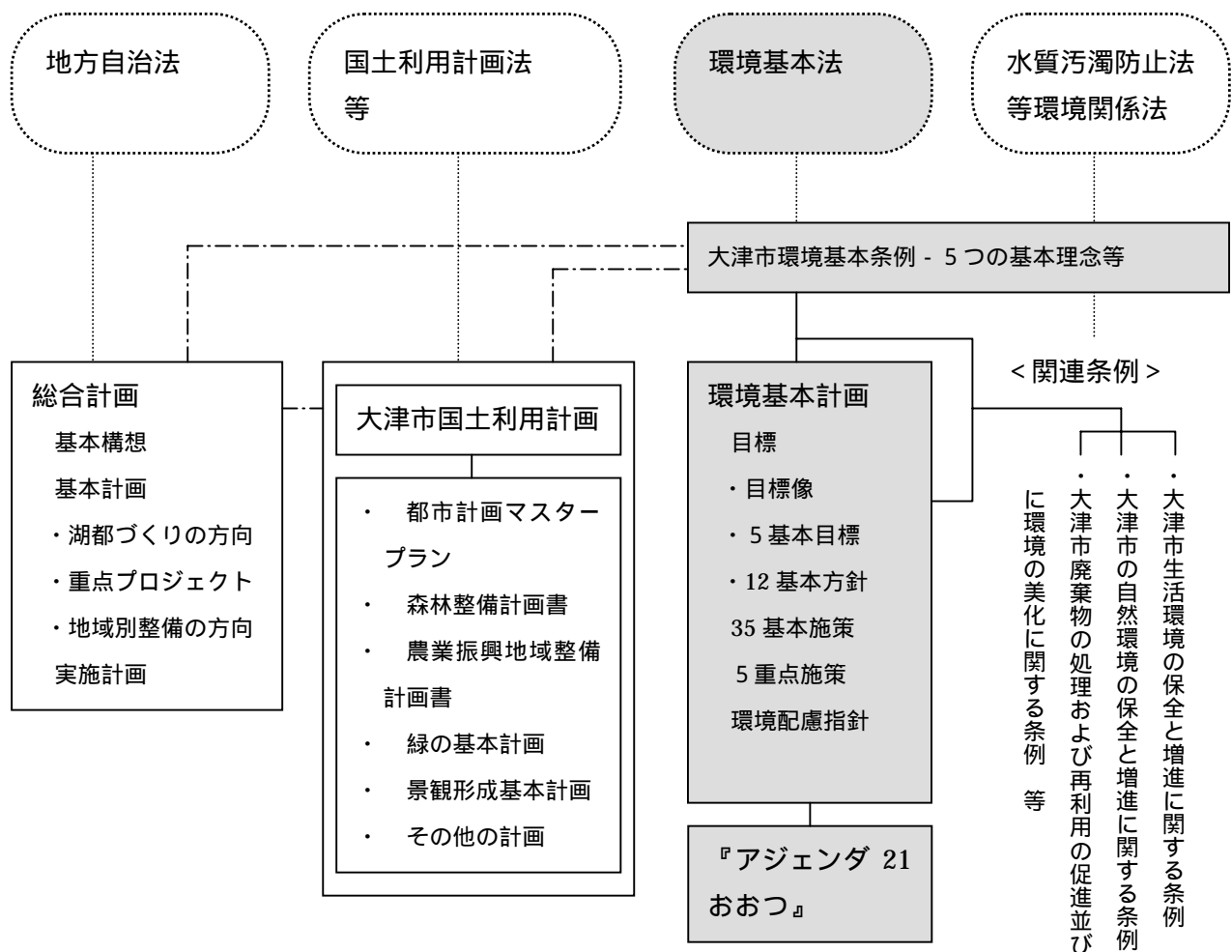
## 第5 総合的な環境施策の推進

### 1 大津市国土利用計画等における環境保全のしくみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として策定されるもので、第三次大津市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成12年3月に大津市議会で議決されました。

大津市の恵まれた環境を保全し、さらに良好な環境を創造するという観点から、適正かつ合理的、総合的な土地利用を進めることが求められており、この観点から、市域を自然的地域(森林地域、田園地域)、都市的地域(既成市街地、市街化進行地域、新市街地)、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

土地利用に関する計画と環境関係法令等



### 2 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、庁内に大津市環境施策推進本部を設け検討し、市民、事業者の意見を聴き環境審議会の答申を得て、平成11年3月に本計画を策定しました。

計画の概要は次のとおりです。

計画の背景と課題

第1章

計画策定の考え方

(1) 計画策定の背景

(2) 計画の目的

(3) 計画の性格

(4) 計画の枠組み

第2章

環境の現状と課題

(1) 環境の特徴と課題

(2) 市民・事業者の環境意識と保全活動

計画がめざすもの

5つの基本目標 12の基本方針と35の重点目標

第3章 環境の目標

まちのしくみ

基本目標

1 共生  
豊かな自然と調和したまち

循環

環境への負荷の少ない循環型のまち

基本方針

(1) 豊かな自然環境の保全創造  
(2) 人と自然との豊かなふれあいの確保  
(3) 環境に配慮した土地利用の推進

(4) 資源循環とIaaS-効率化の推進  
(5) 健全な水環境の保全  
(6) 地球環境保全の推進

重点目標

まちのすがた

健康

公害のない健康で安全なまち

快適

環境資源を生かした快適なまち

(7) 生活環境の保全  
(8) 安全性の確保

(9) 環境資源の保全創造・活用  
(10) 新しい環境文化創造・継承

人と暮らし

協働

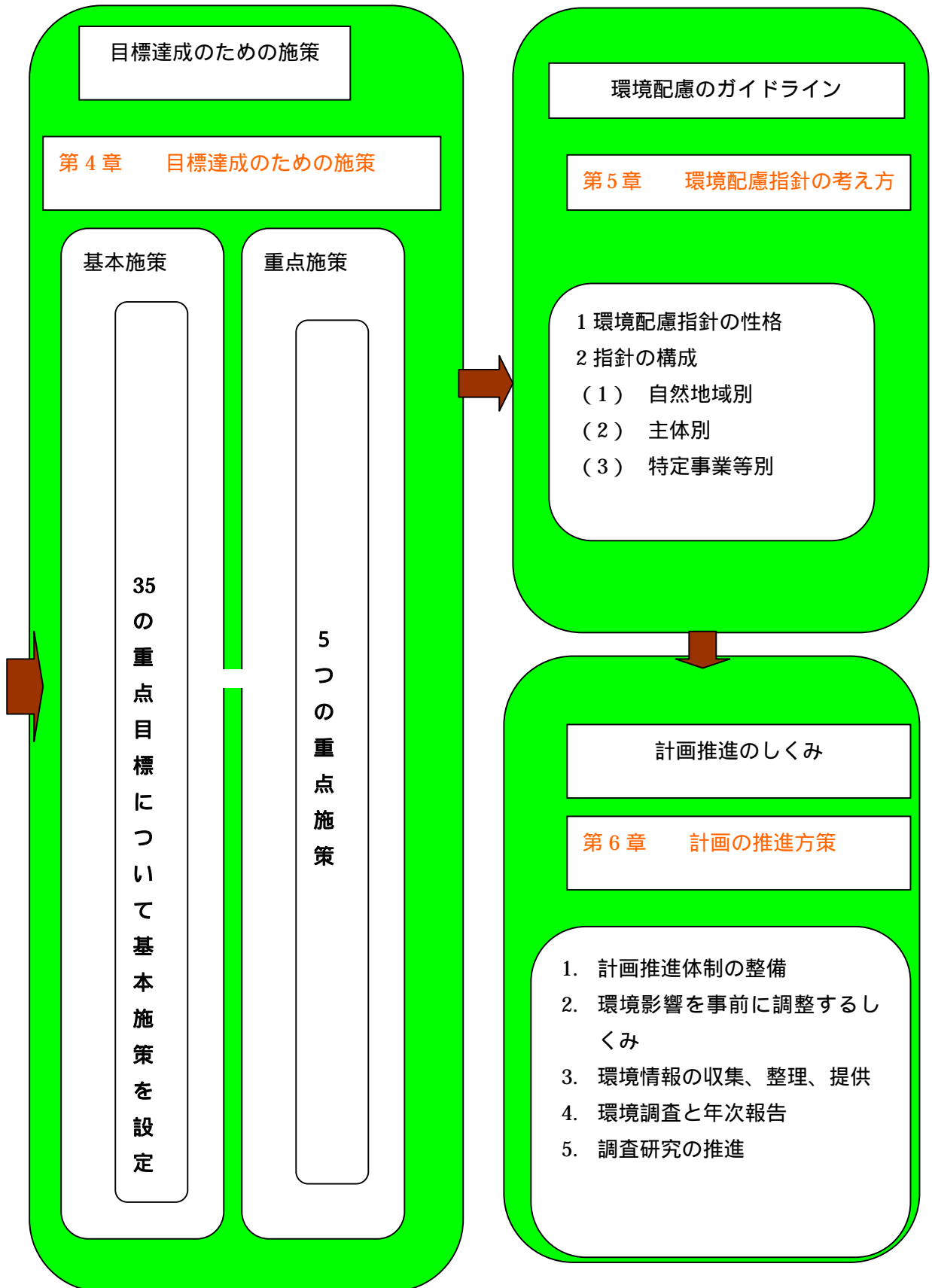
すべての人が環境に思いをめぐらせ行動するまち

(11) 環境に配慮した生活や行動ができる人の育成  
(12) 環境保全型行政の創造

35の重点目標

私  
達  
が  
め  
ざ  
す  
環  
境  
像  
→  
共  
生  
と  
循  
環  
の  
湖  
都  
・  
大  
津





(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第7条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

- ア 環境に係る全ての施策が35の基本施策の中に体系化された、総合的な計画です。
- イ 基本施策に合計56の<施策推進の指標>を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について5つの重点施策を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置づけた、行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

- ア 自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。
- エ 計画の期間は平成11年度から22年度までの12年間です。

(4) 計画の概要

ア わたしたちがめざす環境像と5つの基本目標

私たちがめざす環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という5つの基本目標を設けています。

私たちがめざす環境像と5つの基本目標

環 境 像

「共生の循環の湖都・大津」

～子どもたちの豊かな未来のために～

5つの基本目標

共 生  
豊かな自然と調和したまち

循 環  
環境への負荷の少ない循環型のまち

大津のまちのしくみ

大量消費・廃棄の社会経済システムやライフスタイルが環境問題の主要因となっていることから

健 康  
公害のない健康で安全なまち

快 適  
環境資源わ生かした快適なまち

大津のまちのすがた

市民一人ひとりが健康で快適に生活できる良好な環境な質が保たれている必要があります。

協 働  
すべての人が環境に思いをめぐらせ行動するまち

大津の人と暮らし

環境を左右するのは一人ひとりの活動であり環境の大切さを理解し、環境にやさしい暮らしや活動ができる人・事業者が育つ必要があります。

## イ 基本方針と重点目標

5つの基本目標を達成するために、12の基本方針と35の重点目標を設けています。

## ウ 基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5つの重点施策を推進します。

生き物を育む“生物生息空間（ビオトープ）の創造”

環境への負荷を減らす“リサイクル等とごみ減量の推進”

琵琶湖を守る“川すじコミュニティの創造”

豊かさを実感できる“緑のネットワークの形成”

みんなが考え行動する“環境パートナーシップの推進”

## エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

## オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

### (5) 施策推進の指標の状況

基本施策に設けた<施策推進の指標>の状況を資料編にまとめて掲載します。

## 3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞き平成11年3月に策定しました。

### (1) 指針の特徴

ア 環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。

イ 環境基本計画の12の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。

ウ 各主体が配慮指針を活用するための<活用ガイド>を示しています。

### (2) 指針の概要

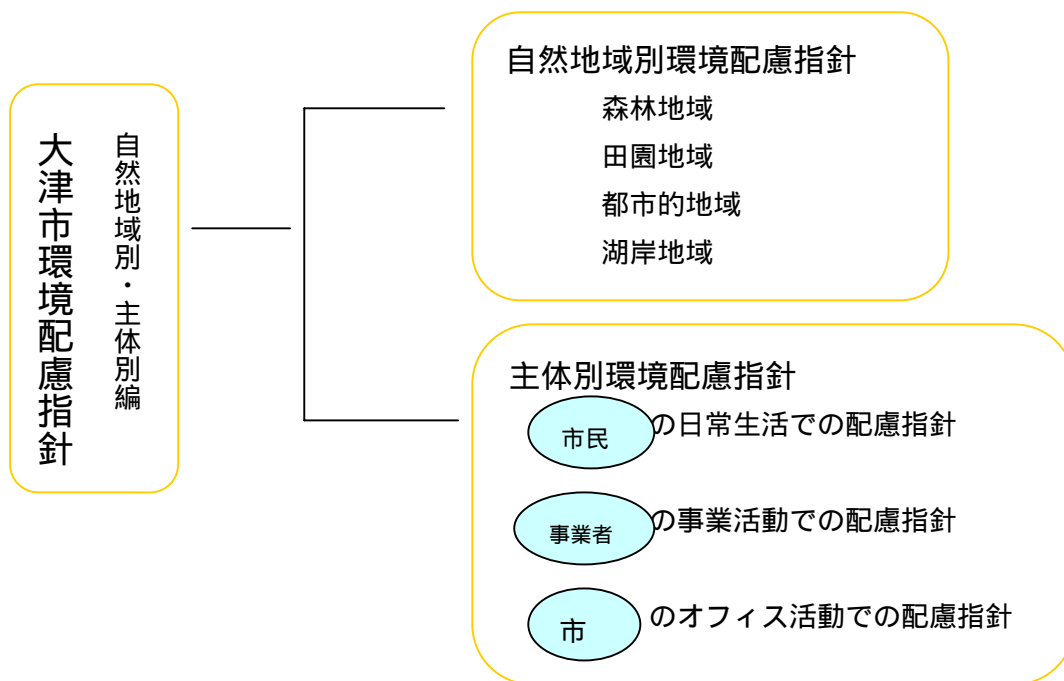
#### ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が小さな適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

#### イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

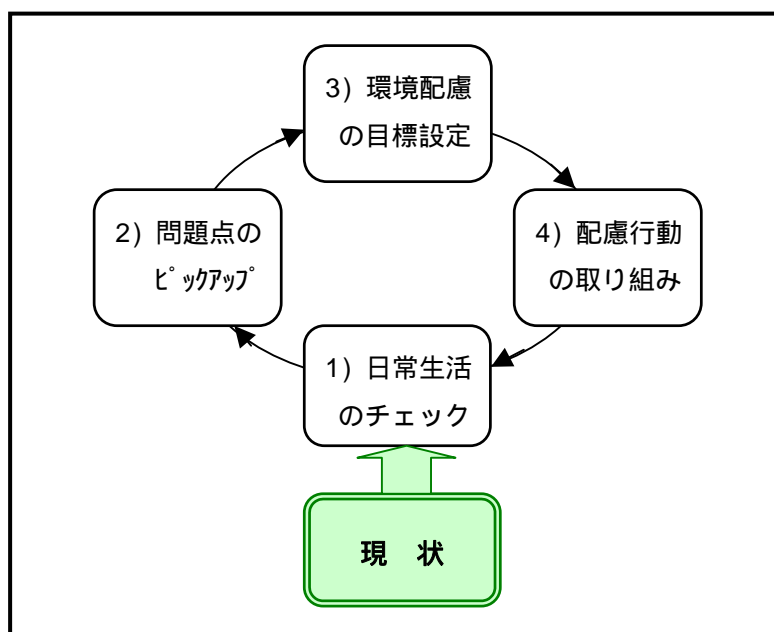
環境配慮指針の体系



(3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、家庭で話し合い、環境管理システムの考え方を参考にして、できることから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックするためや環境配慮システムを整備するために活用しま



4 『アジェンダ 21 おおつ』(大津市地球環境保全地域行動計画)



## 京都議定書による数値目標

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	1990年（HFC、PFC、SF6については1995年とし得る）
吸収源の取り扱い	限定的な活動（1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少）を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	付属書1締約国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。
	各付属書1締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超えないことを確保する。例えば 日本の割当量：基準年の94%（6%削減） 米国の割当量：基準年の93%（7%削減） EUの割当量：基準年の92%（8%削減）
バイキング	目標期間中の割当て量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

我が国では平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」が、平成5年12月に「『アジェンダ21』行動計画」が決定され、県では平成6年4月に「地球環境保全のための〈アジェンダ21 滋賀〉」が策定されました。

市では、環境基本計画の考え方にに基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、市民、事業者の参加を得て検討会を設置して検討を重ね、平成12年3月に「アジェンダ21 おおつ」（大津市地球環境保全地域行動計画）を策定しました。「アジェンダ21」とは21世紀に向けた地球環境を守るための課題（アジェンダ）という意味です。

### (1) 私たちがめざす環境像

素晴らしい地球を子どもたちに引き継ぐことをめざして、環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これの実現をめざします。これは、環境基本計画に掲げる環境像と同じです。

### (2) 計画の目標

取り組みの総合的な目標（総合目標）として、次の目標を掲げています

- ・ 市民1人当りの二酸化炭素排出量を、2010年度において1990年度排出量より6%削減する
- ・ その他の温室効果ガスについては、可能な限り削減に努める

また、個々の取り組みを推進する際の具体的な目標（行動目標）は、取り組み内容に応じて別に定めます。

### (3) 取り組みの内容

次の5つのテーマについて取り組みます。

それぞれについて、【すぐに取り組む】内容と【じっくり取り組む】内容、及び【各主体の行動】を示しています。

- (1) エネルギーのむだづかいをしない
- (2) 自動車の使いかたを考え、歩いたり自転車の利用を心がける
- (3) ものを大切に使いごみを減らす
- (4) フロンを回収しオゾン層を守る
- (5) 琵琶湖と生きものを守る

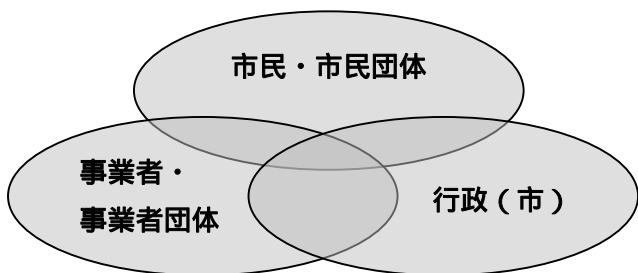
#### (4) パートナーシップで進めるリーディング事業

現在行われている活動を核としながら6つの事業を進めます。

- 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進
- グリーン商店街・店舗づくり
- おいしい食べ物循環システムづくり
- エコドライブの推進
- 地域かんきょう学校づくり
- 特定フロン等を出さないしくみづくり

#### (5) 「おおつ環境フォーラム」の設立

市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりが不可欠なことから、平成13年に「おおつ環境フォーラム」が設立され、5つのプロジェクト、3つの学習研究グループ、企画交流グループ、広報委員会等で積極的な保全活動が推進されております。



### 5 関連する主な計画

#### (1) 大津市都市計画マスタープラン

平成12年4月、「大津市都市計画マスタープラン」を策定しました。これは、大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画をふまえて、都市づくりの理念と目標、都市構造、土地利用の方針、都市整備の方針、地域別まちづくり構想について各分野ごとにまとめたものです。

都市づくりの理念の一つとして「世界に誇れる環境共生都市の創造」を掲げ、琵琶湖とそれを取り囲むように連なる山々、上代に続く古い歴史など本市固有の世界に誇れる自然的・歴史的資源を維持・保全するとともに、都市づくりに活用し、環境共生都市としての個性の演出と豊かな心を育むひとづくりをめざすとしています。

「大津市都市計画マスタープラン」の概要



## 都市づくりの理念

世界に誇れる環境共生都市の創造

世代と空間を越えた人々の交流の創出

生活・産業・交流を支える都市構造の確立

湖国の都としての都市機能の充実と中核都市の実現

### 将来の都市構造

#### 都市軸

東西方向の西日本軸及び南北方向の地域連携軸を基本とし、ラダ-状交通体系の形成を目指す

#### 都市機能拠点

都心、副都心、国際文化拠点、レジャー拠点等を形成し、都市軸によってネットワーク化を図る

#### 市街地配置

拡大については自然及び農業との調和に配慮し、配置する。

### 都市整備の方針

土地利用は商業業務、工業住宅その他のゾーンごとに整備方針を定める

都市施設は交通施設、公園・緑地、下水道・河川、その他の都市施設ごとの整備方針を定める

自然環境の保全及び都市環境形成の方針を定める

都市景観形成の方針を定める

都市防災の方針を定める

市民参加型まちづくりの方針を定める

### 地域別基本構想

北部地域

中部地域

南部地域

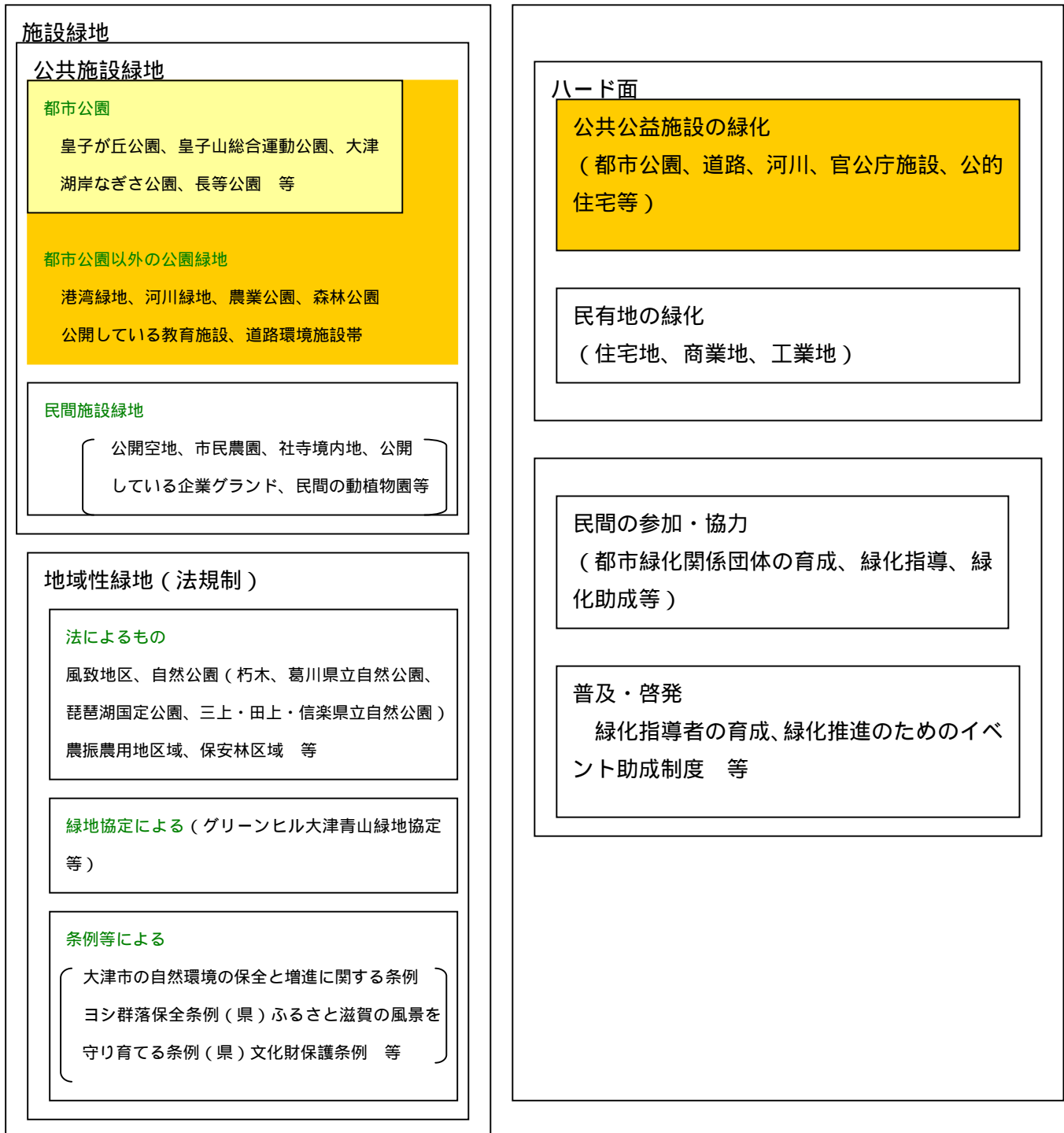
東部地域

## (2) 緑の基本計画

近年の環境問題や自然とのふれあいに対する市民の関心やニーズに応え、豊かさの実感できる緑あふれる都市環境を形成するための、都市緑化全般にわたる緑に関する総合的計画として、平成12年4月に都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定しました。

今後、この計画をもとにして、緑地の保全と緑化の推進を総合的に推進していきます。

### 緑の基本計画



## 市民・民間企業等の参加協力

### (3) ごみ処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定により長期的総合的視野に立って計画的にごみ処理を推進するために一般廃棄物処理計画「ごみ処理基本計画」を策定しました。この計画は、一人ひとりの“心ある行動”に支えられた資源循環型社会をめざし、3 つの基本方針と 46 の基本施策から構成されています。

### (4) 大津市生活排水対策推進計画

大津市の上位計画となる「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」、「滋賀県污水处理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などをふまえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的に取りまとめた計画で目標としては、「生活排水処理率 100%を目指す」「水質環境(上)の基準達成及び維持に努める」としています。

## 6 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和 47 年 7 月に公害対策審議会が発足しました。

その後、48 年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置づけられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する者 17 人の委員で組織され、環境基本条例施行以降、「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて」及び「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申を受けています。

## 7 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べるもので、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置されています。

学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織されており、平成 13 年 2 月には「大津市ごみ処理基本計画」の策定について答申をうけています。

## 8 大津市環境施策推進本部

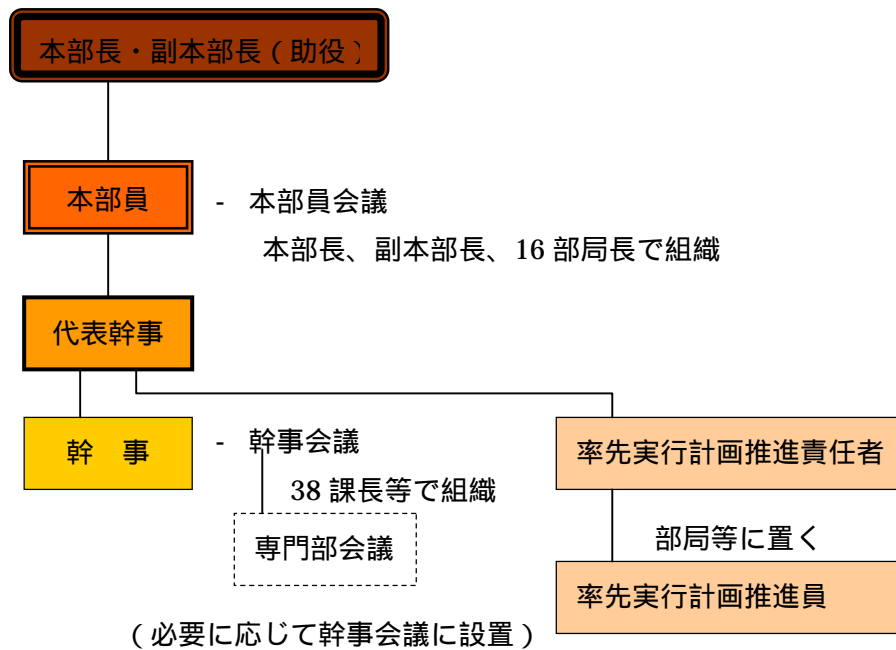
市として、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

助役を本部長及び副本部長に、関係部課で組織し、平成 11 年 3 月に環境基本計画、環境配慮指針、環境基本計画施策推進計画、環境にやさしい大津市役所率先実行計画、大津市役所グリーン購入推進基本方針をとりまとめました。

今後は、環境基本計画及びその関連計画を積極的に推進していきます。

大津市環境施策推進本部の体系

(平成15年4月現在)



9 大津市廃棄物処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物(し尿を除く。)の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和55年10月に設置したものです。

助役を本部長、環境部長を副本部長に、9関係部局長及び環境部次長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物の減量化及び資源化再利用についての市民及び事業者の意識高揚等について検討し、推進します。

これまで、容器包装リサイクル法に基づく分別収集のあり方やごみ処理基本計画の策定内容、南部クリーンセンターの建設等について検討してきました。

10 大津市環境管理推進本部

大津市役所にISO14001規格の環境マネジメントシステムを構築し、効果的に実施、運用、見直しをするため平成13年6月に設置したものです。

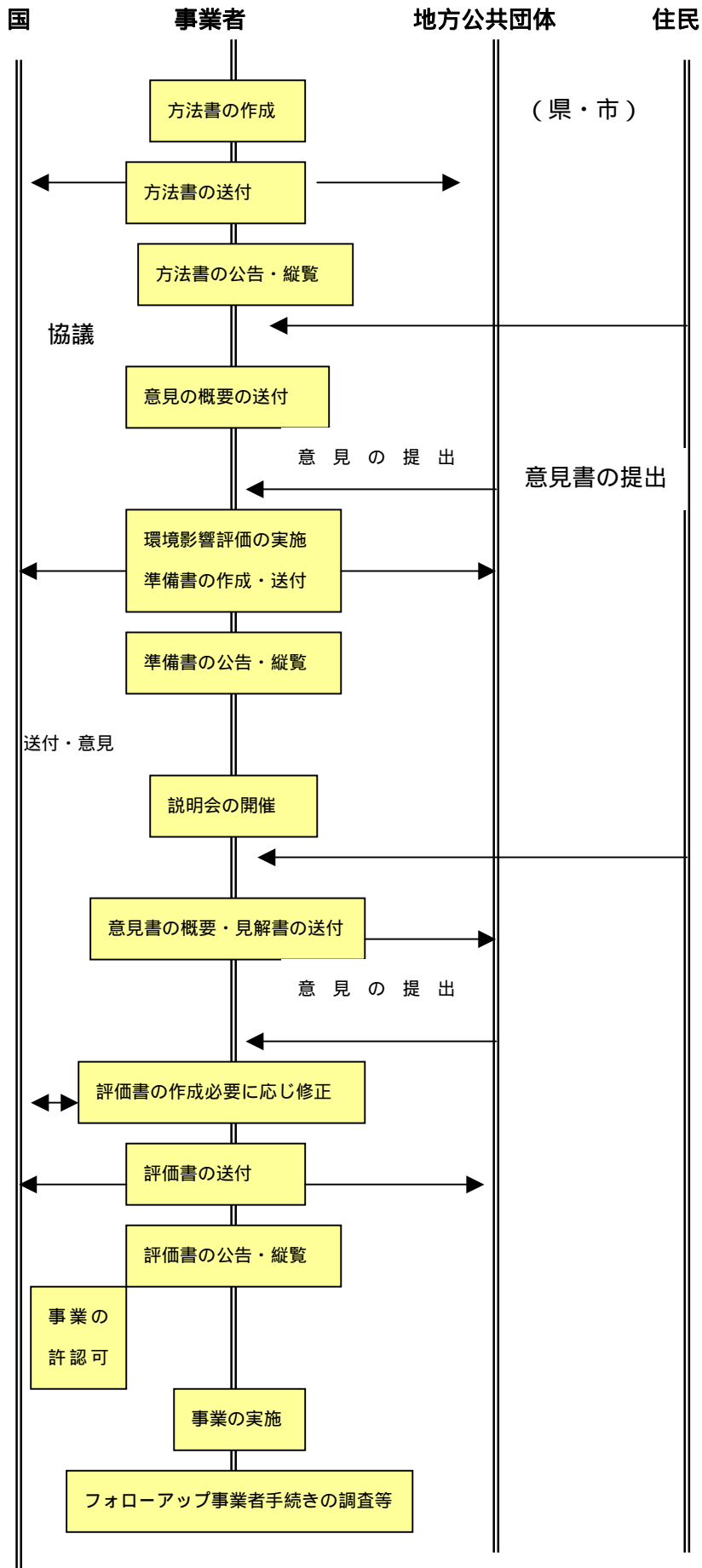
市長を環境管理総括者、主管助役を環境管理総責任者に、29関係管理部局長等を本部員として、組織しています。環境方針の決定・見直し 環境側面調査の実施 目的目標・環境マネジメントプログラムの決定・見直し 計画の運用管理 環境マネジメントシステム監査 システムの見直しなどとおして、1事業所として環境への負荷を低減し、汚染を予防する活動を推進します。

11 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。

(1) 国における制度

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、11年6月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務づけています。



(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定し、埋め立て干拓、ダム建設、放水路等の建設、下水道終末処理場の建設等の 14 事業を対象事業としています。評価項目は、大気汚染、水質汚濁等の典型 7 公害と電波障害等の生活環境に係る項目、地形・地質、生物等の自然環境に係る項目及び景観や文化財となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

また、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例が制定され、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、複合開発事業の概念の導入、住民参加の機会の拡充、事後調査の手続きの充実、知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

総 27 環境影響評価の実施状況

事業名	規模
大津胡岸なぎさ整備事業	埋立て 18.5 ha
大津港改修整備事業	埋立て 6.9 ha しゅんせつ 18 ha
中央自動車西宮線改築事業(栗東～瀬田東)	道路改築 9.2 km
びわこプレゼンゴルフクラブ開発事業(志賀町)	敷地面積 97.8 ha
教育・研究機関敷地に伴う造成事業(龍谷大学)	敷地面積 32.6 ha
京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	敷地面積 61.8 ha
びわこサイエンスパーク(仮称)整備事業 (伊香立土地区画整理事業)	敷地面積 188.0 ha
(仮称)新南郡廃棄物処分施設設置工事	敷地面積 26.3 ha
(仮称)大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積 96.0 ha
(仮称)大津クリーンセンター-産業廃棄物最終処分施設設置事業	敷地面積 20.5 ha
大戸川ダム建設事業	敷地面積 150.0 ha
大津カントリー倶楽部整備および増設工事事業	敷地面積 220.6 ha
立命館大学びわこキャンパス整備事業	敷地面積 50.0 ha
近畿自動車道飛鳥神戸線改築事業	道路新築 54.0 km
大津胡岸なぎさ公園整備事業(打出の森地区変更)	埋立て 3.76 ha
16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設増設事業	敷地面積 39.5 ha
大津真野佐川地区土地区画整理事業	敷地面積 41.1 ha
18 新青島工場整備事業	処理能力 8.75 t / 時

注： 印は手続きの完了したものを示す



## 第2章

環境基本計画の体系に基づき、35の基本施策について環境の状況や取り組みの内容を示します。また、あわせて本文以外の平成14年度に実施した主な事業を示します。

### 第1節 豊かな自然環境の保全と創造

#### 1 多様な自然環境の体系的な保全

大津には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地、農用地などは多面的、公益的な機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成8年度に実施した自然環境調査によると、本市全域の緑被率は約78%、市街化区域の緑被率は約30%となっています。

##### (1) 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定による自然環境保全の推進

平成12年3月22日に、大津市議会において「第三次大津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて本市の区域における土地利用に関して必要な事項を定めるもので具体的には自然地域(森林地域及び田園地域)都市的地域(既成市街地、市街地振興地域及び新市街地)湖岸地域並びに歴史的地域のそれぞれにおいて土地利用の基本方針を定めています。またこの計画に則して「大津市土地利用調整基本計画」が定められています。

内容の中で、特に本市の土地利用骨格としてみどりの山並みを形成する森林地域については、国定公園、県立自然公園及び風致地区を中心に「緑地保存地域」と位置付け、他の用途への転換を厳しく抑制することとしています。また、平地部の独立丘などの「前山」を形成する森林地域については「環境形成緑地」と位置づけ、他の用途への転換を抑制することとしています。

平成14年度はそれらに配慮しながら「都市計画マスタープラン」に基づく第4回の区域区分の見直しを終了し、公表しました。

##### (2) 市街地農地整備対策事業の実施

農と住の調和のとれた街づくり推進のため市街地農地整備対策事業を実施しました。平成14年度の実施内容は次のとおりです。

大萱浜地区、今堅田北地区においては、田園と湖辺地域の自然的特長を生かしながら、調和の取れた街づくりの推進事業化にむけて、啓発活動や意向調査を実施しました。また、大萱浜地区においては、土地区画整理組合設立に向けての勉強会を実施しました。

##### (3) 大津市農業農村環境整備計画事業の実施

大津市農業農村環境整備計画策定委員会を設置し、検討を重ね、平成12年3月に農業振興区域内における「大津市農業農村環境整備計画」を策定しました。これは、大津市の豊かな農村環境を保全再生するために『里山、ため池、田園の恵みに満ちた湖都の農村づくり』をテーマに掲げ、農業振興地域の環境保全に対する基本的な考え方や農業農村環境整備事業における基本的対応策を示しています。平成14年度は、「大津市農業農村環境整備計画」に基づき、農村環境と調和した老朽ため池整備事業を実施しました。老朽ため池整備事業(里5丁目)山田大池・(関津3丁目)宮の前下池の2件を実施しました。



#### (4) 環境保全型農林水産事業の実施

平成14年度に実施した内容は次のとおりです。

災害により被害をうけた農地及び農業用施設についてその機能を速やかに回復するために農地、農業用施設の災害復旧事業を行いました。農地災害復旧事業5件・農業用施設災害復旧事業4件。

カワウ(大型魚食性水鳥)による水産資源への影響を防止し、漁業被害を軽減するため地元猟友会の銃器による駆除を依頼し漁業生産の安定化を図りました。

伊香立、仰木、雄琴地域で「中山間地域直接支払い交付金制度」を軸に、耕作放棄を防止し、農用地や農道水路の保守点検等の管理を実施するとともに景観のためのレンゲ等の植栽と周辺林地の下草刈を実施しました。

森林を有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る目的で森林整備地域活動支援交付金支給事業として、森林内既存歩道の草刈、補修による維持管理をおこないました。

また、森林の育成に対し各種補助施策(間伐作業道4路線・造林0.64ha・下刈り68.63ha・枝打ち18.6ha等)を実施しました。

#### (5) その他

その他、平成14年度に実施した主な事業は次のとおりです。

瀬田公園、月の輪公園においては、地域の原風景の象徴である「ため池」を景観的に取り込んだ整備をおこないました。

堅田内湖公園では、周辺の田園風景を保存しつつ、水路や河川を活用した緑地ネットワークとクリークを生かした歩行者空間の整備、多様な水生植物の生息空間の保全を考慮した護岸整備をおこないました。

湖辺地域における自然環境の保全事業として市民参加による、ヨシ刈りを実施しました。

## 2 生物の多様性の確保

貴重動植物や、ホタルなど地域の特徴となっている生き物の保護に努めています。

### (1) 動植物の生息・生育状況

平成7～8年度に実施した大津市自然環境調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりです。

#### ア 植物

森林植生、草本植生を併せて約80タイプの植物群落が確認されました。この多くは代償植生であり、自然植生は、比良山や京都府県境の標高の高い山頂付近等に小面積で残っています。

貴重植物群落の分布状況を見ると、葛川地区山地部には、ブナクロモジ群集、ブナアシウスギ群集の分布がみられ比叡山地では、比叡山の杉林、比叡山のモミ林があり、また、滋賀里から小関町、石山寺周辺及び大石信楽川沿いには、コジイサカキの群集が残存しています。

#### イ 動物

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多くの種類にわたっています。

標高の高い比良山地及び丹波高原では、ツキノワグマ、カモシカのような奥山型の哺乳類や、溪流にはヒダサンショウウオやナガレヒキガエルが生息するなど、近畿地方では高標高の山地のみに分布するグループもみられます。この山地は自然度の高い貴重な地域であるといえます。

大津市に生息する哺乳類は6目12科23種、は虫類は2目6科14種、両生類は2目6科18種、昆虫類は18

目 201 科 1,209 種の記録があります。

## (2) 保護地区の指定

昭和 55 年 8 月に、「瀬田川自然保護地区」が大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく保護地区に指定されました。

### 指定保護地区の概要

指定年月日	昭和 55 年 8 月 1 日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 8 7 5 メートルの地点から鹿跳橋の下流 2 0 0 メートルの地点までの区域（面積 62,776 平方メートル）
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甑穴（大小さまざまな丸い穴のあいた岩石）を含む指定区域内の自然景観（鹿跳橋を除く）

## (3) 保護樹木・保護樹林等

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」では、市街地に所在する樹木で良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するため必要があると認められる樹木について、保護樹木として指定することができることとなっています。

現在は、自然災害等で指定解除したものを除き 27 本の保護樹木を指定しており、その所有者に対しては自然環境保護活動助成金をの助成をおこないその保護に努めています。

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア．市街化区域内に所在すること。
- イ．樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
  - 地上より 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。
  - 地上より高さが 15m 以上である。
  - 株立ちした樹木では、地上より高さが 3 m 以上である。
  - はん登性樹木では、枝葉の面積が 30 m<sup>2</sup> 以上である。

## 保護樹木

指定 番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定 樹齡	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15	100	長等一丁目1-35	大津赤十字病院
4	イチョウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16	150	同上	同上
6	クロガネモチ	274	18	400	松本一丁目8-25	平野神社
7	カヤ	290	13	200	同上	同上
9	エノキ	379	23	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22	300	同上	同上
13	ケヤキ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13	70	園山一丁目1-1	東レ株式会社
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	田中 隆
18	クスノキ	335	23.9	350	同上	同上
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖島神社
20	シダレヤナギ	204	14.7	100	島の関1-60	中央小学校
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
24	モミジバスズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目6-23	県立体育館
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
31	クスノキ	241	16.5	80	膳所二丁目11-1	県立膳所高校
32	クスノキ	302	16.0	80	同上	同上
33	クスノキ	226	12.0	80	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社

## 保護樹林

指 定	樹林名	面積 (m)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居町14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

### (4) 身近な環境調査員～環境夢先案内人～による身近な生き物等の調査

「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心に身近な環境に親しみながら調査をしていただくものです。平成3年度に発足し、これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぽぽ、ツバメ、酸性雨、環境生物、魚、サクラ、ミズなどの調査を行ってきました。平成14年度は【どんぐり調査】を実施しました

また、平成13年度に実施したミズの調査結果を取りまとめて「ミズ調査報告書」を作成し、情報提供者他、小中学校に配布するとともに『大津のかんきょう宝箱』やインターネット大津市役所ホームページで情報提供しています。

## (5) 多様な生態系の保全

湖辺生態系の基盤であるヨシ群落を保全するため、真野地域から瀬田南地域にかけて7学区 10 地点で、企業、ボランティア、一般応募市民等によるヨシ刈り等が行われており、業者委託によるヨシ刈りも実施しています。

その他平成 14 年度の主な事業内容はつぎのとおりです。

農作物だけでなく住宅地まで及ぶ猿害対策として、猿の追い上げなど防除対策を実施しました。また、平成 13 年度策定の県ニホンザル保護管理計画に基づき、湖南地域振興局管轄における地域計画の策定に参画しました。

平成 12 年 2 月 5 日、滋賀県と琵琶湖に面する県内の全 21 市町は水鳥の湿地の保護を目的としたラムサール条約に登録されている琵琶湖の保全をはかる「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」を設立され平成 12 年 8 月にラムサール条約登録湿地関係市町村会議(全国ラムサール)に加入し、情報収集に努めています。

## 3 身近な自然の保全と創造

### (1) ビオトープの保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化や自然性の高い公園など、生物生息空間(ビオトープ)の整備を進めています。市街地農地対策事業においては市街地内農地の無秩序な開発を抑制し、ビオトープの保全等を念頭において計画に配慮しました。

また、みずすまし支援事業として、伊香立小学校において、小学生、先生、地域の方、PTA等が協力して、ビオトープ池を作りました。

平成 14 年度の主な事業内容は次のとおりです。

里3丁目のため池山田大池において水生植物の生息に配慮した多自然型ブロック(制波工)を施工しました。

地域が進めるホタルの里づくり構想の一環として、平成 11 年度よりカワニナ飼育池(24 m<sup>2</sup>)を富士見小学校敷地内に設置し、地域活動と連携しています。

長沢川緑地においては、河川敷を活用した緑地空間の整備として、瀬田郵便局付近の張り芝、インターロッキング舗装、地被類の植栽等をおこないました。

瀬田公園では、上長尾池、下長尾池間の自然育成型護岸の維持管理のため、余水は吐取水施設を設置し、水生植物の保全復元に努めるとともに、堤体上の園路整備をおこないました。

月の輪公園では、下月の輪池、山の神池のヘドロを撤去し改良を施して盛土材として使用し、水質の浄化、水生動植物の保全復元に努め、護岸部には、水生植物を植え、捨石階段護岸整備により、生物の生息空間の確保に努めました。

堅田内湖公園では、水生植物の保全復元及び地被植物の植栽を行い、緑地保全に努めながら、隣接する児童公園との間の護岸を生物にやさしい空石積で施工し、天端のところに遊歩道整備(L62m)をおこないました。

仰木地域において、「中山間地域等直接支払交付金制度」を軸に、ため池の点検、補修、堤防の草刈等の維持管理を実施し昆虫類の保護をおこないました。

### (2) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。また、宅地開発等に伴って、緑地協定の申請が一件あり、平成14年7月現在協議を進めています。

平成14年度の事業内容は次のとおりです。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、平成12年度に策定した特定事業等に係る環境配慮指針に沿って、特定事業をおこなう事業者に緑化及び景観形成への配慮を求めました。

新たに建設した公共施設(穴太団地)において緑地帯の設置をおこないました。

#### ア “花” スプリングフェスタの開催

花とみどりに満ちたやすらぎのあるまちづくりを進めており、その一環として柳が崎湖畔公園において花スプリングフェスタを開催しています。花や苗木の即売、花と緑の小さな教室の開催等、多くの市民(約2万人が参加)に親しまれる催しとなっています。

また、サンシャインビーチにおいて、5月には、おおつ“花”フェスタ(24,000人が参加)、10月にはなぎさオータムフェスタ(25,000人が参加)を開催し、園芸教室、花の即売等を実施しました。おおつ“花”フェスタでは、チップ化した堆肥を無料で配り、なぎさオータムフェスタにおいては、ヴェルツブルクハウスにおいて市内の小学生から応募があった緑に関する絵と標語を展示しました。

#### イ 花と音楽のフェスタの開催

一里山公園緑のふれあいセンターにおいて花と音楽のフェスタが開催され、園芸教室、オランダフラワーアレンジメント、ハーブの展示、押し花作品、花の写真展示とハーモニカや琴の演奏もあり2,000人参加者でにぎわいました。

#### ウ 公園愛護団体の育成等

公園をはじめとした市域の緑を守り育てるためには、適切な維持管理が不可欠です。このため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織化・育成を進めています。平成14年度には75ヵ所68団体で都市公園の清掃、除草などの活動が行なわれました。

### (3) 自然愛護思想の普及

大津の豊かな自然環境は市民共通の財産です。この財産を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりに緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

また、平成5年度に発足した、大津市公園緑地協会では、家庭緑化や街の緑化を支援しています。

#### ア 大津緑の少年団の育成

緑の少年団は、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成7年4月に設立されました。少年団員は大津市内の小学生が対象で、自然観察会、緑の募金街頭活動等を行っています。

#### イ 大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成3年3月に大津市の花、木、鳥が選定されています。

大津市の花は叡山すみれ、木は山桜、鳥はゆりかもめです。

選定の理由は次のとおりです。

#### (ア) 叡山すみれ

「叡山」という大津市内の地名がついたスマレ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにや

らゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。

#### (4) 山桜

日本原産の落葉広葉樹であり、「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」という歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。

#### (5) ゆりかもめ

かもめ科の鳥でその優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。

## 第2節 人と自然との豊かなふれあいの確保

### 1 自然体験空間の整備

#### (1) 自然体験ができる地域や施設

自然体験ができる地域として葛川森林キャンプ村、田上・桐生教育キャンプ場等の整備をすすめ、自然とふれあう施設として自然観察の森、ふれあいの森等を整備しています。

平成 14 年度の主な事業は次のとおりです。

瀬田公園では、地域の原風景の象徴である「ため池」の景観を生かした公園整備を実施し、また周遊園路には、木製デッキの展望スポット等を整備し水辺の自然観察の空間を整備しました。

旧琵琶湖ホテル跡地等を利用し、琵琶湖の自然と一体となった公園整備をおこない新たな観光拠点として多くの人々の交流の場となる体験学習施設などの充実をおこないました。

#### (2) 東海自然歩道

東京の西郊にある「明治の森・高尾国定公園」を起点とし、大阪の北郊にある「明治の森・箕面国定公園」を終点とする総延長 1,343km の長距離歩道で、市内では、信楽町田代の三筋の滝の下流から田上山、音羽山、長等山、比叡山といった周囲の山々を経て、京都大原に通じる仰木峠までで、延長 52km、休憩所が4カ所あります。

#### (3) 自然の道・歴史の道

昭和 45 年に、すぐれた自然と恵まれた歴史的遺産を多くの人に見てもらおうと「自然の道・歴史の道」を設定しました。

これまでに 湖南アルプスの道 大津京の道 堅田葛川の道 小関越の道の整備を終え、今後も年次的に整備する予定です。

#### (4) 自然のみち空間の整備

歩いて楽しい散策路の整備とサイン計画による整備として歩行者用の案内板(ラダータイプ)を袋古墳緑地及

び堅田内湖公園に各 1 基設置しました。

#### (5) サイクリングロードの整備と活用

「びわ湖レークサイド自転車道」建設の早期完成を図るため、平成元年に大津市、守山市、志賀町で連絡協議会を設立し、平成 14 年度は 6 月に連絡協議会総会を開催し国土交通省に建設促進を働きかけました。

## 2 自然とふれあう活動の推進

### (1) 市民農園等の整備と活用

主に市街化区域内の遊休農地を活用し菜園としての機能の他、自然とのふれあい、レクリエーションなど、様々な役割を果たしています。市内ではファミリー農園(476 区画)や老人クラブ活動の一環として高齢者健康農園(5 地区・5 団体)が運営されています。

#### 市民農園の整備状況

	農 園 名	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
1	堅田一丁目	740	26
2	滋賀里	3,307	110
3	高砂	500	17
4	鏡が浜	2,050	78
5	湖城が丘	1,030	32
6	国分西出	1,226	39
7	国分西出(新)	1,378	50
8	田上枝	687	16
9	月輪二丁目市民農園	2,389	48
10	北大路三丁目	1,850	60
	計	15,157	476

### (2) 自然観察会等

自然を大切にすることを育むために、初夏と秋の 2 回「自然観察会」を市自然保護指導員連絡会と共催で田上山、長等山、比叡山などで植物や野鳥などの自然を観察するもので、また、冬の琵琶湖を訪れる水鳥たちの生態を観察する「水鳥の観察会」も年 1 回開催しています。

それぞれ多くの市民が参加し、自然の美しさ、自然の中で過ごすことの楽しさを知ってもらうことを通じて、自然の大切さを啓発しています。平成 14 年度は、秋の観察会は中止となり、初夏と冬の観察会で 86 名の参加がありました。

また、市自然保護指導員連絡会では自然解説のための人材の育成のため指導員の研修会を年 1 回実施しています。

### (3) 「一里山公園緑のふれあいセンター」における活動

一里山公園緑のふれあいセンターは、安全快適な心とむ公園で、花や緑に親しみ育てることを通じて、高齢者や障害者等ハンディキャップのある人たち、地域住民、子供たち等、様々な人たちが交流し、互いに思いやりの心を育てていく施設です。

公園内には、緑化のための講習やイベント等に活用できる多目的ホールや資料コーナー、体験コーナー、花作りのためのセルフガーデン「市民花園」等、誰もが気軽にガーデンライフ楽しむことができます。

### 第3節 環境に配慮した土地利用の推進

#### 1 自然公園等の指定

##### (1) 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく地域指定

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として指定されています。

本市には、琵琶湖国定公園(昭和22年指定)、三上・田上・信楽県立自然公園(昭和44年指定)及び朽木・葛川県立自然公園(昭和46年指定)の3つがあります。それらの面積の合計は15,034haになっており、本市の面積の約半分を占めています。

##### 自然公園等の面積

(単位：ha)

区 分	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計
琵琶湖国定公園	358	1,714	2,547	120	4,739
三上・田上・信楽 県立自然公園	8	106	4,526	1,033	5,673
朽木・葛川県立自 然公園	130	264	726	3,502	4,622
計	496	2,084	7,799	4,655	15,034

##### ア 琵琶湖国定公園

比叡山系・音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその兩岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

##### イ 三上・田上・信楽県立自然公園

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

##### ウ 朽木・葛川県立自然公園

安曇川源流の渓谷と後背地の山々とで構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の産地です。

##### (2) 風致地区の指定

都市計画法第8条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には12の風致地区が設けられています。

風致地区等の地域地区制度を活用することにより、自然環境の特性に配慮した土地利用の推進を図っています。

##### (3) 風致地区の指定

森林は水源のかん養や山地災害の防止などを私たちの暮らしと健康そして安全を守るために、特に重要な役割を果たしています。これら森林を保安林と位置付け、伐採の制限等必要な管理をおこなっています。



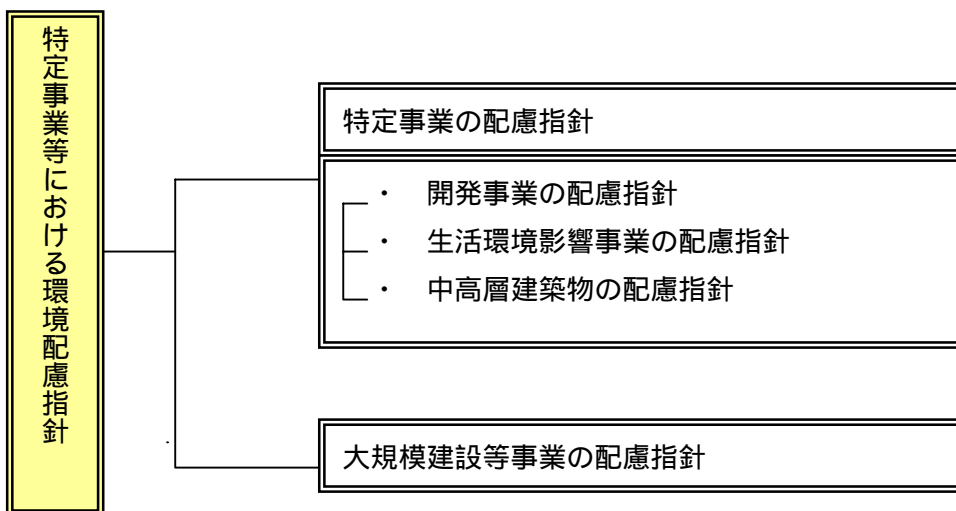
## 2 大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境づくり

大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和の取れた土地利用と秩序ある都市形成を図るため大津市開発事業指導要綱を定め、環境保全、騒音、振動、粉じんの対策、水質汚濁対策、電波障害対策、日照対策、文化財保護等について必要な措置を求めています。

## 3 特定事業等における環境配慮指針に基づく事前協議

人の生産活動や事業活動はそれを取り巻く環境(自然環境、生活環境など)に何らかの影響を与えることになります。大津市の生活環境の保全と増進に関する条例では、これら事業活動のうち一定の要件を満たすものを特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者が環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。平成12年度においてこれらの指導において、事業者が事業計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を行ない、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針【特定事業等編】を策定しています。平成14年度においては、35件の特定事業と1件の大規模建設等事業の事前協議をおこないました。

### 特定事業等における環境配慮指針



## 4 「大津市国土利用計画」及び「大津市土地利用調整基本計画」の推進

内容については第2章・第1・1(1)と同様<sup>11</sup>

### 第4節 資源循環とエネルギー効率化の推進

#### 1 ごみ減量とリサイクル等の推進

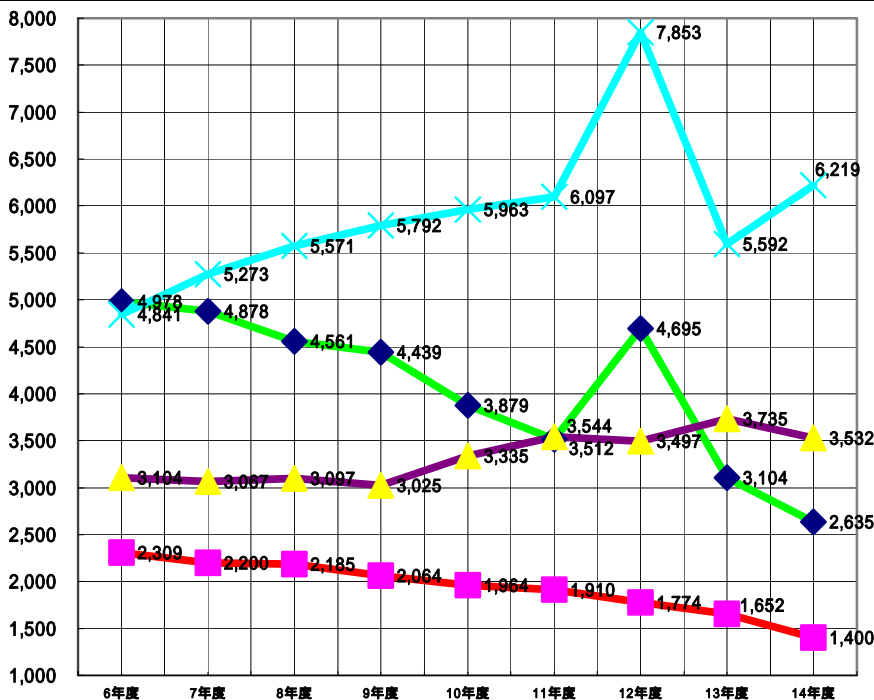
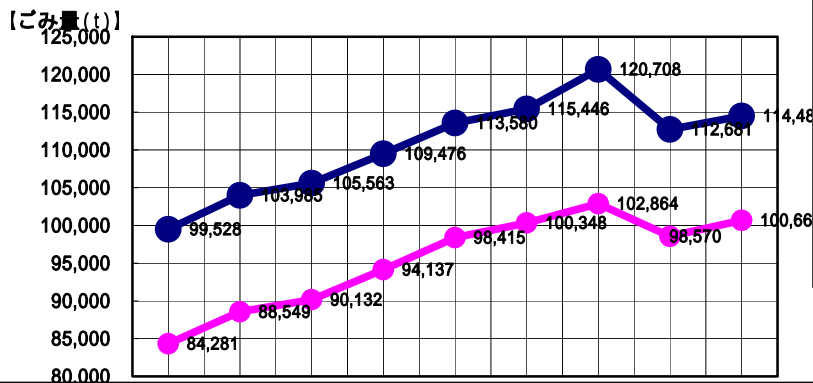
##### (1) ごみ量の推移

平成14年度の大津市全体のごみ量は、114,491tで前年度に比べ約1,800tの増加となり、このことは、指定透明ごみ袋の導入や家電リサイクル法が施行された昨年度に比べ若干の増加となりました。これは、大型ごみの増加と事業所から出されるごみ量の増加が要因となっています。

これを一人1日あたりに換算すると、排出量は1,051g/人・日、また、家庭から排出される一人1日あたりの処分量は681g/人・日で昨年より7gの減量となりました。

### ごみ量の推移

# 大津市ごみ量の推移



年 度

## (2) ごみ減量と資源再利用推進会議

昭和 56 年 5 月 30 日に「市民一人ひとりがごみ問題を自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識して“ふるさと都市大津”の創造にふさわしい気風を育てていくこと」を目的として発足しました。

4つの常設部会(企画総務、ごみ減量推進、資源再利用推進、流通部門対策)と特別部会(女性懇話会)を設け、指定透明袋の周知徹底、「紙の日」運動実施、リサイクルマーケットの開催、「ノーポイ運動」街頭啓発、清掃活動等を行い、地域の環境保全の推進に貢献しています。

## (3) リサイクル等の推進

### ア リサイクルマーケット・イン大津

使い捨てライフスタイルを見直し、各家庭にある不用品を必要とされる人に提供することにより資源の再利用を推進し、その機会をつくることで市民意識の向上を図る目的で開催しています。

この事業は平成4年度から実施しており、平成14年度の実施状況は次のとおりです。

### リサイクルマーケット・イン大津の実施状況

年	月/日	ガレージセール 出店数	入場者数 (人)
平成9	9/23	74	6,000
10	9/23	74	8,000
11	9/23	74	9,000
12	9/23	74	8,000
13	9/23	74	8,000
14	9/23	55	6,000

### イ 古紙資源化事業

平成5年4月から、リサイクルによる資源の有効利用と自然環境の保全、ごみ減量を目的として、古紙回収を実施する市民団体、並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を実施しています。

また、田上学区でモデル的に実施された「ごみ減量と資源再利用推進会議」による「紙の日」運動も広がりを見せ、平成10年度には15学区になりました。他に牛乳パック回収運動などの資源回収運動を支援し、資源化の促進に努めています。

このような市民運動による平成14年度の資源化量は11,990tにのぼり昨年より約700t増加しています。

### 古紙回収量の推移

年度	古紙回収量(t)			
	指定業者	左以外	紙の日運動	計
平成9	8,778	960	776	10,514
10	8,891	968	1,464	11,323
11	7,874	1,165	1,589	10,628
12	7,404	1,493	1,422	10,319
13	7,836	1,616	1,804	11,256
14	8,364	1,822	1,804	11,990

### ウ かん、びん・ペットボトル資源回収

平成15年1月よりびん、ペットボトル混合収集から資源化率の向上を目的として単独収集に切り替え積極的

に資源化を進めています。

### かん、びんの資源化量

年度	種類	施設運搬量 ( A )	資源化量 ( B )	資源化率 ( B/A ) ( % )
平成 10	かん	1,964	1,452	73.93
	びん	3,335	727	26.49
	ペットボトル		156	
11	かん	1,910	1,319	69.09
	びん	3,545	736	26.77
	ペットボトル		213	
12	かん	1,744	1,241	69.99
	びん	3,497	有色 337	29.49
	ペットボトル		透明 335	
13	かん	1,652	1,241	69.99
	びん	3,735	有色 381	30.42
	ペットボトル		透明 330	
14	かん	1,400	960	68.60
	びん	3,532	有色 364	34.05
	ペットボトル		透明 379	
			460	

#### エ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集などの推進

「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を早期に実施できるよう、ごみ組成調査を実施しました。

#### オ 家庭用生ごみ処理機活用事業

平成12年5月より家庭から出される生ごみの減量化・堆肥化として自家処理の活用を促進するため家庭用生ごみ処理機購入経費の1/3(補助限度額 20,000 円)を補助しています。平成14年度は223件の申請があり、事業開始から793件の補助対象のごみ処理機が市内に設置されています。

#### カ 剪定枝の被覆材としての活用推進

街路樹や都市公園で発生した剪定枝約284tを皇子が丘公園敷地内において、チップ化し、同公園内に被覆材として撒き、土壌改良、公園内のクッション材として活用しました。

#### キ 対象建設工事における特定建設資材についての再資源化等の促進

平成14年5月30日から施行された建設リサイクル法施行に伴う解体業者等からの届出件数は513件で、届出等において県関係部署と協力し、解体に関する相談、解体現場を週2回のパトロールするなど分別解体及び再資源化の促進を図りました。

#### (4) 消費生活における各種啓発活動の実施

ガレージセールや「みんなの消費生活展」の開催、啓発紙「ポケット」の発行、リサイクル情報の提供、消費生活モニターの活動などにおいて、消費生活におけるごみ減量とリサイクルを進めています。

## (5) ごみ処理基本計画の推進

平成 13 年度を初年度とする、今後 10 年間のごみ処理基本計画を平成 12 年度に策定し、現在、本計画の理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関するマナー厳守をはじめとする『心ある行動』の徹底と環境への負荷低減ならびに資源循環型社会を目指した施策を推進しています。

## (6) ゼロ・エミッションをめざしたリサイクルのしくみの整備

市内業者への良好な産業活動空間の提供とこれからの工業をはじめとする事業所立地の促進に向け、ゼロ・エミッションをめざしたシステムづくりの整備等、本市の個性を活かし、地域特性に配慮した総合的な立地環境を検討しました。

## 2 省資源・省エネルギーの推進

### (1) エネルギー消費の状況

平成 7 年度の本市のエネルギー消費量を部門別にみると、運輸部門・自動車が 37%と最も多く、次いで産業部門・製造業が 24%、民生部門・家庭が 19%となっています。

また、平成 2 年度と比較すると、7.2%の増加となっており、特に産業部門・建設業、民生部門・家庭、運輸部門・自動車が 10%以上の高い伸びを示しています。

### (2) 省資源・省エネルギー施策の推進

#### ア 環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の推進

平成 11 年 3 月に策定した環境配慮指針に基づいて、日常生活や事業活動が省資源・省エネルギー型になるよう環境家計簿、地球環境へのやさしさ貢献度チェック表の活用を工夫するなどして、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の推進に努めていきます。

また、おおつ環境フォーラムの生活見直しグループと共同でライフスタイルの見直しチェック表について検討をはじめました。

#### イ グリーン購入の推進

環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。この取り組みを積極的に行い、環境保全型商品、原材料等の市場形成を促進するため、平成 8 年 2 月に全国組織として「グリーン購入ネットワーク」が設立され、大津市役所も平成 8 年 8 月に加入しており、平成 11 年 3 月には「大津市役所グリーン購入推進基本方針」を定めました。また、県内の事業所や自治体等が連携してグリーン購入を推進するために、平成 11 年 12 月には「滋賀グリーン購入ネットワーク」が設立され、大津市役所を含む 370 団体(平成 15 年 3 月 1 日現在)が加入しています。

#### ウ 未利用エネルギーの活用

太陽エネルギーや都市余熱などの未利用エネルギーを有効に活用することも大切です。市では大津市清掃工場ごみ焼却施設の余熱を富士見温水プールの熱源に、大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターごみ焼却施設の余熱を老人憩いの家「やまゆり荘」の入浴施設の熱源に利用しています。<sup>7</sup>

太陽光発電パネルを膳所小学校の屋上に設置し、学校の施設エネルギーに利用するとともに環境学習の一環として活用しています。

#### エ 環境負荷の少ない事業活動の推進

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第 97 条の規定に基づき、平成 14 年度新たに 5 事業所と環境

保全協定を締結しこれにより締結事業所は 49 社となりました。環境保全締結事業所では自主的な環境管理の整備充実が進められており、本協定に基づく環境保全の取り組み等の実施状況について、30 事業所からの報告があり市では報告内容を市のホームページに掲載するなどして事業者の積極的な環境保全の取り組みを公開しております。また、本協定に基づく研修会を実施しています。

また、本市の特色ある環境と調和しながら発展する都市型、環境調和型の産業などを積極的に取り入れ、本市の特徴ある成長産業として育成することが必要とされています。そこで、仮称びわこサイエンスパークでは、これらのリーディング地区として、環境・情報通信関連産業や、医療福祉関連産業等の新しい産業集積を形成していく企業の立地の誘導を図るための施策の検討をおこないました。

### オ 環境負荷の少ない農業の推進

生産性を維持しながら、環境への負荷を可能な限り軽減する農業を推進することを目的に平成11年度から4ヵ年事業として伊香立地域をモデル地区として協議会を設置し、平成14年度は濁水対策のためのあぜ塗機の導入と畦畔への雑草を抑制する芝草を播種しました。

## 3 環境への負荷の少ない都市基盤づくり

人や物の移動に伴うエネルギー・資源消費の増大等に対応するために、適正な土地利用や施設配置、効率的な移動手段やシステムの整備が必要です。

平成11年度に策定した『大津市都市計画マスタープラン』の中でTDM(交通需要マネジメント)施策の推進を掲げており、その中で自動車交通の削減による環境負荷の軽減を目指すとしています。国、県及び本市が中心となり、平成10年度から3ヵ年計画で社会実験を交えながら、大津市の中心地区におけるTDM施策のあり方について調査研究をおこない、平成12年度に「大津市中心地区交通需要マネジメント施策導入計画」を策定しました。また、移動の効率性、利便性を高め、渋滞を解消して環境負荷を低減させるため、幹線道路や生活道路などの道路交通網の整備、歩道の整備を進めています。

平成14年度の主な事業は次のとおりです。

本市参加のもと、将来の交通管理団体の設立に向けて商工会議所・バス鉄道事業者・NPO等で交通社会実験実行委員会を組織し循環バスなどの実験をおこないました。

大津市が管理している駐車場案内システムのうち、ブロック案内板4基と地区総合案内板9基に、滋賀県警察本部交通管制センターからの交通渋滞情報等を表示し、運転者に提供しています。

### (1) 総合交通ターミナル機能の整備

平成14年度の主な事業は次のとおりです。

石山駅前広場にペDESTリアンデッキを整備して、JRと京阪の駅舎の連絡性を高める良好な歩行者空間を創出するための用地取得、関係機関との協議をおこないました。

膳所駅周辺地区については、地元の「わがまちつくる会」を中心に地元普及啓発に努めました。

湖西線西大津駅と京阪皇子山周辺地区については、「わがまちづくり総合計画」による整備計画の策定及び事業化に向けて具体的な整備計画を進めました。

湖西線堅田駅構内にエレベーター(2基)の整備や身体障害者用トイレの整備等バリアフリー化の実現にかかる費用の一部を助成しました。

### (2) 駐輪場の整備

自転車は環境への負荷の少ない乗り物ですが、駅前広場や歩道に放置されると、車椅子や歩行者の通行の障害となったり、救急、消火活動の支障となるなどの問題がおこります。市では、主要な駅前を中心に 24 箇所、13,278 台(自転車 8,879 台、原付・自動二輪 3,088 台、一時預り 1,311 台)の駐輪場を整備し、利便性の向上を図るとともに放置自転車等の対策に努めています。

平成 14 年度の主な事業内容は次のとおりです。

晴嵐自転車駐輪場 76 台増設整備をしました。

堅田駅西口自転車駐輪場実施設計をおこないました。

### (3) 幹線道路・生活道路の整備

都市計画道路は高度経済成長期にその多くが定められており現在の社会情勢に見合った見直しの必要性が高まっています。平成 14 年度においては、堅田駅周辺をふくめた北部地域について幹線道路網の将来方向の検討を行いました。今後は、見直し案の策定に向けての協議等をおこないます。

平成 14 年度は、幹線道路 10 路線、生活道路 2 路線、都市計画道路 7 路線、駅前広場幹線道路 1 路線を整備しました。

#### 平成 14 年度大津市自転車駐輪場一覧表

番号	名称	開設年月日	設置者	構造・形式	面積	収容台数	内 訳	
1	堅 田	昭 55.04.01	大津市	平面自走式	2,586 (JR418)	1,570	自転車	987
							バイク	270
							一時	313
2	比 坂	昭 56.11.01 昭 58.0401	大津市	平面自走式	1,420	790	自転車	455
							バイク	243
							一時	92
3	比坂 2	平 06.03.01	大津市	平面自走式	673	320	自転車	208
							バイク	112
							一時	
4	坂 本	昭 56.05.01	大津市	平面自走式	698	300	自転車	175
							バイク	97
							一時	28
5	唐 崎	昭 56.11.01 平 01.04.01	大津市	平面自走式	817	450	自転車	340
							バイク	60
							一時	50
6	西大津	昭 56.11.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式	945	710	自転車	566
							バイク	105
							一時	39
7	石 山	昭 56.04.01	大津市	平面自走式	1,189 (JR547)	770	自転車	320
							バイク	363
							一時	87
8	石山第 2	平 06.05.01	大津市	平面自走式 立体 2 階	807	710	自転車	288
							バイク	314
							一時	108
9	瀬田	昭 56.10.01	大津市	平面自走式 立体 2 階 二段ラック	2,850	2,540	自転車	1837
							バイク	561
							一時	142
10	瀬田北	平 04.05.01	大津市	立体 3 階 二段ラック	540	313	自転車	298
							バイク	15
							一時	
11	膳所	昭 58.05.01	大津市 自普振	平面自走式	881	500	自転車	287
							バイク	172

		平 13.07.01					一時	41
12	膳所 2	昭 61.04.26	大津市	平面自走式	592	270	自転車	156
							バイク	70
							一時	44
13	晴嵐	昭 59.04.01	大津市 立体 2 階 高収容ラック	平面自走式	975	1,245	自転車	872
							バイク	290
							一時	83
14	唐崎	平 04.01.16	大津市	平面自走式	858	350	自転車	200
							バイク	100
							一時	50
15	大津	昭 56.10.01 昭59.10.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式  二段ラック	390	360	自転車	200
							バイク	116
							一時	44
16	晴嵐 2	平 03.04.01	大津市	平面自走式  二段ラック	416	470	自転車	400
							バイク	
							一時	70
17	雄琴	平 05.02.01	大津市	平面自走式 立体 2 階	1,144	710	自転車	390
							バイク	200
							一時	120
小 計					17,781	12,378	自転車	7,979
							バイク	3,088
							一時	1,311
1	追分	昭58.04.01	大津市	平面自走式	176	100	自転車	100
2	石山寺	昭59.04.01	大津市	平面自走式	124	80	自転車	80
3	滋賀里	平02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	自転車	180
4	南志賀	平02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	自転車	180
5	南郷	平07.10.01	大津市	平面自走式	250	150	自転車	150
6	松の馬場	平09.04.01	大津市	平面自走式	298	130	自転車	130
7	大石東町	平01.04.15	大津市	平面自走式	131	80	自転車	80
小 計					1,679	900	自転車	900
合 計					19,460	13,278	自転車	8,879
							バイク	3,088
							一時	1,311

## 第 5 節 健全な水循環の確保

### 1 水循環機能の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、河川等の自浄作用の維持・回復のための水質・水量の確保、市街地における雨水浸透の推進、緑被率の向上、湖辺環境の保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ることが大切です。

市では、森林や農地を適切に保全するとともに、歩道等の整備にあたっては透水性舗装の導入に努めています。平成14年度の主な事業は次のとおりです。

歩道部の整備にあたって透水性舗装を行った主な路線と延長は次のとおりです。

(市道幹 1051 号線 700m 市道幹 1052 号線 1500m)

膳所城跡公園、大宮川緑地では透水性自然色アスファルト舗装を施工しました。

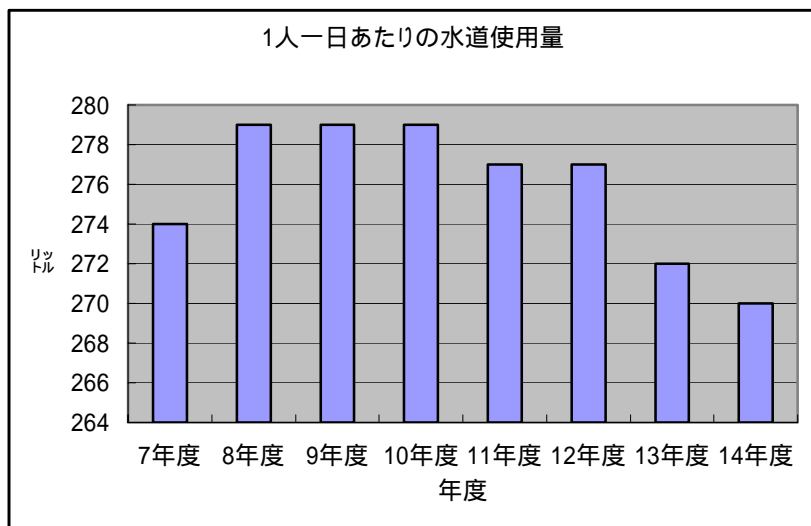


第 44 回水道週間には浄水場の一般公開を行い琵琶湖の水が飲料水になるまでの過程を見学、水の大切さについて理解を深めました。

第 44 回水道週間に、懸垂幕「水を大切にしましょう」の掲揚により啓発に努めました。

水道水源クリーン作戦(膳所浄水場周辺湖岸の清掃)をおこない水源の大切さを啓発しました。

平成 14 年度に市内企業 5 事業所と環境保全協定を締結し、締結事業所に自らの管理による水利用の効率化を求めました。



## 第 6 節 地球環境保全の推進

### 1 地球温暖化の防止

地球温暖化は、温室効果ガスと呼ばれるガスの濃度が増えて、地表から宇宙空間への熱の放射がさえぎられ、気温が上昇していく現象をいいます。日本においては、夏には、猛暑や酷暑の日が、増加し、夜間でも気温が低下しない熱帯夜の日も多くなっています。更に梅雨期には、空梅雨になって、水不足に陥りやすくなっています。滋賀県においても、冬季における降雪量が昔に比べ大きく減少してきており、積雪も大変少なくなってきました。これに伴い琵琶湖に流れ込む雪解け水による水温の低下が減り、湖水の低層の温度が上昇しはじめております。

大津市内での温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素、メタン一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の各排出量のCO<sub>2</sub>換算値合計)は、平成 2 年度から 7 年度の 5 年間で 7.0% 増加しています。このうちいずれの年度も二酸化炭素が占める割合が 90%以上を占めています。

二酸化炭素の排出状況は、部門別に見ると、平成 2 年度では、産業部門、民生部門、運輸部門がそれぞれほぼ 1/3 でしたが、平成 7 年度には主に民生部門、運輸部門が増加し総排出量は 5.5%増加しており、市民生活に関わる排出量が増加していることがうかがえます。

エネルギー別に見ると、石油系燃料からの排出が 54%(平成 7 年度)と最も多く、次いで電力にともなう排出が 32.2%(平成 7 年度)となっています。

大津市における温室効果ガスの総排出量の 9 割以上を占めている二酸化炭素について、現在のさまざまな社会、経済的な要因がこのままの状況で推移すると仮定して平成 17 年度、22 年度の排出量を推定しました。その結果総排出量では平成 2 年度に比べて 40.6%、61.5%の伸びを示し、市民 1 人当たりでは 14.4%、23.4% 増加すると予測されます。

部門別みると、特に運輸部門・自動車、民生部門・家庭系、廃棄物処理での排出量の伸びが大きくなっています。<sup>9</sup>

市民1人当り二酸化炭素排出量 / 将来予測

年度 (t-CO2)	平成 2	平成 7	平成 17	平成 22	平成 2 年度=100 として	
	(1990)	(1995)	(2005)	(2010)	平成 17	平成 22
最終エネルギー消費	5.96	5.93	6.83	7.36	114.6	123.5
産業部門	2.04	1.75	1.77	1.77	86.6	86.7
農林漁業	0.04	0.03	0.03	0.02	69.6	62.4
鉱業	0.00	0.00	0.00	0.00	81.6	76.6
建設業	0.11	0.13	0.10	0.09	93.0	82.2
製造業	1.89	1.58	1.64	1.65	86.6	87.5
民生部門	1.97	2.11	2.38	2.52	120.4	127.8
家庭系	1.02	1.12	1.38	1.51	135.7	148.5
業務系	0.96	0.98	0.99	1.01	104.1	105.8
運輸部門	1.95	2.07	2.69	3.07	138.0	157.8
自動車	1.89	2.01	2.62	3.01	139.2	159.6
鉄道	0.06	0.06	0.06	0.06	100.9	100.9
廃棄物処理	0.09	0.08	0.09	0.10	104.8	114.5
合計	6.05	6.01	6.92	7.46	114.4	123.4
人口(人)	260,018	276,332	319,200	340,000	122.8	130.8

これらのことから、平成 12 年 3 月に策定した『アジェンダ 21 おおつ』では総合目標として「市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量を 2010 年度において 1990 年度排出量より 6%削減する」ことを掲げ、二酸化炭素排出量を低減させるための主な取り組み内容として、エネルギー、自動車・交通、ごみ減量・グリーン購入・リサイクルを掲げています。

市では温暖化の防止に向けて私たちの日常生活から排出される二酸化炭素の量を一ヵ月単位でどれくらい排出しているかを確認しながら、少しでもその排出を少なくしていくために、平成 9 年 10 月に「環境家計簿」を作成すると共にあわせて毎日の生活でどの程度環境に配慮しているかを調べる「地球環境へのやさしさ貢献度チェック表」を作成しています。

また、平成 14 年度においては『アジェンダ 21 おおつ』推進のため、市民、事業者、行政のパートナーシップによる取り組みとして、「おおつ環境フォーラム」<会員登録状況は 270 / 人・団体>において 5 つのプロジェクトと 3 つの学習研究グループによる活動が推進されています。

平成 14 年度の主な事業内容は次のとおりです。

天然ガス自動車の普及促進については、国においても 2010 年に 100 万台を目標に積極的に進められており本市でも NEDO(国)のクリーンエネルギー自動車導入促進事業の助成制度を利用して、新たに企業局に 2 台市長部局に 4 台の天然ガス自動車を導入し、総台数 22 台(企業局 15 台、市長部局 7 台)の導入を図っています。また車両を多数保有している事業所及び環境意識の高い事業所に対して、天然ガス自動車の環境性、利便性等の提案営業をおこない積極的な普及促進を図りました。

10 月に富士見台に県内初の天然ガススタンドを設置しました。スタンド開設後、行政の公用車はもとより、民間導入事業所(市内で 8 台、市外で 9 台)が当スタンドを利用し着実に普及してきています。

自動車の個々利用抑制を行い、公共交通機関の利用を促進するため、バスの超低床車両を導入する際に助成を行いました。(江若交通 1 台)

## 2 オゾン層の保護

オゾン層は、地上約 20km 付近にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収しています。

しかし、近年、冷蔵庫、エアコンの冷媒や洗浄剤として使われている特定フロン等が大気中に大量に放出された結果、1970 年代から南極や北極を中心にオゾン濃度が低下したいわゆるオゾンホールが発生し、これによって皮膚ガンや白内障の増加などの影響があると言われています。

オゾン層を破壊する特定フロン等の生産量の段階的削減について昭和 60(1985)年に「オゾン層保護に関するウィーン条約」が、昭和 62(1987)年に「モントリオール議定書」が採択され、特定フロン等の廃止に向けた国際的な取り組みが進められています。

滋賀県においては、平成 12 年 10 月から「大気環境の負荷の低減に関する条例」を施行し、その中で冷媒用のフロンの回収を義務付けたところですが、平成 13 年 6 月に国において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定され、平成 14 年 4 月 1 日から業務用冷凍空調機器のフロン回収が義務付けされました。このようなことから、家庭用エアコンや電気冷蔵庫、さらには、業務用冷凍空調機器等については、家電リサイクル法やフロン回収破壊法でフロンの放出が禁止されるとともに、法律で対象とされていない一部の機器(家庭用の埋め込み型空調機器、家庭用冷凍機、家庭用ヒートポンプ式給湯器及び家庭用除湿機器)についても県条例でフロン回収等が規定されています。

平成 13 年 4 月から施行された特定家庭用機器再商品化法により、廃冷蔵庫・廃エアコンの冷媒として使用されるフロンガスの回収義務は製造業者に課せられたものの家庭用冷凍庫その他の冷媒フロンガス使用機器については、引き続き大津方式による回収事業を実施し滋賀県大気環境への負荷低減に関する条例の趣旨に沿った適正処理に努めています。大津市におけるフロンガスの回収は(財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターと大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターにフロン回収機を設置し、消費者から引き取った廃冷蔵庫を搬入する家電販売店がこの回収機を用いてフロン回収をおこなうという、いわゆる「大津方式」でおこなわれています。

### 大津方式によるフロン回収状況

年度	処理台数(台)	
	廃冷蔵庫	廃エアコン
平成 9	2,824	308
10	2,562	356
11	2,327	454
12	3,143	893
13	463	315
14	34	11

## 3 その他地球環境問題の取り組み

### (1) 酸性雨

化石燃料の燃焼によって生ずる、硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などが溶解した酸性の強い雨の影響によって土壌や湖沼や森林等陸水の酸性化、コンクリート建造物の劣化、樹木の枯死等社会問題となっているため、本市でもこのような状況を踏まえ平成 2 年 9 月より調査をしています。

わが国の平成 5 ~ 10 年度までの調査では、調査期間中の降水中の pH は 4.7 ~ 4.9(年平均値の全国平均)でした。本市では、大津市役所庁舎屋上で全降雨について実態調査を行っており、平成 14 年度平均値は 4.69

で、全国の調査結果とほぼ同程度でした。

### 酸性雨調査結果

場所；市役所別館屋上

項目	pH	EC	乾性降下物質	F	Cl	SO <sub>4</sub>	NO <sub>3</sub> -N	NO <sub>2</sub> -N	Na	K	Ca	Mg	Zn	NH <sub>4</sub> -N
単位		μs/cm	mg/m <sup>2</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
年平均値	4.70	29.0	0.05	< 0.05	1	1.23	0.42	0.002	0.45	0.12	0.51	0.09	< 0.05	0.53

## (2) 地球的なパートナーシップの推進

世界有数の古代湖である琵琶湖を有する滋賀や水の都として栄えてきた大阪など淀川で結ばれた大津・京都・大阪の各都市を結び平成15年3月16日～23日まで「第3回世界水フォーラム」が開催され世界の水に関わる政策決定者、学識専門家、技術者、企業、NGOなど一堂に会し将来の水問題について議論されました。

大津市内においては、「各国閣僚級国際会議」「フォーラムの分科会」「びわ湖水フェア」などが開催され、これに合わせてなぎさ公園一帯を会場『02水の民話村』<sup>おおつ</sup>としてみずに関わる展示会、展覧会、音楽会などの取り組みがおこなわれ、みずを理解し水を感じることで水への関心を高めるとともに、琵琶湖淀川流域市民との交流、ネットワーク作りの場を提供しました。

## 第7節 生活環境の保全

### 1 環境汚染の未然防止

#### (1) 特定事業等の事前協議

本市においては、生活環境を阻害するおそれのある事業等を実施する場合は、地域への環境保全の配慮について事前協議を行っています。大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、これら事業については、「特定事業」及び「大規模建設等事業」として定めています。

特定事業は、土地区画形質を変更する事業 生活環境を阻害するおそれのある事業 中高層建築物の新築等に係る事業で、一定規模以上のものとしており、一方大規模建設等事業は、土地区画整理事業や市街地再開発事業、レクリエーション施設等の建設事業としています。

平成14年度の生活環境影響事業に係る事前協議状況は次のとおりです。

#### 特定事業の事前協議件数

建築物の種類	平成13年度	平成14年度
物品の販売業を営む店舗	3	6
病院	1	3
工場又は作業場	4	7
駐車場又は自動車ターミナル	0	0
倉庫	0	0
資材置場	0	0
給油取扱所	1	0
ボーリング場・スケート場・スイミングプール・ゴルフ練習場等	2	1
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター等	3	3
飲食店又は喫茶店	12	15
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0
合計	26	35

## (2) 環境保全協定の締結について

大津市では、今日の身近な環境から地球規模に及ぶ今日の複雑多様化した環境問題に対応するため、平成7年に大津市環境基本条例を制定し、これに基づき、平成11年3月に「大津市環境基本計画」及び「大津市環境配慮指針」の策定を、さらには平成12年3月に地球環境に関する具体的な行動計画として、「大津市地球環境保全地域行動計画」(アジェンダ 21 おおつ)を策定しました。

これらを推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、自主的に活動するとともに、共通の目標を達成するために協働して取り組むことが必要です。

大津市では、これまでの公害防止等、生活環境の保全を図るため昭和50年代から、市内の大手事業所を中心に、20社と公害防止協定を締結するなど、水質汚濁や大気汚染、騒音、振動対策等を推進してきました。

しかし、今日問題となっている地球環境問題などの公害防止対策以外の環境問題については、規制に馴染まないことから、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

そのため、環境管理システムの考え方に基づき環境管理体制を整備し、環境負荷の低減や資源循環など総合的な環境保全対策の必要性を盛り込んだ環境保全協定を、平成10年9月に全部改正した大津市生活環境の保全と増進に関する条例の規定に基づき、平成12年度より締結してきており、平成14年度は新たに5社と締結し49事業場となりました。今後は新たな事業場との協定締結を進めるべく、情報提供や広報をおこなっていきます

事業所名	締結年月日
大津板紙株式会社 鐘淵化学工業株式会社滋賀工場 関西日本電気株式会社・大津工場 三洋電機株式会社ホーム・アプライアンスカンパニー電化事業部 東洋紡績株式会社総合研究所 東レエンジニアリング株式会社滋賀事業場 東レ株式会社滋賀事業場 東レ株式会社瀬田工場 東レ・デュボン株式会社滋賀事業場 日本精工株式会社滋賀工場大津プラント 日本電気硝子株式会社大津事業場	平成12年11月15日
株式会社上山電機真野工場 近江鍛工株式会社 近江電子工業株式会社 大津電機工業株式会社 関西ティーイーケイ株式会社 株式会社近畿分析センター 湖国精工株式会社 株式会社島津製作所瀬田事業所 島津ハイドロリックス株式会社 島津メクテム株式会社 新生化学工業株式会社 大宝関西株式会社滋賀事業部 タカラバイオ株式会社 東レエンジニアリング株式会社瀬田製作所 日伸工業株式会社 日本黒鉛工業株式会社瀬田工場 日本電気株式会社関西デバイス研究所 日本電産キョーリ株式会社 日本酪農協同株式会社滋賀工場 株式会社ピッツ 宮川印刷株式会社	平成13年2月26日
イオン株式会社ジャスコ西大津店 株式会社滋賀銀行 生活協同組合コープしが 株式会社西武百貨店大津西武 株式会社西友大津店 株式会社瀬田アーバンホテル 株式会社ダイエー堅田店 西日本電信電話株式会社滋賀支店 株式会社びわこ銀行 株式会社琵琶湖グランドホテル 株式会社琵琶湖ホテル 丸玉観光株式会社旅亭紅葉	平成13年10月25日
株式会社暁精工所 エヌワイ工業株式会社 東レテクノ株式会社 東レ・プレジジョン株式会社 株式会社平和堂	平成15年2月25日

### (3) 事業者の環境管理（マネジメント）システムの整備

事業者が製造、加工、流通、販売等の各段階において公害の未然防止に努めるのはもちろんのこと、環境に配慮することにより、できる限り環境への負荷を増大させないよう、環境管理システムを整備することが重要となっ  
てきています。

環境管理システムは、

- 企業自らが事業活動に伴う環境への負荷を把握し評価する
- 環境に関する経営方針や目標、行動計画を設定する
- その目標や計画の実施にあたっての責任体制を明確化する
- その達成状況を点検する
- さらに全体のマネジメントシステムの見直しを行う

といった内容から構成されています

事業者の環境マネジメントシステムには、自主的な取り組み、環境庁が策定した環境活動評価プログラムによる方法、ISO14001 に基づく方法など、様々な方法があります。

#### ア ISO14001 認証取得

世界に先駆けて制定された環境マネジメントシステムについての規格は、平成 4 年(1992)年に英国規格協会が作成した BS7750 です。また 1995(平成 7)年 4 月から EU における環境マネジメント及び監査制度として EMAS の運用が始まりました。一方平成 4(1992)年に開催された地球サミットがきっかけとなって民間の国際組織である国際標準化機構(ISO)が環境に関する国際規格を策定することとなり、1996(平成 8)年 9 月に環境マネジメントシステム規格が発行されたのを皮切りに、順次規格が整備されています。

環境熱心県、滋賀の県都として一層の環境保全を図るため、ISO14000 シリーズの認証取得支援等、環境調和型事業活動への支援を検討し平成 13 年度から「産業活性化アドバイザー派遣事業」を開始しました。

平成 15 年 2 月末現在の取得社数は、滋賀県内で 348 件、大津市内で 47 件となっています。

#### イ 環境管理実施事業所

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第 107 条に基づき、ISO14001 の認証取得をしていること、排水等の測定をおこなっていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。

#### 認定事業所一覧

(平成 15 年 4 月末現在)

事業所の名称	所在地
三洋電機株式会社コンシューマ企業グループライフソリューションズカンパニーランドリーアプライアンスビジネスユニット	瀬田一丁目 1-1
関西日本電気株式会社大津工場	晴嵐二丁目 9-1
鐘淵化学工業株式会社滋賀工場	比叡辻二丁目 1-1
日本精工(株)滋賀工場大津プラント	晴嵐一丁目 16-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目 1-1
関西松下システム株式会社滋賀営業所	京町三丁目 2-11
日本電気硝子株式会社大津事業所	晴嵐二丁目 7-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目 1-1

### (4) 公害苦情の処理

#### ア 苦情の発生状況

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

市民から寄せられている苦情に対しては、敏速、適切な処理を行い、その解決に努めています。

#### (ア) 年度別苦情件数の推移

市民からの苦情件数は、平成 14 年度は 208 件(平 13・182 件)でした。

平成 14 年度の苦情総件数のうち、典型7公害に係る苦情は 94 件(平 13・95 件)で、その内訳は水質汚濁が約半数を占めました。以下、騒音 28 件(29.7%)、大気、悪臭、振動の順で、土壌汚染、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。

#### 公害苦情件数の推移

(件)

年度 公害の種類		平成									
		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
大気汚染		18	31	20	29	33	26	23	19	13	12
水質汚濁		61	39	30	71	46	26	26	48	42	42
騒音		38	36	28	30	26	19	26	36	24	28
振動		5	6	6	4	9	2	9	5	4	2
悪臭		19	21	13	19	29	24	8	14	12	10
典型7公害計		141	133	97	153	143	97	92	122	95	94
その他	典型7公害以外	23	45	11	5	16	5	2	2	2	3
	空地(雑草等)	103	83	109	121	73	83	90	95	85	111
合計		267	261	217	279	232	185	184	219	182	208

\* 件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つ計上している。

#### (イ) 発生源別の公害苦情件数

平成 14 年度の典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が 25 件(26.5%)と最も多く、次いで製造業 13 件(13.8%)となっています。



発生源別公害苦情件数（典型7公害）

（平成14年度）

発生源 公害の種類	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ガ ス・熱 供給・ 水道業	運 輸・通 信業	卸 売・小 売業・ 飲食店	サ ービ ス業	公 務	家 庭生 活	事 務所	道 路	空 き地	公 園	神 社・ 寺院 等	そ の他	不 明	合 計
	大気汚染	0	0	0	0	5	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
水質汚濁	0	0	0	0	7	6	0	2	2	1	0	1	0	3	0	0	0	4	16	42
騒音	1	0	0	0	10	4	0	0	4	5	1	2	0	0	0	0	0	0	1	28
振動	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
悪臭	0	0	0	0	3	1	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	10
合計	2	0	0	0	25	13	0	2	10	7	2	6	0	3	0	0	0	4	20	94

(ウ) 用途地域別の公害苦情件数

典型7公害に関する苦情の受理件数を都市計画法による用途地域別にみると住居系地域が多く、平成14年度は同地域における苦情が51件と全体の54.2%を占めています。次いで、市街地調整地域の18件(19.1%)商業地域及び近隣商業地域で15件(19.5%)となっています。準工業、工業、は比較的構成比が低くなっています。なお、工業専用地域は指定面積が僅かなこともあって苦情はありませんでした。

用途地域別の公害苦情件数

（平成14年度）

区 域	公害の種類	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	合計	
							件数 (件)	構成比 (%)
都 市	住居系地域	6	21	17	0	7	51	54.3
	近隣商業地域	0	3	4	0	0	7	7.4

計 画 法 区 に 域 よ る	商業地域	0	4	3	0	1	8	8.5
	準工業地域	0	2	1	1	1	5	5.3
	工業地域	1	1	0	0	0	2	2.1
	工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0
	市街化調整区域	5	9	2	1	1	18	19.1
	その他	0	1	0	0	0	1	1.1
都市計画区域外		0	1	1	0	0	2	2.1
合 計		12	42	28	2	10	94	100

### イ 苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情処理事務に携わる職員数は20人(兼任)です。

公害苦情の申立や相談については、公害苦情相談員(20人)が窓口となっておこなう他、市民相談等を経由して受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などを行った後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に当たっては、双方の言い分を聞き解決に努めています。しかし、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間を要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあり平成14年度中の未処理件数は6件です。

苦情の処理状況は、平成14年度は、原因物質の除去、次いで生産方法・作業方法の改善、となっており場合によっては、作業の停止、行為の中止もおこなわれています。

#### 苦情の処理状況

処理内容		年 度					
		平成 9	10	11	12	13	14
解 決 方 法	工場等移転	1	1	0	0	0	0
	作業廃止・行為の中止	10	6	6	3	3	5
	機械・施設の移転	1	0	1	0	0	1
	機械・施設の改善	4	4	3	5	1	4
	故障の修理復旧	5	5	2	2	6	0
	生産方法・作業方法の改善	41	30	22	22	15	12
	作業時間の変更	1	2	0	0	0	1
	原因物質の除去等	22	16	10	17	26	19
	市の措置又は説明に納得	0	0	3	2	2	0
	当事者間で解決	0	0	2	4	3	0
	その他	45	38	42	60	43	51
	計	130	102	91	115	99	93
他機関へ移送		2	5	0	3	4	0
翌年度に繰越し		5	2	3	7	1	6

## 空地の管理に関するものを除く

### ウ 公害監視の強化

水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、滋賀県琵琶湖富栄養化防止に関する条例に基づく届出工場・事業場のうち排水基準が適用される事業場について、立ち入り調査及び排水検査を行い、排水基準不適合事業場に対して必要な指導をおこないました。また、上記排水検査とは別に、事業場に対し排水経路などの自己採点を指導し、この結果、確認が必要とされた事業場に立ち入り調査をおこないました。

平成 14 年度は延べ 143 事業場の排水調査をおこなった結果 29 事業場で排水基準に不適合があり、不適合事業場に対し文書による指導をおこないました。自己採点結果確認が必要と判断された 22 事業場に対し立ち入りを行い必要な指導をおこないました。<sup>8</sup>

また、大気汚染防止法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置に係る内容審査及び、設置事業場への立ち入り調査等を実施し、公害防止対策の強化を図りました。大気汚染防止法に基づく立ち入り調査 21 事業場・煙道排ガス調査(大気汚染防止法対象 4 事業場、市条例対象 3 事業場)となっています。

## 2 大気環境の保全

### (1) 大気環境の現況

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康および生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから局所的には移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

### ア 環境基準

大気汚染の原因物質として、いおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素やこれら物質の光化学反応により発生する光化学オキシダント等があります。

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、次に示す環境基準を定めています。

#### 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06 ppm、までのゾーン内又はそれ以下であること。	一時間値が 0.06 ppm 以下であること。

設定時期	昭和 48 年 5 月 16 日	昭和 45 年 2 月 20 日	昭和 47 年 1 月 11 日	昭和 53 年 7 月 11 日	昭和 48 年 5 月 8 日
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう				

## イ 大気環境監視体制

大津市では大気汚染防止法第 22 条に基づき昭和 49 年より大津市域の大気汚染状況を把握するため大気自動観測局を設置し、常時一般環境大気測定局 4 ヶ所（内一ヶ所県管轄）、自動車排出ガス測定局 2 ヶ所で測定を行っています。

大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧表

種別	所管	地図上での表示記号	名称	測定項目										テレメーター
				二酸化イオウ	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	気象	風向	風速	温度	
一般局	市		下阪本		○		○	○	○	○	○			○
	市		藤尾		○				○	○	○			○
	県		衛生環境センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市	○	堅田局		○		○		○	○	○	○	○	○
自排局	市		石山局		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	市		逢坂		○	○			○	○	○			○

## ウ 大気質の現況

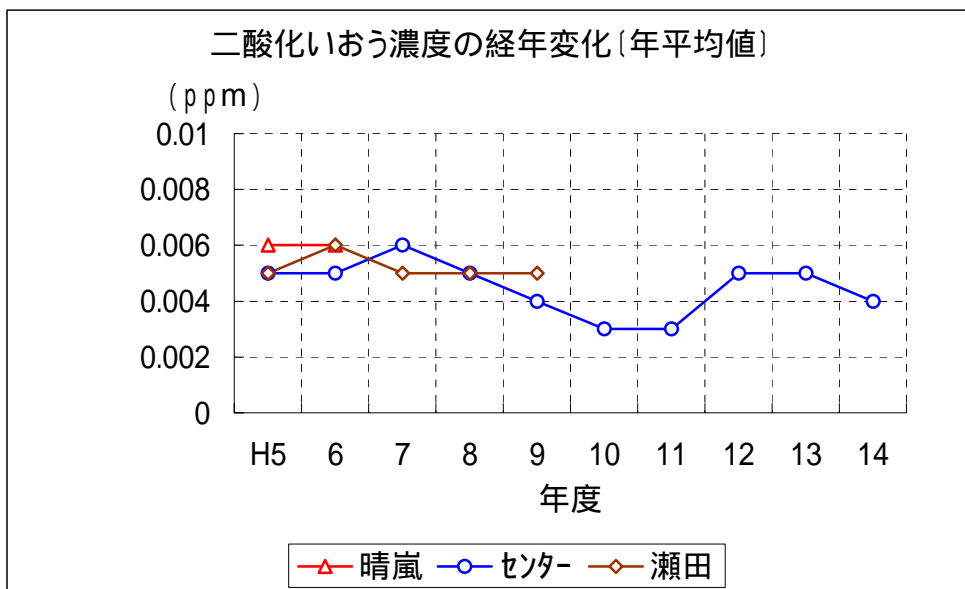
### (ア) 二酸化いおう

いおう酸化物は、主に石油等の燃料中に含まれるいおう分が燃焼・酸化されることにより発生する大気汚染物質で、呼吸器系を刺激し、気管支炎を引き起こすといわれ、また酸性雨の原因の一つとなっています。

平成 14 年度の二酸化いおうの測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価、長期的評価（\*）とも環境基準を達成していました。

また年平均値については、近年横ばいで推移しています。

（\*）長期的評価：年間にわたる測定日の 1 日平均値につき、高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外して評価、ただし 1 日平均値につき環境基準をこえる日が 2 日以上連続した場合は、この取り扱いを行わない。



#### (4) 二酸化窒素

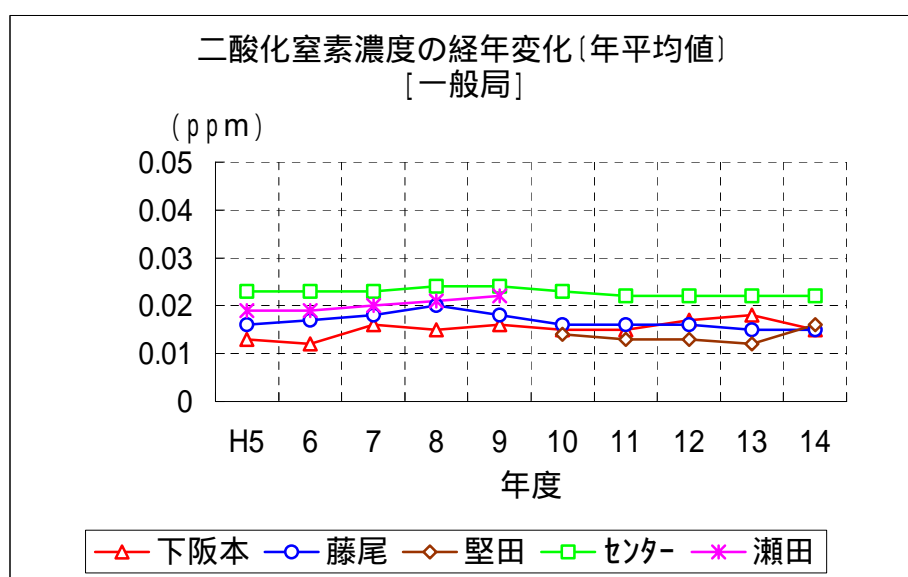
窒素酸化物は、燃焼に伴い大気中の窒素や燃料中の窒素化合物が酸化され発生する大気汚染物質で、主に工場・事業場のボイラーや自動車等から発生します。

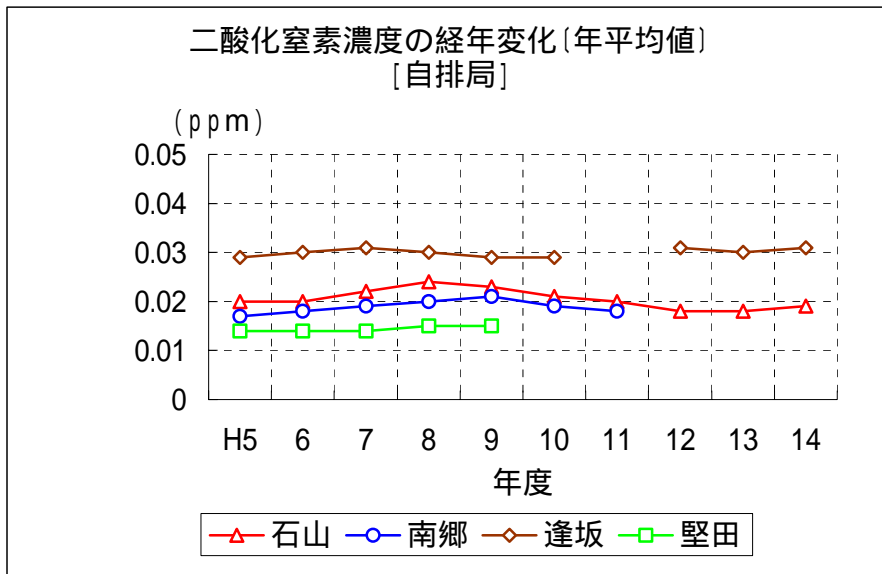
窒素酸化物は、呼吸器系に障害を与える等健康被害が問題とされているほか、光化学スモッグを発生させる原因物質となっています。

平成 14 年度における窒素酸化物の測定局数は 6 局で、全局が有効測定局でした。

平成 14 年度の二酸化窒素の測定結果について、環境基準の適合状況を評価する値として用いられている「日平均値の 98% 値」(年間にわたる測定日の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する 1 日平均値)で評価すると、すべての測定局が基準を達成していました。

また年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。





### 光化学オキシダント

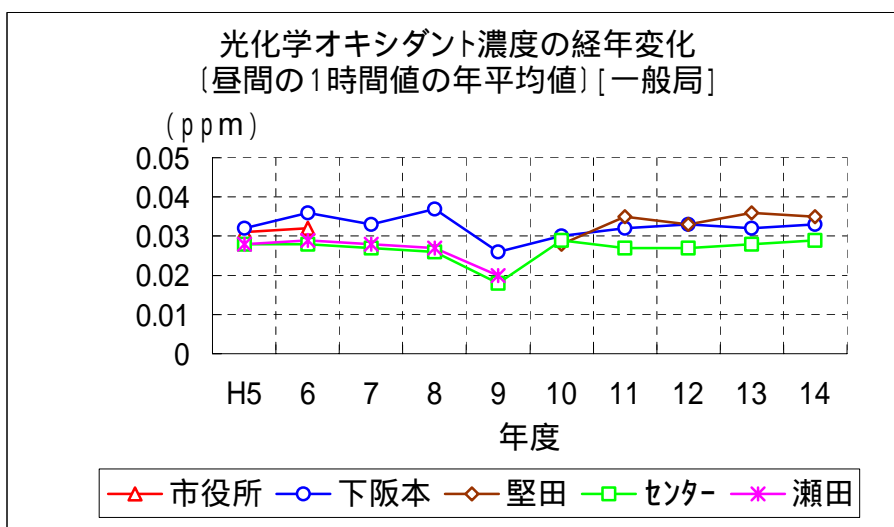
光化学オキシダントは、オゾンを中心とする酸化性物質の総称で大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線的作用を受けて光化学反応を起こし二次的に生成します。

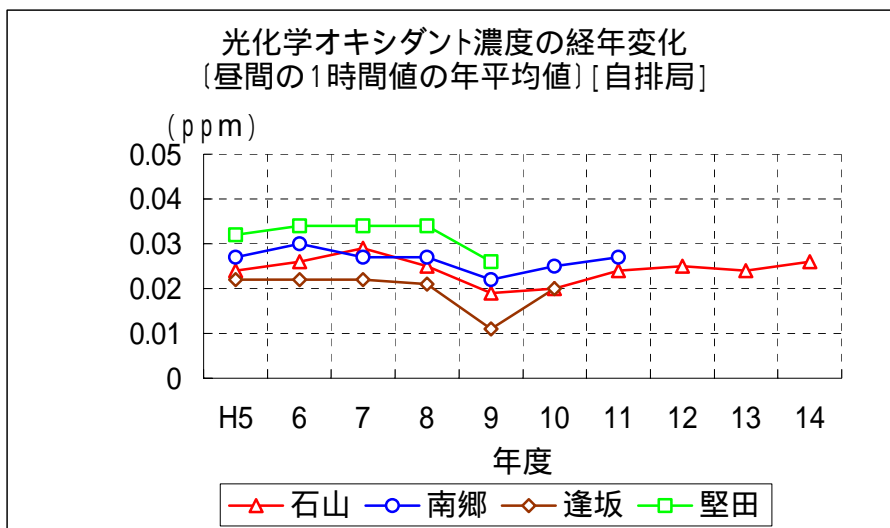
光化学オキシダントによって大気が汚染される状態が光化学スモッグと呼ばれるもので、夏期を中心に春から秋にかけて日差しが強く、風が弱く、視程が低い条件下で発生しやすくなります。

光化学オキシダント濃度が高くなると、目の刺激、のどの痛み等の健康被害や植物の葉を枯らす等の被害を与えます。

オキシダントの環境基準の評価方法では、0.06ppm を超えた測定値が1時間でもあれば不適合となります。平成 14 年度はすべての測定局で非達成でした。

また、光化学オキシダント注意報の発令の目安とされている一時間値が 0.12ppm 以上であった日数(有効測定局の合計)は、平成 14 年度は 1 日でした。



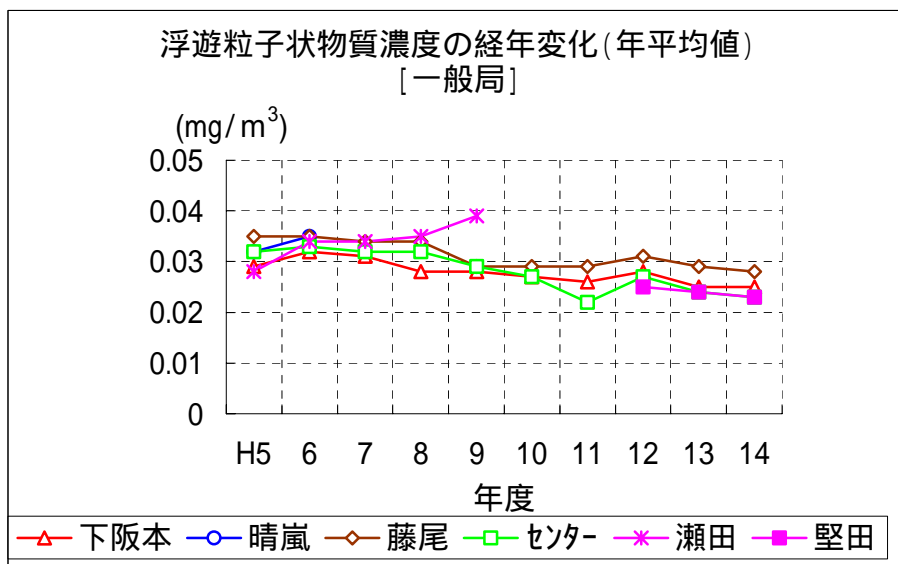


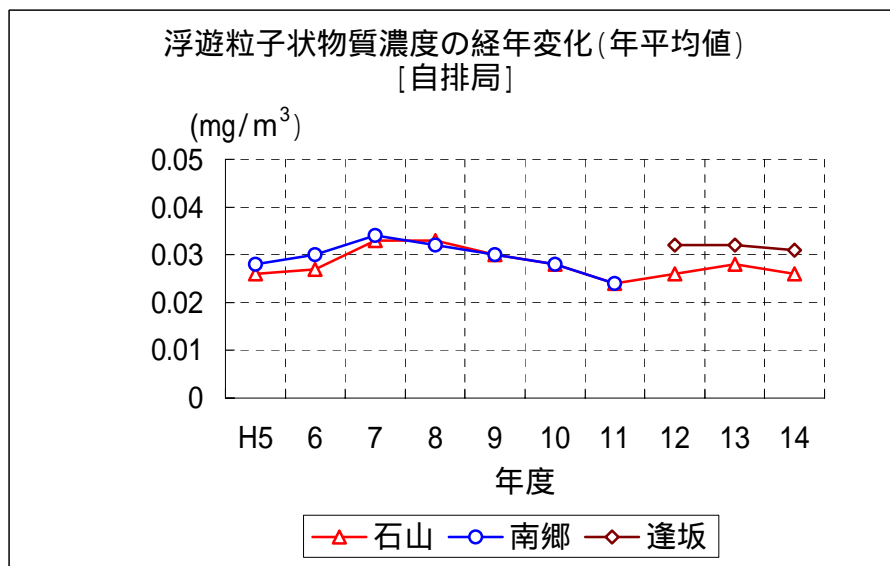
#### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する微細な物質を浮遊粉じんといい、土砂のまき上げ、石油等の燃焼や廃棄物の焼却、さらには自動車排ガスからの飛散等発生源は多岐にわたっています。

浮遊粉じんのうち、粒径  $10\mu\text{m}$  以下の粒子は、肺胞に達し、呼吸系に直接影響を与えることから、粒径  $10\mu\text{m}$  以下の粒子を対象として浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定されています。

浮遊粒子状物質の測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価では、全局で4月に環境基準不適合となりました。長期的評価では平成14年度は下阪本局が環境基準不適合となりました。



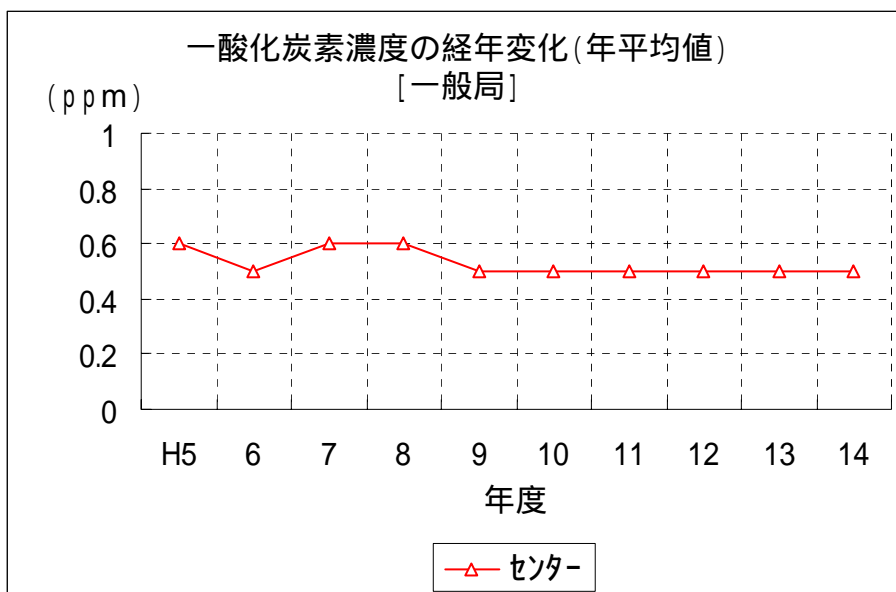


#### 一酸化炭素

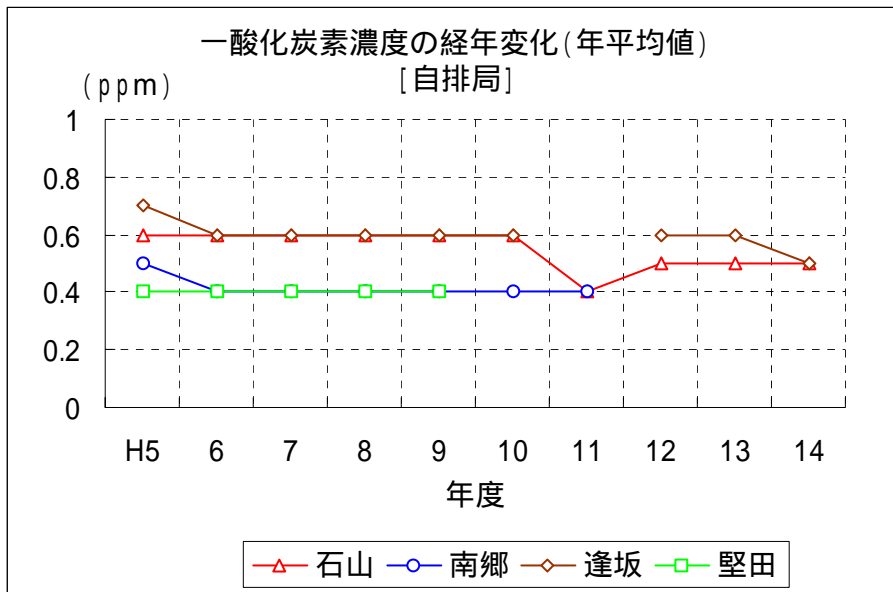
一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生するもので、自動車が主な発生源とされています。

平成 14 年度の一酸化炭素の測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価、長期的評価とも全ての局で環境基準を達成していました。

また、年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。





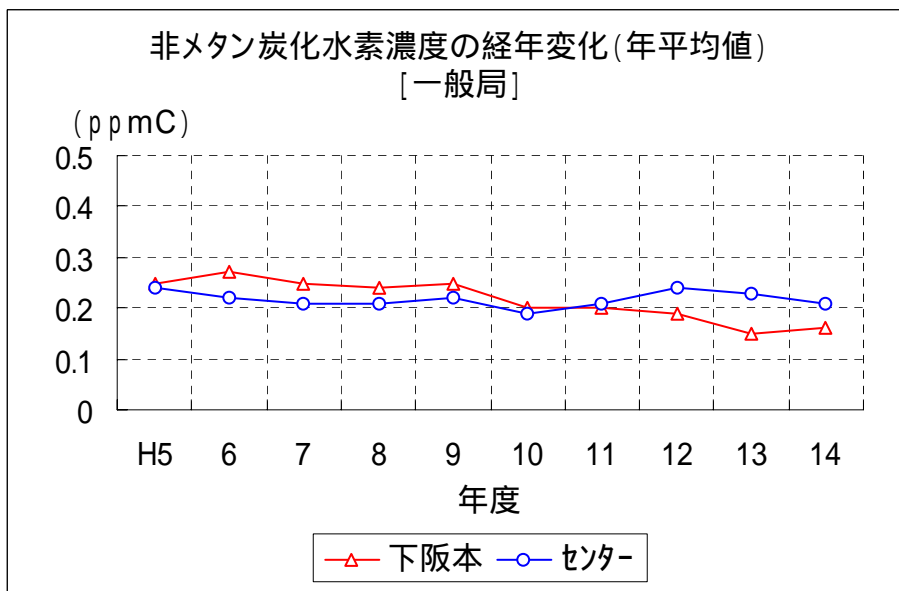


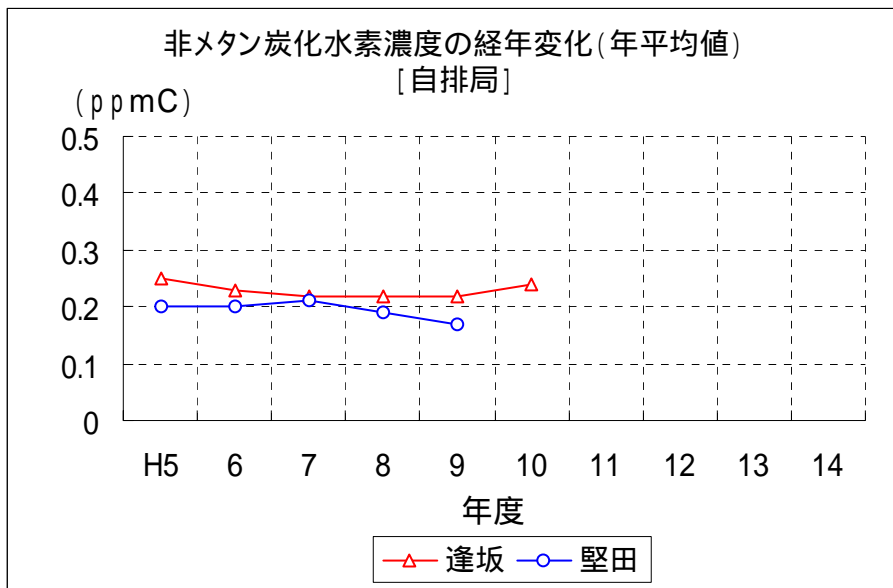
### 炭化水素

炭化水素は、自動車の排ガスや有機溶剤を使用する工場・事業場などから発生し、窒素酸化物などとともに光化学オキシダントの原因物質とされています。

炭化水素には環境基準が設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度指針」が定められ、「炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルは、6～9時の時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。」とされています。

測定結果のうち、3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数が各局で平成14年度21～87日間となっており、指針値は満たされていませんでした。





(ウ) その他の調査

a 環境測定車による調査

本市では、主に常時監視局の設置されていない地域を中心に、大気質の状況を把握することを目的として、滋賀県の環境測定車による調査を実施しています。

平成 14 年度は、西大津バイパス(高砂町)及び名神高速道路(鶴の里)における大気環境調査を実施しました。<sup>8</sup>

b 有害大気汚染物質の調査

近年、大気中から低濃度ではありますが種々の有害物質が検出され、これらの物質の長時間暴露による健康への影響が懸念されているところから、平成 8 年 5 月に「大気汚染防止法」が一部改正され、有害大気汚染物質対策の推進に関する規定が盛り込まれました。

その後、平成 9 年 2 月にはベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて環境基準が設けられました。

**ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの環境基準**

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	一年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

これらを受け本市においても、平成 9 年 10 月から一般環境における有害大気汚染物質調査を実施していません。

平成 14 年度においては 19 物質の調査を実施しました。

調査の結果は、全国一般環境調査の平均値にほぼ等しく、環境基準設定物質であるジクロロメタン・ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについても、平成 9 年度から基準を満足しています。

平成 14 年度有害大気汚染物質調査結果（一般環境）

調査場所：平野市民センター（打出浜10-30）単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査物質	最小値	最大値	平均値	環境基準
アクリロニトリル	< 0.1	0.2	0.1	
アセトアルデヒド	1.5	5.9	3.2	
塩化ビニルモノマー	< 0.1	0.2	0.1	
クロロホルム	0.14	0.44	0.28	
1,2 - ジクロロエタン	0.11	0.25	0.15	
ジクロロメタン	0.6	2.8	1.6	150
水銀及びその化合物	0.0015	0.0032	0.0023	
テトラクロロエチレン	< 0.1	1.1	0.5	300
トリクロロエチレン	0.2	1.5	0.6	200
ニッケル化合物	0.001	0.012	0.005	
ヒ素及びその化合物	0.0003	0.0046	0.0017	
1,3 - ブタジエン	< 0.1	0.5	0.2	
ベリリウム及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
ベンゼン	1.1	2.8	2.1	3
ベンゾ[ a ]ピレン	0.00004	0.00070	0.00023	
ホルムアルデヒド	1.8	7.8	4.4	
マンガン及びその化合物	0.004	0.033	0.017	
クロム及びその化合物	< 0.001	0.006	0.002	
酸化エチレン	0.04	0.17	0.10	

\* 平成 9 年 2 月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準が設定された。

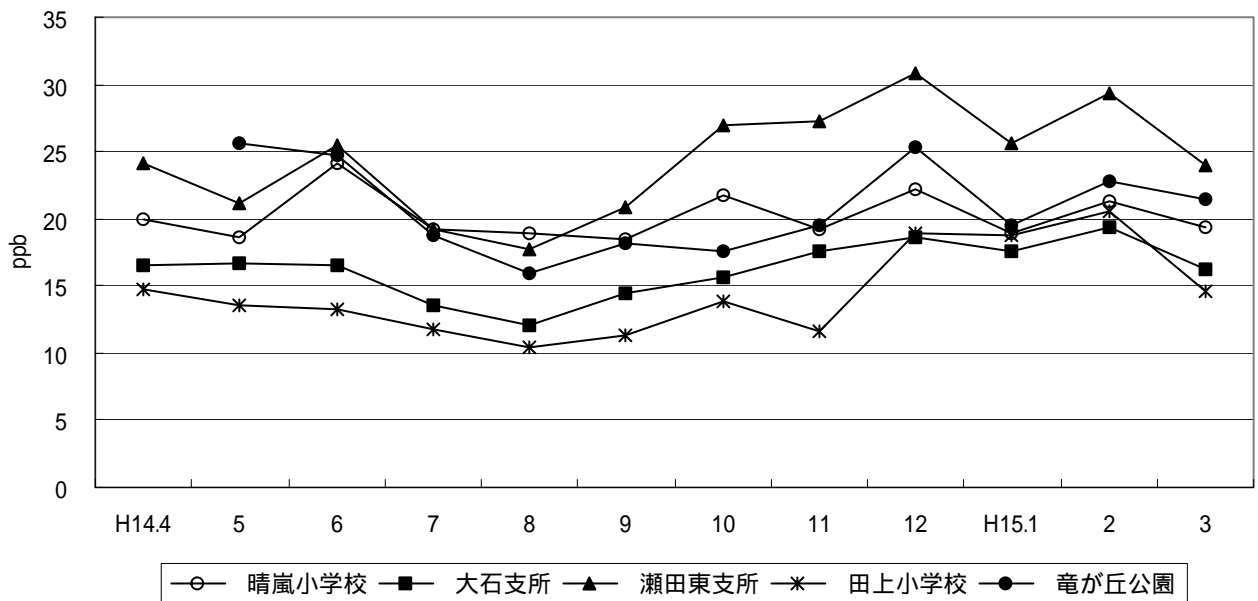
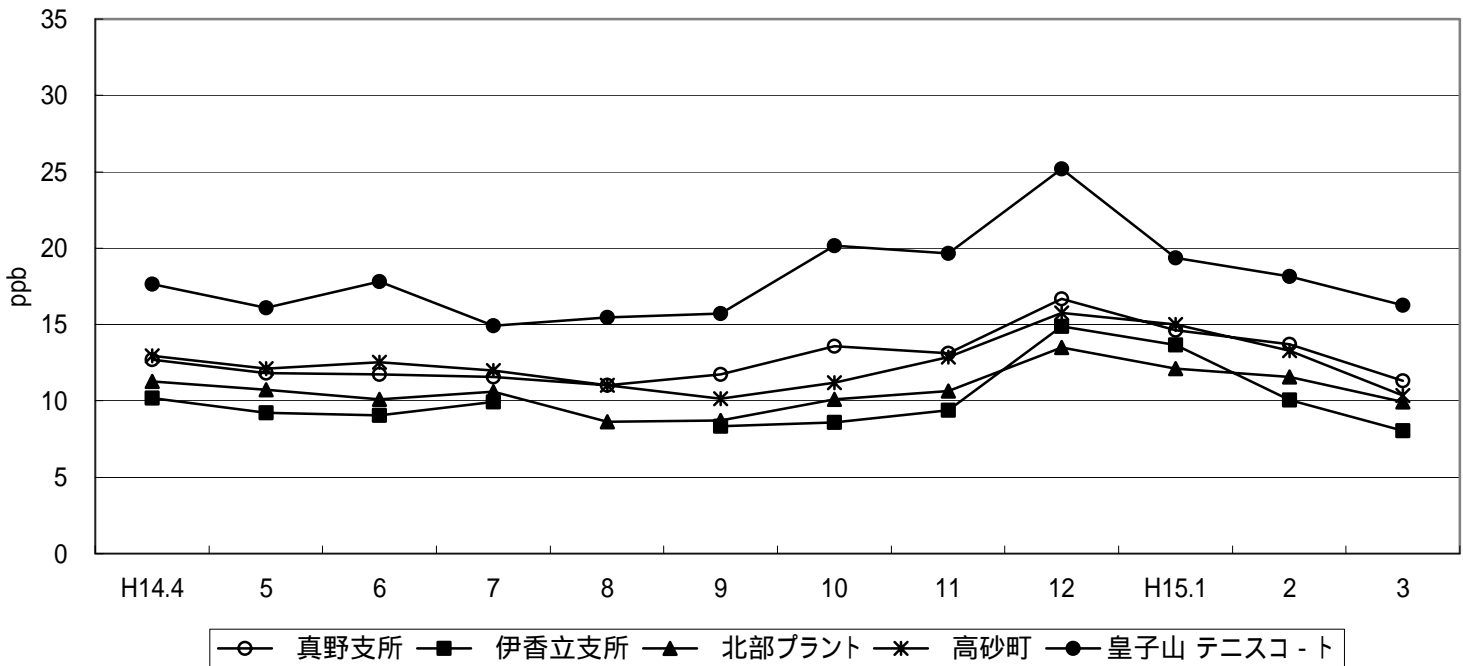
\* N. D は、検出下限値（1,3 - ブタジエン： $0.03 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ベリリウム及びその化合物： $0.0003 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下を示す。

C 簡易調査法による二酸化窒素調査

市内の窒素酸化物による大気汚染の監視及び実態把握を目的とし、昭和 62 年より自動測定と高い相関のある TGS 円筒濾紙法により、市内 8 地点を選定し、自動測定機による調査を補完するため調査を行っています。

平成 14 年 5 月より 1 地点増やし、10 地点で調査を行なっています。調査結果によると、真野など北部地域や大石地域では汚染源が少ないため年間を通じて比較的濃度が低く、中部地域（皇子山テニスコート・晴嵐小学校）及び瀬田や石山地域については工場・事業場や自動車交通等の影響により高い傾向がみられます。<sup>8</sup>

## 二酸化窒素濃度の経月変化



## d 浮遊粉じん調査

### ローボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん調査

昭和 54 年度より市内4カ所でローボリュームエアサンプラーによる浮遊粒子状物質調査を行っています。

なお、平成13年度からは、市役所庁舎及び瀬田東支所の2ヶ所でおこなっています。

平成 14 年度の調査結果については、市役所の 4 月及び瀬田東支所の 11 月に高い値を示しています。

また、測定値については、常時監視局(浮遊粒子状物質)調査結果と同様の傾向が見られます。

## 浮遊粉じん量調査

<平成14年度>

( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

年 月 測定箇所	H14												H15		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	最大	最小	平均
大津市役所	64.4	28.7	39.6	24.8	18.4	33.0	22.8	11.6	22.1	11.1	15.0	17.2	64.4	11.1	25.7
瀬田東支所	55.4	29.1	31.7	11.6	12.5	19.6	27.4	62.3	9.0	22.8	40.0	7.9	62.3	7.9	27.4

## ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん中の重金属調査

国道1号沿線にある逢坂局及び大津市役所の2地点で浮遊粉じん中の重金属調査を実施しています。

浮遊粉じん中の重金属調査

<平成14年度>

( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項 目 測定箇所	浮遊粉 じん量	鉄 (Fe)	カドミウム (Cd)	鉛 (Pb)	マンガン (Mn)	クロム (Cr)	亜鉛 (Zn)	銅 (Cu)
大津市役所	35.37	0.899	<0.005	0.020	<0.138	<0.027	0.117	0.254
逢坂局	41.12	0.520	<0.003	<0.015	<0.079	<0.015	0.057	0.166

### (2) 大気汚染の防止対策

大気汚染の原因としては、大きく分けて工場・事業場などの固定発生源から排出されるばい煙等と、自動車の排気ガス等の移動発生源によるものがあり、以前は、工場等から排出されるいおう酸化物が主に問題となっていました。現在は、自動車の大幅な増加に伴い、排気ガスによる汚染が問題となってきています。

大気汚染の防止のために、工場・事業場及び自動車から排出される汚染物質に対して法令による規制その他様々な対策が行われているところです。

また、主に、発生負荷量が多い事業所に対し、立ち入り調査を実施し、法で定める実施基準の遵守状況調査をおこない、違反しているところがあれば改善指導をおこないました。

#### ア 工場・事業場の対策

##### (ア) 法令等による規制

###### a 法律による規制

昭和43年6月に「大気汚染防止法」が制定され、ばい煙や粉じんを排出する一定規模以上の施設をばい煙発生施設及び粉じん発生施設として定め、施設設置者に対し届出、排出基準の遵守等の規制が行われています。

法律による「規制対象物質」は、ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物等5物質)、特定有害物質(未指定)及び粉じんです。

また、「ばい煙発生施設」としてボイラー等32施設を、「一般粉じん発生施設」としてコンベア等5施設を、「特定粉じん発生施設」として解綿用機械等9施設を定め、それぞれの施設ごとに規制基準等が設定されていま

す。

本市では、昭和 59 年 4 月に大気汚染防止法に基づく政令市の指定(工場に係るものは除きます)をうけ事務をおこなっています。

主な規制の概要は次のとおりです。

(a)いおう酸化物

いおう酸化物の排出基準はK 値規制と呼ばれ、現在は第 8 次規制となっています。本市においては、昭和 46 年に 15.8 であったものが順次強化され、昭和 50 年 4 月からは 8.76 となっています。

なお、県の指導値は 5.0 以下とされています。

(b)ばいじん

施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、昭和 57 年に基準の大幅な強化や施設の追加が行われ、現在は第 4 次規制となっています。

(c)窒素酸化物

施設の種類、規模及び設置年度ごとに排出基準が定められており、昭和 48 年の第 1 次規制以降、順次排出基準の強化や対象施設の拡大が行われ、現在は第 5 次規制となっています。

(d)粉じん

粉じんのうち、石綿その他の健康に係る被害を生じる恐れのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」とし、特定粉じんは、大気中の石綿濃度を、一般粉じんは施設の構造、使用及び管理に関する基準により規制しています。

なお、本市には特定粉じん発生施設を設置しているところはありません。

b 県条例による規制

昭和 47 年に「滋賀県公害防止条例」の改正が行われ、県独自にばい煙発生施設で電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉等 6 施設が、規制物質でアンチモン、フェノールが、さらに有害物質については、排出口規制のほかに敷地境界での基準設定等の横だし規制が設けられ、同 48 年 4 月より施行されています。

また、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例で、有害 5 物質に係る上乗せ排出基準も定められています。

大津市は大気汚染防止法と同様に、昭和 59 年 4 月から事務委任(工場に係るものを除きます。)を受けています。

c 市条例による規制

平成 11 年 6 月に大津市生活環境の保全と増進に関する条例(新条例)が施行されました。この条例においては、ばい煙発生施設として 13 業種等の施設を、粉じん発生施設として 9 業種等の施設を指定するとともに、ばい煙に係る規制基準としてカドミウム等 12 物質の濃度基準(排出口、敷地境界線上)、アクリロニトリル等 10 物質を指定化学物質として設備・管理基準を設け、粉じんに係る規制基準として構造・設備基準を設けています。

(4) 法令等による届出状況

大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設は 137 工場・事業場に設置されている 293 施設(平成 15 年 3 月末)で、その内訳は別表のとおりです。

施設の種類の種類は 6 種で、その中でボイラーが 190 基と最も多く全施設の約 64.8%を占め、次いでディーゼル機関、ガスタービン(いずれも非常用が主)、廃棄物焼却炉の順となっており、コンビナートのような大規模ばい煙発生施設はなく、ほとんどが排ガス量 4 万 Nm<sup>3</sup>/h 未満の施設です。

大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づくばい煙発生施設届出状況

(平成15年3月末現在)

区分 項	ばい煙発生 施設の種 類	事 業 所	
		事業所数	設置数
1	ボ イ ラ ー	92	190
1 1	乾 燥 炉	2	2
1 3	廃棄物焼却炉	7	11
2 9	ガスタービン	22	28
3 0	ディーゼル機関	40	53
3 1	ガ ス 機 関	7	9
合 計		170	293

工場・事業場数の合計は、1工場で2種類以上の施設を持っているところがありますので一致しません。

電気事業法等に係る施設を含みます。

(ウ) 工場・事業場の監視・指導状況

大気汚染防止法や市条例に基づき届出施設の排出基準の遵守状況を監視するため、煙道排ガス調査等を行っています。

また、届出施設の確認、変更事項の届出指導等の調査を行っており、排ガス関係の調査と合わせて平成 14 年度は延べ 25 カ所の工場・事業場の立ち入り調査を行いました。

イ 総合交通公害防止対策

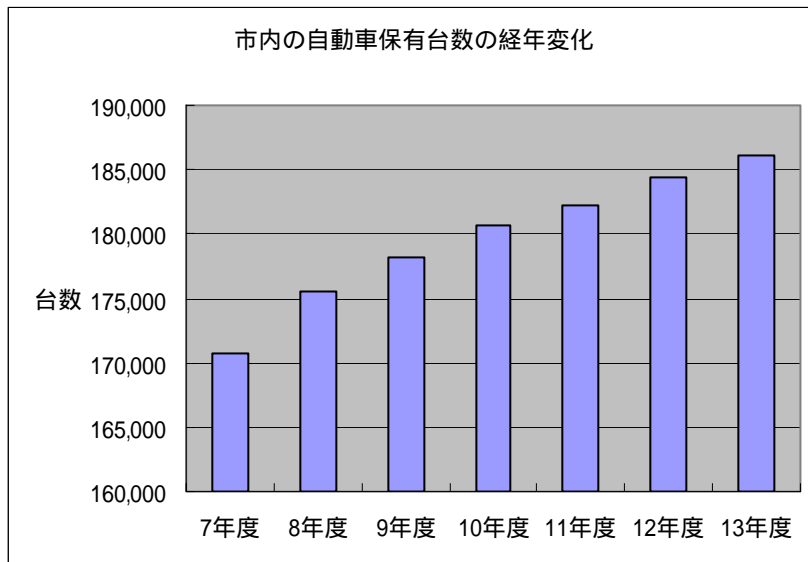
(ア) 駐車場案内システムの整備

、市内 16 箇所の自動車駐車場の利用(満・空)状況を案内するシステムを整備し、駐車場の効率的利用と道路交通の円滑化を図っています。

ウ 自動車排出ガス対策

自動車の保有台数は年々増加し、本市においても平成 13 年度末現在で約 18 万 6 千台(二輪を含みます。)となり毎年約 2,000 台増加しています。自動車から排出される汚染物質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素等ではありますが、特に二酸化窒素と、ディーゼル車から排出される黒煙が問題となっており、大都市及びその近郊で自動車交通量の多い地域では、環境基準の達成率が低くなっています。

本市には、名神高速、京滋及び西大津バイパス、国道1号、161 号等の主要幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響が懸念される場所ですが、市内 2 箇所の自動車排出ガス監視局の二酸化窒素の測定結果は、いずれの局も環境基準を達成しており、大都市及びその近郊に比べると大気汚染の度合いは低い状況です。



#### (ア) 自動車排出ガス規制

国では、自動車に対する排出ガス規制(単体規制)として、大気汚染防止法に基づき使用燃料(ガソリン・LPG、ディーゼル車)及び汚染物質ごとに自動車排出ガスの量の許容限度を定め、これを受けて運輸大臣が道路運送車両法で道路運送車両の保安基準を定め、排出ガスの削減が図られており、この規制は逐次拡充強化されてきています。

#### (イ) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス対策については、国において排出ガス規制(単体規制)の強化並びに電気自動車等の低公害車の性能向上及び広い分野への実用化を図るための研究開発、普及促進その他様々な取り組みが行われています。

自動車交通による大気汚染防止対策は、自動車単体の対策と合わせ、物資輸送の効率向上による自動車走行量の抑制を図る物流対策、公共交通機関の整備、利便性の向上、道路構造の改良、交通の分散と円滑化を図る交通管制システムの整備等総合的な対策が必要であり、国の各関係省庁、地方自治体、企業・事業所等それぞれの役割に応じた取り組みが行われているところです。

本市においては、自動車排出ガスによる影響が懸念される地域での大気汚染調査を実施すると共に、市役所としても、自動車の省エネ使用として、処分された放置自転車を再利用し、県庁をはじめ市内一円において、エコ自転車の利用を推奨するとともに低公害車の計画的導入の検討をおこないました。

#### (ウ) 総合交通公害防止施策の推進

平成11年度に策定した『大津市都市計画マスタープラン』の中でTDM(交通需要マネジメント)施策の推進を掲げており、その中で自動車交通の削減による環境負荷の軽減を目指すとしています。国、県及び本市が中心となり、平成10年度から3ヵ年計画で社会実験を交えながら大津市の中心地区におけるTDM施策のあり方について調査研究をおこない「大津市中心地区交通需要マネジメント施策導入計画」を平成12年度に策定し自動車交通の削減による環境負荷の軽減を目指しています。

#### (エ) 光化学スモッグ緊急時対策

光化学スモッグは、オキシダント濃度が上昇して形成する現象で、一般的に夏の日ざしが強くて、風が弱く、気温が24℃以上、風速が5m/秒以下の気象状態で発生しやすいと言われています。



光化学スモッグの発生に備え、県では「滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱」を定め、毎年5月から9月まで緊急時体制をとっています。これを受けて本市においても光化学スモッグ周知連絡体制をとり、光化学スモッグ注意報等の発令通知を受けると、直ちにこの連絡体制に従って関係機関に連絡を行い、市民、関係施設への周知を図っています。また、人体被害状況の把握にも努めていますが、ここ十数年間被害の発生は報告されていません。

本市域に係る光化学スモッグ注意報発令状況は下図のとおりで、年度によつて0回から10回と大きなバラツキがあります。平成14年度は7月に、大津市瀬田・草津・栗東地域で注意報が1回発令されました。

なお、現在までの発令は注意報のみで、警報、重大緊急警報は発令されていません。

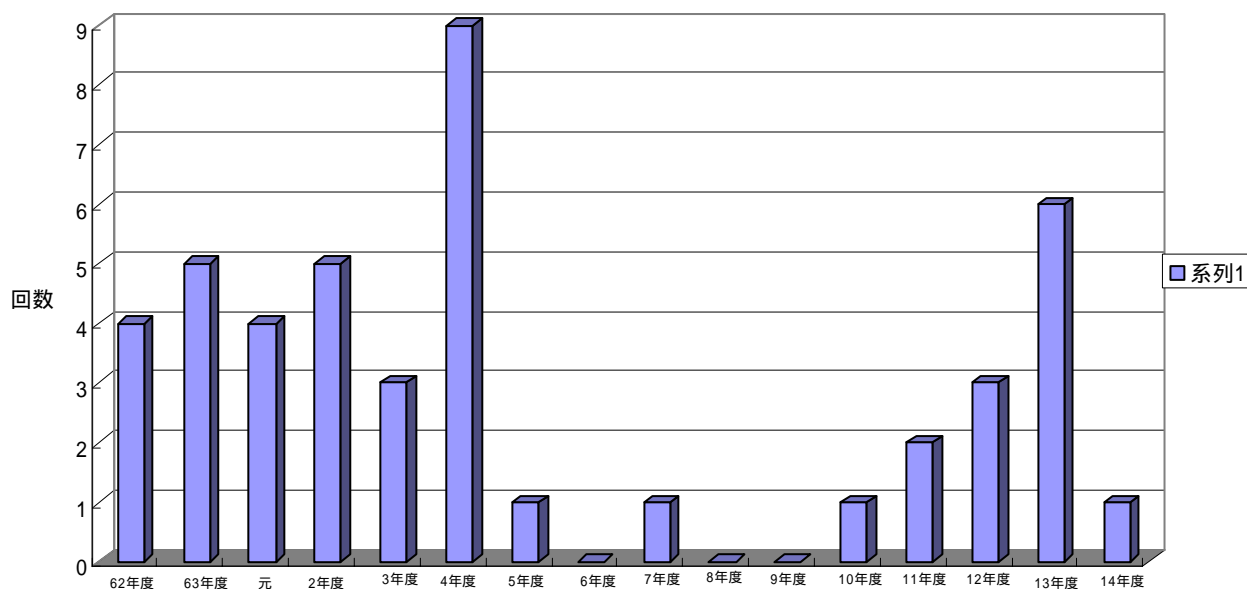
#### 光化学スモッグ注意報等発令基準

区 分	発令基準
注 意 報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.120ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
警 報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.240ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.400ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

#### 光化学スモッグ発令地域区分表

発令地域	地域の範囲
大津市中部・南部	坂本、日吉台、下阪本、唐崎、滋賀、比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山及び南郷の各学区（坂本から南郷学区までの瀬田川以西の地域）
大津市瀬田・草津市・栗東市	瀬田南、瀬田、瀬田北及び瀬田東の各学区（大津市分のみ）（瀬田地域）
大津市北部	伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里及び雄琴の各学区（雄琴学区より北の葛川学区を除く地域）

光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



### (3) 悪臭

#### ア 悪臭の現況

悪臭は騒音等と同じように人の感覚に直接作用し、不快感をおよぼすため、快適な生活環境をそこなう要因となっています。

悪臭の苦情件数は年度によって差がありますが、以前は畜産関係、浄化槽、製紙工場等が主な発生源でしたが、近年は飲食店、クリーニング店等のサービス業やペット、水路の臭いまで広範囲にわたっています。臭いは、気象条件によってその濃度が大きく変わり、また、人によって感じ方も異なるため、それぞれの状況にあった対応が必要になります。

悪臭は、「悪臭防止法」により規制が行われており、平成14年度は塗装業、電気機械器具製造業等4事業所を対象に調査し、悪臭苦情が頻繁に寄せられた1事業所について塗料等の変更指導をおこないました。

#### 悪臭苦情の発生源別内訳

業種	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
畜産・農業	2	6	0	1	0	0
飼料・肥料製造工場	1	0	0	0	0	0
食料品製造工場	0	0	2	2	1	0
化学工場	1	0	3	0	1	0
その他の製造業	2	2	3	1	3	1
サービス業・その他	9	12	15	4	10	3
移動発生源	0	0	0	0	0	0
建設作業現場	1	0	1	1	1	3
下水・用水	2	5	0	0	1	0
ゴミ集積所	0	0	0	1	0	0
個人住宅・アパート・寮	2	2	5	4	2	2
不明	5	2	1	0	1	1
合計	25	29	30	14	20	10

#### エ 悪臭の防止対策

##### (ア) 法令による規制

悪臭防止法は昭和47年5月に施行され、工場等の事業活動に伴って発生する悪臭の規制が行われることになりました。この法律では、都道府県知事が、規制地域の指定、規制基準の設定を行い、市町村が改善勧告、改善命令等を行なうこととされていますが本市が平成13年4月より特例市としての事務を行なうにあたり規制地域の指定、規制基準の設定も本市でおこなうことになりました。

これに基づき本市では、葛川地域の山岳地帯を除く全域を規制地域に指定し、法で定める22物質について敷地境界における規制基準、気体排出施設の排出口における基準と排水中に含まれる悪臭物質の敷地外における規制基準を定めています。

なお、同法では施設、事業場の届出制はとっておらず、規制地域内の事業場は自動的に規制の対象とされます。

平成7年4月の法律改正では、人の嗅覚を用いた測定法が導入され、平成8年4月から施行されていますが、この測定法による臭気指数規制区域の設定には、一定の広がりをもった区域の指定、濃度規制と併用規制ができない等の条件があるため、本市においては、現在のところ規制区域の設定には至っていません。

#### 6段階臭気強度表示法

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
3	らくに認知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

	悪臭物質の種類	規制基準(ppm)	においの性質
1	アンモニア *	1	し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
3	硫化水素 *	0.02	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
5	二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
6	トリメチルアミン *	0.005	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアセトアルデヒド*	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマンブチルアルデヒド *	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10	イソブチルアルデヒド *	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11	ノルマンバレルアルデヒド *	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレルアルデヒド *	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13	イソブタノール *	0.9	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸メチル *	3	刺激的なシンナーのようなにおい
15	メチルイソブチルケトン *	1	刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン *	10	ガソリンのようなにおい
17	スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
18	キシレン *	1	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	0.03	刺激的なすっぱいにおい
20	ノルマン酪酸	0.001	汗くさいにおい
21	ノルマン吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

注) \* : 排出口における規制基準が設定されている。

: 排水口における規制基準が設定されている。

### 3 水環境の保全

#### (1) 水質汚濁の現況

##### ア 琵琶湖

##### (ア) 環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る行政目標として、人の健康の保護及び生活環境の保全をする上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

琵琶湖の水質汚濁の防止について、次に示す基準があてはめられています。

##### 人の健康の保護に関する環境基準

カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下

六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下

### 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
		PH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以下	50MPN/100ml以下	南湖(ハ)	北湖(イ)

(注) 達成期間中の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を越える期間で可及的、速やかに達成

### 全窒素・全リンの環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	暫定目標(平成22年度)	
	水道1.2.3級(特殊なものは除く) 水産1級 水浴及び以下の欄に掲げるもの	全窒素 0.2mg/l以下 全リン 0.01mg/l以下	琵琶湖(1) (琵琶湖大橋より北側)	全窒素 0.22mg/l 全リン 現状維持
			琵琶湖(2) (琵琶湖大橋より南側)	全窒素 0.28mg/l 全リン 0.016mg/l

(注) 1. 基準値は年間平均値とする。

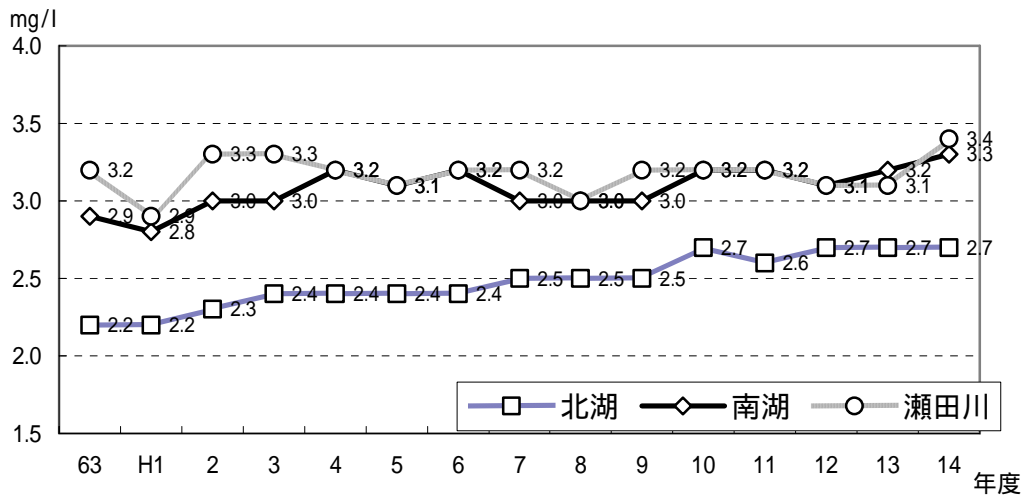
2. 琵琶湖(1)全りんについては、引き続き類型の基準値が維持されるように努めるものとする。

#### (イ) 水質の状況

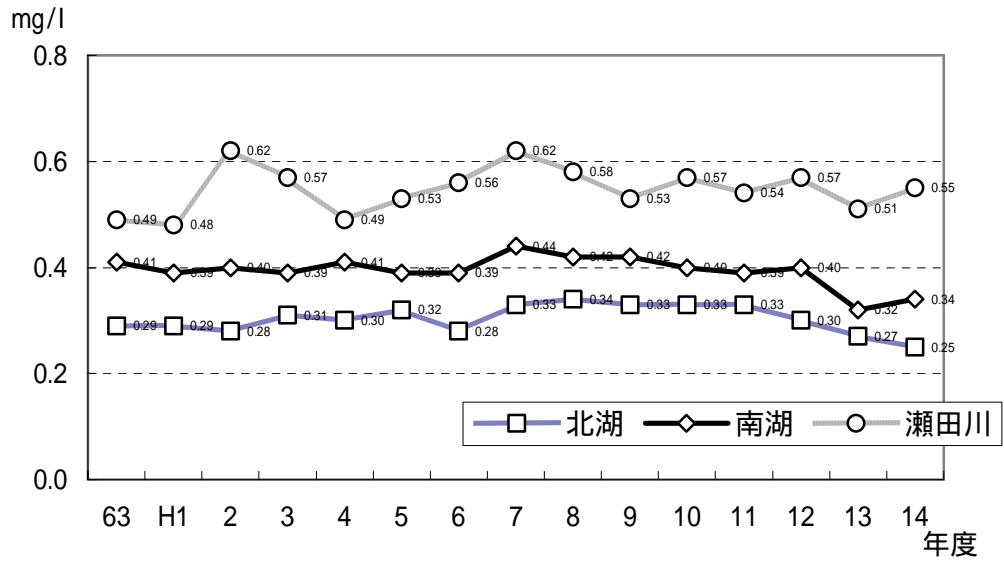
琵琶湖、瀬田川の水質調査は、国と県が共同で北湖28地点、南湖19地点、瀬田川2地点の計49地点において実施しています。

平成14年度の水質状況としては、北湖、南湖ともに前年度及び過年度と比較して、全窒素濃度の低下が見られ、特に南湖の低下が顕著でした。また有機物質による汚濁は経年的に見て増加傾向にあり、今後の水質の状況が懸念されます。

化学的酸素要求量(COD)の経年変化



総窒素(T-N)の経年変化



(ウ) 富栄養化現象

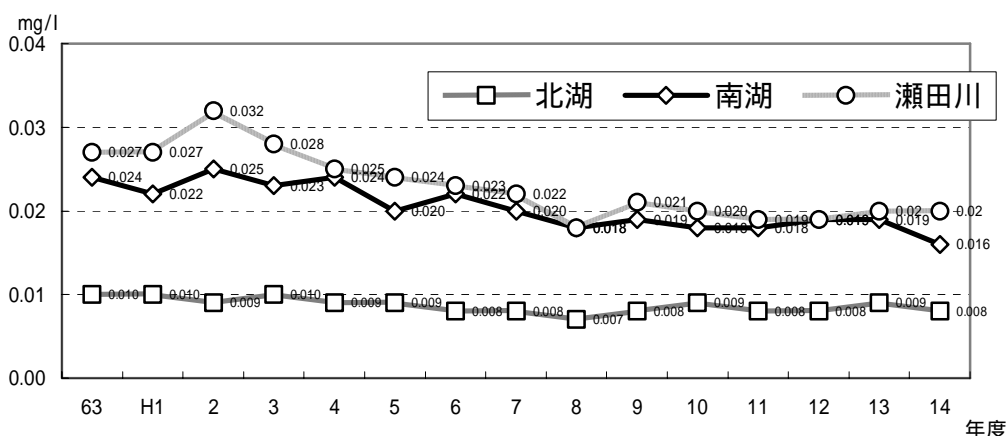
a 淡水赤潮・水の華

琵琶湖の淡水赤潮は、昭和 50 年に犬上川河口(彦根市)ではじめて発生し、以降昭和 61 年、平成 9、10、13 年をのぞいて毎年発生しています。平成 3～5、12 年は南湖では発生せず、北湖でも小規模でした。一方、水の華は昭和 58 年に南湖ではじめて確認されて以来、昭和 59 年を除き毎年発生しています。

平成 14 年の状況として、淡水赤潮の発生は確認されませんでした。一方、水の華は 8 月 2 日に雄琴港内、矢橋帰帆島水路で第 1 号が確認された、また天候も冬季から春季にかけて気温の上昇が早く、降雨量も夏季から秋季にかけて例年よりは大幅に少ない気象条件であったため 8 月、9 月、10 月と継続して発生が見られ、発生日数は 24 日間、延べ 47 水域と、平成 6 年に次ぐ大規模なものでした。収束も 10 月 31 日で過去最も遅かった平成 8 年と同じでした。

また、平成 6 年以降毎年北湖で、水の華が確認されていましたが、昨年に引き続き 14 年も観測されませんでした。

全リン(T-P)の経年変化



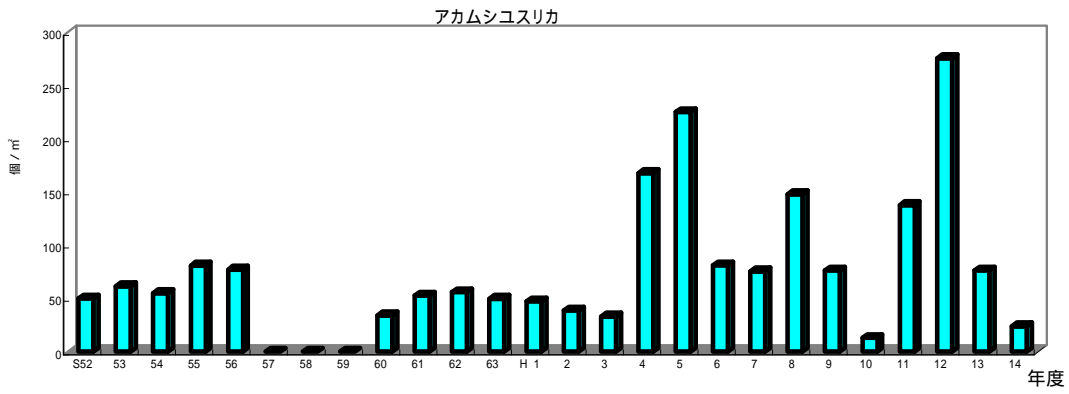
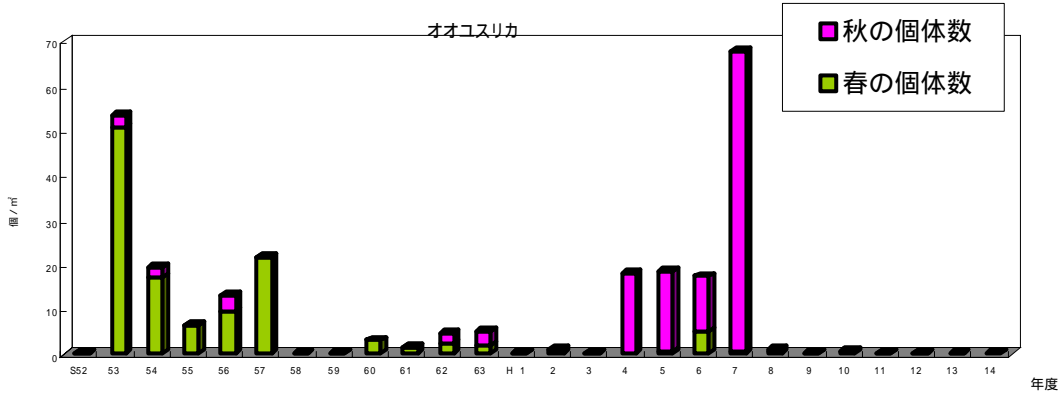
b ユスリカ

南湖沿岸では昭和 45 年ごろから春、秋にユスリカの大発生が見られるようになりました。ユスリカの幼虫は、湖や川の底泥中に生息し、この中にあるプランクトンの死骸などの有機物やバクテリアを食べて成長します。大発生の原因は、湖底に堆積している有機物(ヘドロ)の増加と考えられ、琵琶湖の富栄養化を表す現象の一つとしてとらえられています。

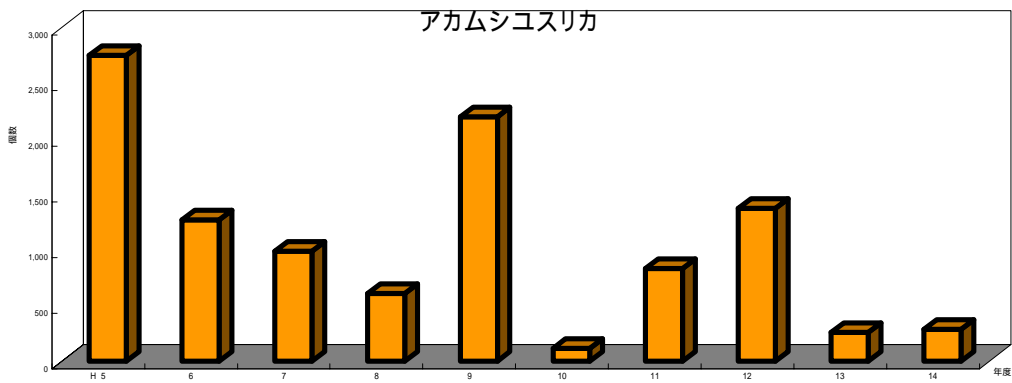
琵琶湖で発生する主な種はオオユスリカとアカムシユスリカです。湖底の幼虫が羽化して湖辺に飛来するのは、オオユスリカが 3～4 月と 9～10 月の年 2 回、アカムシユスリカが 11～12 月の年 1 回です。時には 1m<sup>2</sup>の壁面に 500 匹ものユスリカが計測されるなど、「不快害虫」として地域住民を悩ませています。

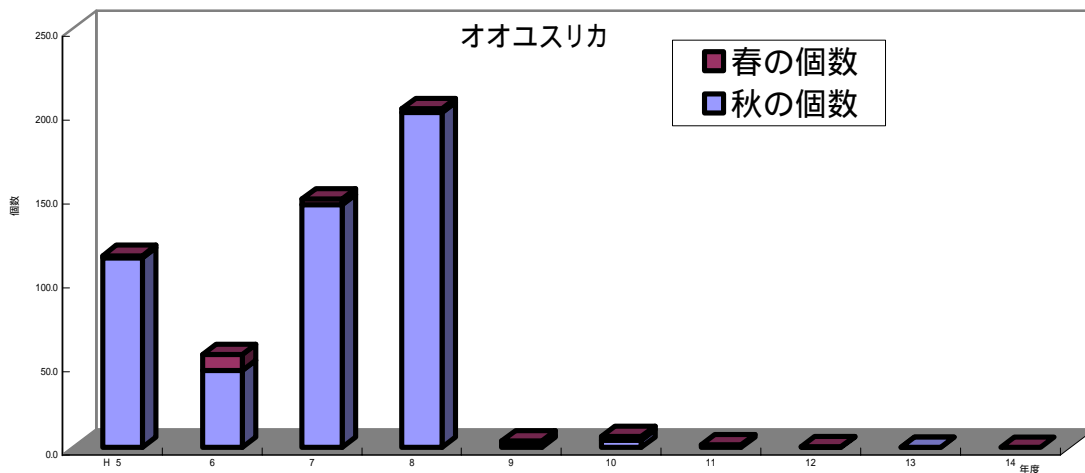
平成 12 年においては調査開始以来アカムシユスリカの最高の飛来数を確認しました。また最近のユスリカ発生の傾向として、春秋に発生していたオオユスリカは収束していますが、2 月下旬から発生しているピワヒゲユスリカ(小型)の発生が住民の関心の的となっているので平成 15 年より予備調査を実施します。

におの浜沿岸部でのユスリカ成虫の日平均観測数



柳が崎沿岸部でのユスリカ成虫の日平均観測数





### c 水草類の繁茂

琵琶湖に繁茂する水草類については、平成元年頃から、夏季を中心に異常に繁茂する傾向にあり、悪臭を放ち船舶の航行を阻害するなど、周辺的生活環境に支障をきたしているため、滋賀県においてその刈り取り除去を実施しています。平成 14 年度もなぎさ公園等に打ち上げられた水草について職員の手による回収作業がおこなわれました。

### d 農業排水の適正管理

代かき、田植えの時期に、農業排水のパトロールを実施し濁水防止を啓発するとともに、川の透明度を調査しました。

#### (I) ヨシ群落

琵琶湖の湖辺の原風景として親しまれているヨシ群落は、魚類・鳥類の生息場所、水質保全など様々な機能を持っていることから、大津市では、平成 2 年度からヨシ保全事業に取り組んでおり、平成 13 年度には、ヨシ育成調査を実施いたしました。

滋賀県においては、平成 4 年 3 月に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を制定し、そのなかで、ヨシを守る施策としてヨシ群落保全区域(保全地域、保護地区、普通地域)が指定されています。大津市域においては、真野、堅田、雄琴、下阪本、唐崎など保全地域約 72ha、普通地域約 38ha が地域指定されています。

### イ 河川

#### (ア) 環境基準

県では環境基本法に基づき市内の 7 河川(9 地点)について県により生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されています。

なお、人の健康の保護に関する環境基準については、全公共用水域に一律に摘要されるものであり、その項目および値については、琵琶湖と同じです。

#### 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

	利用目的の適応性	基	準	値
--	----------	---	---	---



項 類 目 型		水素イオン濃度 (pH)	生物化学酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	-

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 〃 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

	要監視項目	指針値		要監視項目	指針値
		(mg/L以下)			(mg/L以下)
1	クロホルム	0.06	12	EPN	0.006
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	13	ジクロロボス(DDVP)	0.008
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06	14	フェノカルブ(BPMC)	0.03
4	p-ジクロロベンゼン	0.3	15	イプロンホス(IPP)	0.008
5	イキサチオン	0.008	16	カルニトロフェン(CNP)	-

6	ダイアジン	0.005	17	トルエン	0.6
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	18	キシレン	0.4
8	イソプロチオラン	0.04	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
9	オキシ銅(有機銅)	0.04	20	ニッケル	-
10	クロロコニル(TPN)	0.05	21	トリブテン	0.07
11	プロピザミド	0.008	22	アンチモン	-

それに加えて、昭和55年8月、「大津市環境基本条例」(平成7年条例第39号)に基づき、本市独自の「大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準」(以下「環境上の基準」という。)を設定し、10河川について類型指定を行っています。

本市が定めた「環境上の基準」は国が設定している項目(pH、BOD、DO、SS、有害物質等)だけでなく、琵琶湖の富栄養化を防止するため、新たに特殊項目として「総窒素」、「総りん」、補助指標として「生物指標」(市内の河川に生息する魚類、水生小動物、藻類等の内、それぞれの水質階級に優先的に出現するものの中から市民になじみのあるものを主に選定したもの)や「感覚指標」(市民が河川を評価する場合の一般的な項目で、ゴミ、油膜、臭気、着色、透視度、泡立ちの有無、河床状況)を取り入れています。

#### (イ) 水質の状況

大津市では昭和53年以来市内主要河川について環境調査を実施しており、昭和61年4月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定された後は、県環境基準設定河川を含めた河川の水質調査を実施しています。

平成14年度の各河川の基準達成状況をみると、健康項目については、全河川とも26項目全てが、不検出もしくは、基準を大きく下回っており、環境基準を達成していました。

また、平成13年度から要監視項目についても順次調査を進めており、平成14年度測定ではほとんどが不検出でした。

生活環境項目については、代表的な水質指標であるBODは柳川、吾妻川、相模川、兵田川、三田川、多羅川、の6河川が基準を達成できませんでした。これらの河川は、他の河川と比べて特に水質が悪いわけではありませんが、AA類型という一番厳しい基準が指定されているために達成が難しい状況です。

また、環境上の基準に設定されている総窒素については、前年度にひきつづき、兵田川、三田川、多羅川に加えて際川が達成できませんでした。

pHについては、相模川、兵田川の達成状況があまり良くなく、大腸菌群数については、年間を通じて基準を達成できた河川はありませんでした。

近年の水質の変化をみると、市内全域での下水道整備が進み全体的に良化もしくは横ばい傾向にあります。水質の異常が認められた際には河川環境パトロールを実施し、原因の調査をおこない水質の改善に努めています。<sup>8</sup>

#### 市内河川の環境(上の)基準達成状況

河川名	生活環境項目					特殊項目		類 型
	P H	D O	B O D (75% 値)	S S	大腸菌群数	T - N	T - P	
北湖流入*真野川			(1.1)		×			A - イ
南湖流入*天神川			(1.5)		×	-	-	A - 八
*雄琴川			(1.3)		4/12			B - 八
大正寺川	9/12		(1.7)		5/12			B - 八
大宮川			(1.2)		1/12	-	-	A - 八
*際川			(2.2)		×	×		B - 八
柳川	10/12	10/12	× (1.3)		×	-	-	A A - 八
吾妻川	10/12		× (1.1)		×	-	-	A A - 八
相模川	4/12		× (1.5)		×	-	-	A A - 八
*兵田川	5/12		× (2.0)		×	-	-	A A - 八
田川流入*盛越川	10/12		(1.5)		×			A - 八
*三田川	7/12		× (1.5)		×	×		A A - 八
*多羅川			× (1.3)		×	×		A A - 八
*千丈川			(1.2)		×			A - 八
大戸川上			(0.8)		2/12	-	-	A - イ
下			(1.3)		×	-	-	A - イ
信楽川上			(0.8)		3/12	-	-	A - イ
下		11/12	(1.6)		×	-	-	A - イ
*大石川			(1.4)		×			A - イ

注1 \* は環境上の基準の類型指定河川（市河川）

それ以外は、環境基準の類型指定河川（県河川）

注2 生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。（ただし、B O Dについては75%値とする）

特殊項目（市河川のみ）の基準値、年間平均値とする。

注3 達成状況の数字は、全測定回数のうち達成した回数を示し、は全て達成、×は全て未達成を示す。

## ウ 地下水

環境庁が昭和 57 年度に実施した地下水調査の結果から、全国的に有機塩素化合物による地下水汚染の実態が明らかになり、本市でも昭和 59 年より市内の民家井戸等を対象に、地下水の汚染状況の把握に努めています。

また、地下水汚染が発見された場合には、公衆衛生部署と連携をして飲用指導や有害物質を使用している事業所に対する指導をおこなっています。

### (ア) 環境基準

環境基準法第 16 条第 1 項による地下水の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい条件として平成 9 年にカドミウムをはじめとする 23 物質について環境基準が設定されました。さらに、平成 11 年にふっ素などの 3 物質についての環境基準が設定されました。

#### 地下水質環境基準

（単位：mg / l）

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 以下	四塩化炭素	0.002 以下	チウラム	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	1.2 - ジクロロエタン	0.004 以下	シマジン	0.003 以下
鉛	0.01 以下	1.1 - ジクロロエチレン	0.02 以下	チオベンカルブ	0.02 以下
クロム（六価）	0.05 以下	シス - 1.2 - ジクロロエチレン	0.04 以下	ベンゼン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	. 1. 1 - トリクロロエタン	1 以下	セレン	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	. 1. 2 - トリクロロエ	0.006 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下

		タン			
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 以下	ふっ素	0.8 以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 以下	ほう素	1 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 以下		

### (イ) 水質の状況

本市では、市内の民家の井戸等を対象に地下水の水質についての調査として概況調査、検出井戸周辺調査、定期モニタリング調査を実施しています。

#### 概況調査

市内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する調査であり、市内を北部・中部・南部の3ブロックに分け、3ヵ年で一巡するよう調査を実施しています。

#### 検出井戸周辺調査

概況調査等により新たに検出された地点の周辺において、必要に応じて検出物質の検出の程度、検出の範囲等について調査を実施しています。

#### 定期モニタリング調査

検出井戸周辺調査等で確認された環境基準を超える地下水汚染の継続的な監視調査を実施しています。平成14年度の調査結果は次のとおりです。

### 1. 概況調査

市内北部の7地点において、人の健康に係る環境基準項目26項目について調査した結果、検出された項目については、以下のとおりでした。

検出項目	検出数	超過数	測定結果(mg/l)	環境基準(mg/l)
トリクロロエチレン	1	0	0.025	0.03
ふっ素	2	0	0.09 ~ 0.16	0.8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	1	0.83 ~ 14	10

### 2. 周辺調査

真野普門の一部において、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目を対象とした周辺調査(地点数16)を実施した結果、トリクロロエチレンは不検出であった。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、全般的に・い値を検出したが、環境基準値以下の検出であった。

				測定結果(mg/l)	
調査地域	地点数	基準超過項目	検出	超過	14年度
真野普門の一部	16	トリクロロエチレン	0	0	ND
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	0	0.33 ~ 9.7

### 3. モニタリング調査

大津市大將軍付近においてテトラクロロエチレンを対象とした汚染監視調査(年2回)を実施した結果、地下水質環境基準値以上で検出されており、数値的には横ばいであった。

					測定結果(mg/l)		
調査地域	地点数	基準超過項目	検出	超過	14年度	13年度	12年度
大將軍付近	1	テトラクロロエチレン	2	2	0.013	0.011	0.015

中庄付近でテトラクロロエチレンとトリクロロエチレンを対象とした汚染監視調査(年2回)を3地点において実施した結果、2物質ともに地下水質環境基準以上で検出されており、数値的には横ばいであった。

測定結果(mg/l)
------------

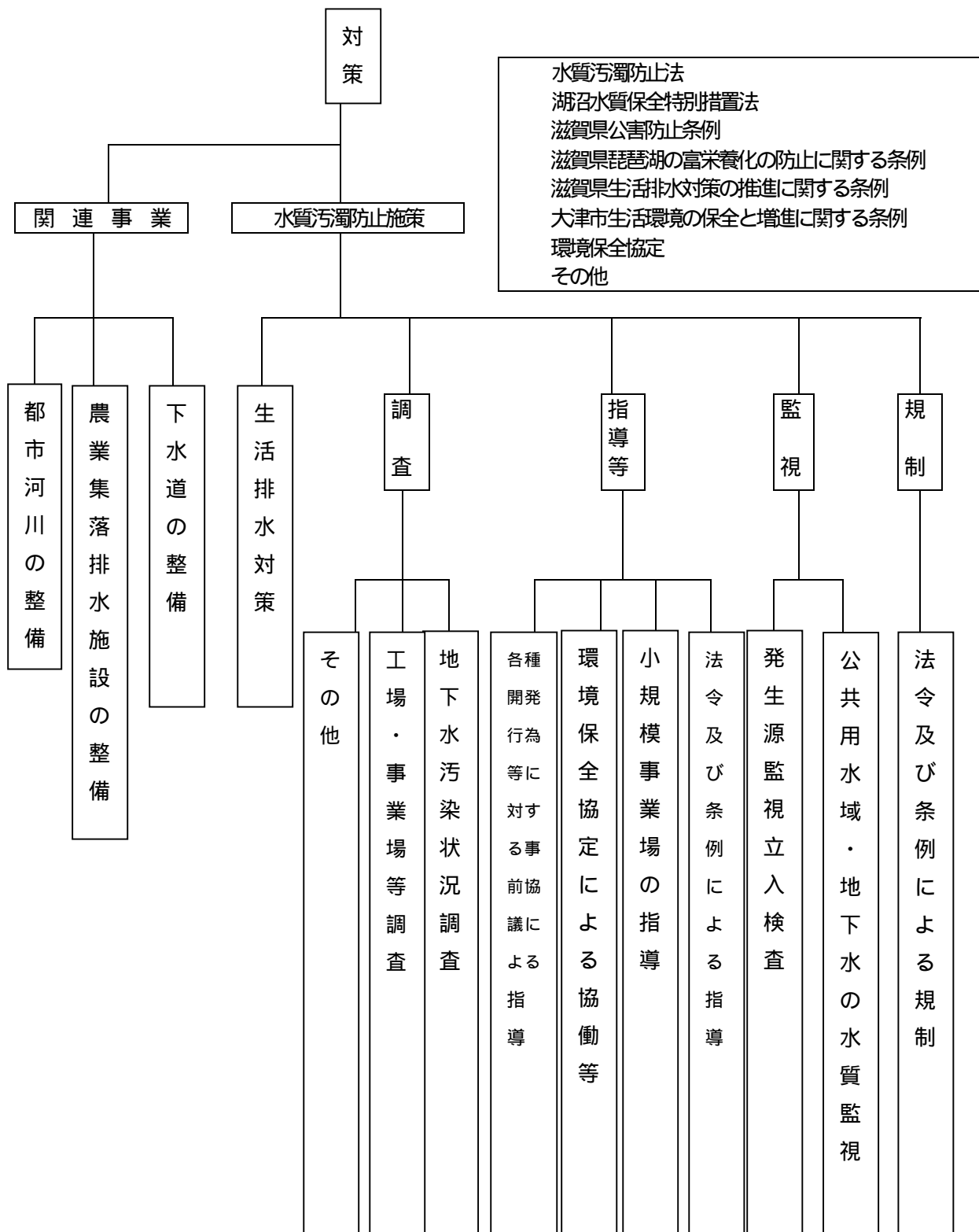
調査地域	地点数	基準超過項目	検出	超過	14年度	13年度	12年度
中庄付近	3	トリクロロフェン	5	1	0.035	0.028	
		テトラクロロフェン	2	2	0.044	0.035	

また、有機塩素系化合物使用事業場に対して、平成10年度から平成12年度までの3年間をかけて立ち入り調査を実施しました。その結果事業場内の地下水調査において、有機塩素系化合物が環境基準を超過して検出された7事業場について、浄化対策を講じさせる等、地下水汚染の未然防止に努めています。

## (2) 水質汚濁の防止対策

### ア 水質汚濁防止体系

本市における公共用水域の環境基準を維持達成するために講じている水質汚濁防止上の施策の体系は下記のとおりです



## イ 工場・事業場の対策

水質汚濁防止法における工場・事業場の排水規制は、同法に基づく上乗せ条例により昭和 47 年から一律基準より厳しい排水基準が設定され、COD 等の一般項目については、日平均排水量  $30\text{m}^3$ 以上  $50\text{m}^3$ 未満の特定事業場も規制対象に加えられました。

また、滋賀県では、昭和 47 年に滋賀県公害防止条例の全面改正により工場排水の規制を強化するとともに、54 年に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」を制定し、全国にさきがけて工場排水の窒素・りん規制の他、りんを含む家庭用合成洗剤の使用、贈答、販売の禁止、生活排水対策、農畜産排水対策などを行ってきました。

本市においては、昭和 49 年「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」を制定し、そのなかで、工場・事業場等の設置、増設等について事前協議制を実施しており、事前に公害面のチェックを行ってきました。

近年の法令等による規制の動きは下記のとおりです。

### (ア) 近年の法令等による規制の動き

#### a 窒素・りんの汚濁負荷量規制

湖沼水質保全特別措置法では、工場の新・増設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、新設または増設される湖沼特定事業場に対して従来 COD に係る汚濁負荷量規制が実施されてきましたが、平成 3 年 10 月の政令改正により、窒素・りんが規制対象項目に追加され、平成 6 年 7 月 1 日より規制が実施されています。

#### b 窒素・りに係る排水規制

従来、窒素・りんについて規制がかけられていなかった琵琶湖流域以外の特定事業場については、平成 5 年 8 月に政令が改正され、同年 10 月 1 日より日平均排水量が  $50\text{m}^3$  以上を対象に窒素・りんの排水基準が適用されています。

#### c 有害物質項目

新たな科学的知見に基づき、ジクロロメタン等 13 物質が平成 6 年 2 月 1 日から、ふっ素等 3 物質が平成 13 年 7 月 1 日から有害物質に追加されています。

#### d 小規模排水事業場規制

琵琶湖の水質が改善されないことから、きめ細やかな発生源対策が必要となり、平成 8 年 3 月に水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例や県公害防止条例の改正が行われ、一般項目について日平均排水量  $10\text{m}^3$ 以上  $30\text{m}^3$ 未満の特定事業場についても規制されるようになりました。なお、平成 10 年 3 月 31 日まで基準の適用が猶予されていた既設の特定事業場に対しても、同年 4 月 1 日より排水基準が適用されています。

大津市においても、これら法令等の改正と整合を図る等のため、平成 10 年 9 月に生活環境の保全と増進に関する条例を全部改正し、制度面での整備を図っています。

### (イ) 法令等による届出状況

水質汚濁防止法及び県条例等に基づいて届出されている工場・事業場は別表のとおりであり、業種(施設種類)別にみると、旅館業、給油所(自動式車両洗浄施設)等のサービス業が多く、これらは排水量が少ない中小規模の事業場や公共下水道へ接続されている事業場がほとんどです。

一方、繊維、パルプ、その他の製造業等の事業場は大手の工場であり、事業場数は少ないものの排水量の占める割合は大きくなっています。

平成15年3月31日現在、一般項目に係る排水基準が適用されている事業場は全体の約33%で、公共下水道への接続により年々減る傾向にあります。

法・条例に基づく特定事業場数

平成15年3月31日現在

根拠法令	総数	10m <sup>3</sup> /日以上	10m <sup>3</sup> /日未満
水質汚濁防止法	323	87	236
県・公害防止条例	157	69	88

水質汚濁防止法に基づく特定施設別特定事業数

(平成15年3月31日)

特定施設番号	業種(施設)名	特定事業場数						
		総数	排水量 10 m <sup>3</sup> 未満	排水量 10 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	排水量 50 m <sup>3</sup> 以上 200 m <sup>3</sup> 未満	排水量 200 m <sup>3</sup> 以上 500 m <sup>3</sup> 未満	排水量 500 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上
1-2	畜産農業	2	2					
2	畜産食料品製造業	2	1			1		
3	水産食料品製造業	3	3					
4	保存食料品製造業	6	5		1			
5	調味料製造業	1	1					
8	菓子製造業	1	1					
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1					
10	飲料製造業	4	3	1				
16	めん類製造業	2	2					
17	豆腐・煮豆製造業	14	14					
19	紡績業・繊維製品製造業	4	3					1
21	化学繊維製造業	1						1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					1
30	発酵工業	1			1			
33	合成樹脂製造業	1						1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1			1			
55	生コンクリート製造業	8	6	1		1		
58	窯業原料の精製業	2	1			1		
59	砕石業	1	1					
63	金属製品・機械器具製造業	3		2				1
64-2	水道施設	4	2					2
65	酸・アルカリ表面処理施設	8	1	2	3	1		1
66	電気めっき施設	2	1			1		
66-2	旅館業	64	35	21	6	2		
66-3	共同調理場	2	2					
66-4	弁当製造業	2	2					
66-5	飲食店	10	9		1			
67	洗たく業	38	36	1	1			
68	写真現像業	15	14			1		
68-2	病院	4	4					
69	と畜業・死亡獣畜取扱業	1				1		
70-2	自動車分解整備事業	1	1					
71	自動式車両洗浄施設	64	60	4				
71-2	研究・試験・検査施設	17	14	2				1
71-3	一般廃棄物処理施設	2	1			1		
71-4	産業廃棄物処理施設	2		1		1		
71-5	洗浄施設(トリクロロエチレン等)	3	2	1				
72	し尿処理施設	6			1	3	1	1
73	下水道終末処理施設	2						2
74	排水処理施設	1					1	

湖 1	病院	5	4		1			
湖 2	し尿浄化槽	10	3	3	4			
合 計		323	236	39	20	14	2	12

(ウ) 工場・事業場の監視、指導状況

昭和 54 年以降、市条例の適用を受ける事業場について監視、指導を実施しており、また、本市は、昭和 61 年 4 月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定され、同年度より法に基づく事業場の立ち入り調査を実施しています。平成 14 年度は、延べ 143 事業所に立ち入り調査を実施し、排水の調査により、排水基準の遵守状況を監視しました。排水基準違反事業場に対しては、排水処理施設の維持管理を徹底させるとともに、処理施設改善等の措置を指導しています。

平成 14 年度の事業場排水調査実施状況は次のとおりです。

**工場・事業場の監視・指導状況**

調 査 項 目		平成 14 年度	
		調 査 検 体 数	違 反 検 体 数
一 般 項 目	水素イオン濃度(pH)	152	7
	化学的酸素要求量(COD)	122	7
	生物化学的酸素要求量(BOD)	50	3
	浮遊物質(SS)	121	2
	大腸菌群数	24	7
	窒素含有量	120	10
	りん含有量	120	9
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	22	0
	シアン化合物	5	0
	鉛及びその化合物	22	0
	六価クロム化合物	22	0
	砒素及びその化合物	9	0
	水銀及びその化合物	9	0
	PCB	5	0
	トリクロロフルン	20	0
	テトラクロロフルン	20	0
	四塩化炭素	20	0
	ジクロロメタン	20	0
	1,2-ジクロロエタン	20	0
	1,1-ジクロロフルン	20	0
	ジ 1,2-ジクロロフルン	20	0
1,1,1-トリクロロフルン	20	0	
1,1,2-トリクロロフルン	20	0	
1,3-ジクロロプロペン	20	0	
ベンゼン	20	0	
ふっ素含有量	6	0	
ほう素含有量	6	0	
特	n-ヘキサン抽出物質	16	1
	フェノール類含有量	3	0



殊 項 目	銅含有量	22	0
	亜鉛含有量	22	0
	溶解性鉄含有量	9	0
	溶解性マンガン含有量	8	0
	クロム含有量	32	0
	アンチモン含有量	9	0

#### ウ 琵琶湖の富栄養化防止対策

本県では、昭和 54 年 10 月にそれまでの法規制では琵琶湖の富栄養化の進行に歯止めがかからないとして、全国で初めて富栄養化の要因物質である窒素・リンの負荷量の削減を図る「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」が制定されました。

その主な内容は次のとおりです。

- ・工場、事業場に対する窒素・リンの排出水の規制
- ・リンを含む家庭用合成洗剤の使用、贈答、販売の禁止
- ・家庭雑排水や農畜産排水に対する削減指導の実施

#### エ 大津市生活排水対策推進計画に基づく生活排水対策の推進

本市は平成 3 年 4 月に生活排水対策重点地域(範囲:滋賀県全域)に指定されたのを受け平成 4 年 3 月に「大津市生活排水対策推進計画」(目標年次平成 12 年)を策定し、これに基づき生活排水対策を推進してきました。

近年では計画に基づいた施設整備が進み、一定の成果が上げられてきていますが、市内で発生した生活排水のほとんどが琵琶湖に注いでおり、今後も引き続き生活排水対策推進する必要があるため、平成 22 年における生活排水処理率 100% 目標とした「大津市生活排水対策推進計画」を平成 13 年に新たに策定し、本計画に基づき施設整備及び啓発に努めています。

また、生活排水対策推進協議会において、農業排水対策や数量の確保など、河川流域における総合的な取り組みが必要であることを確認しました。

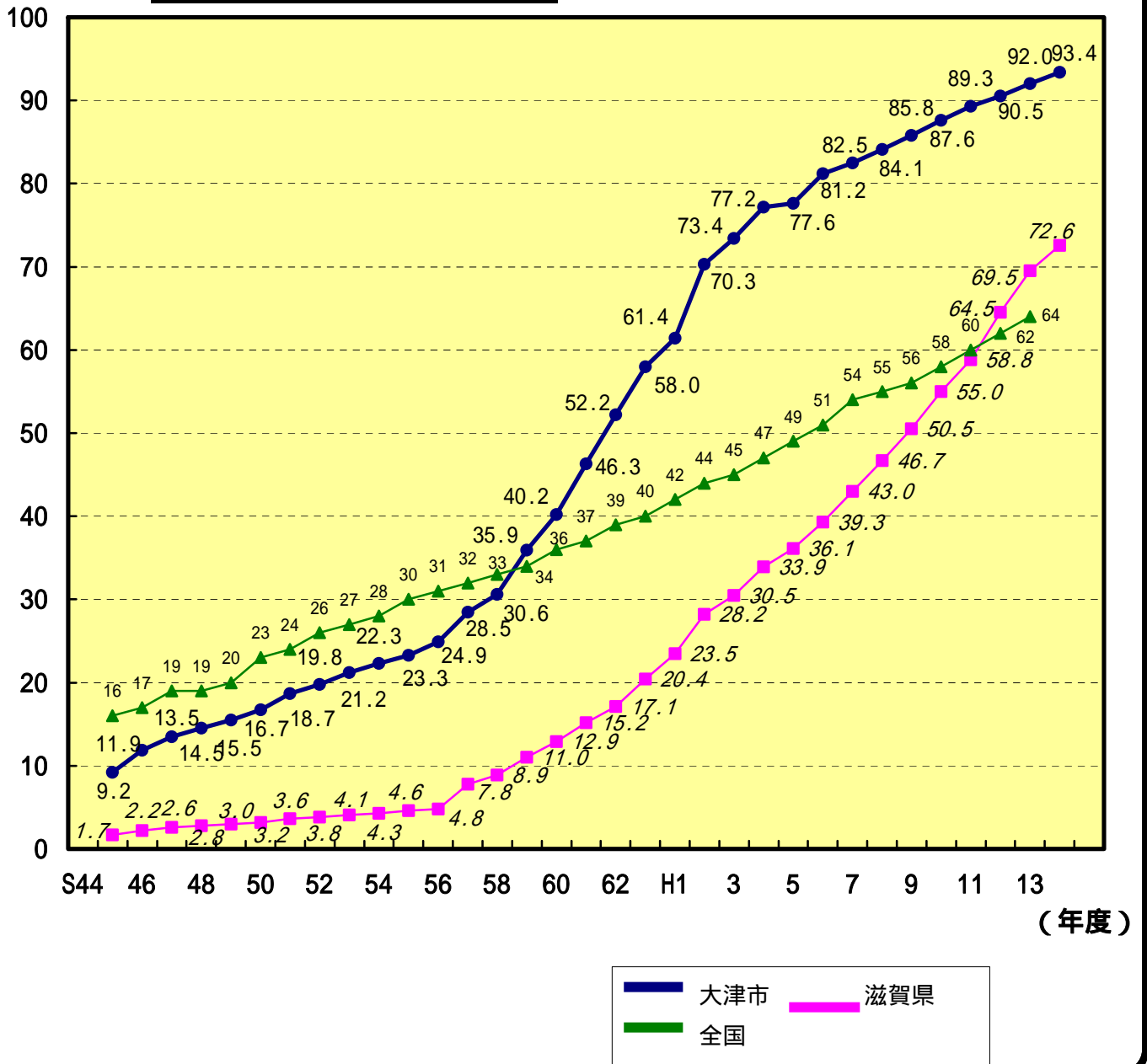
#### 生活排水処理状況

平成 15 年 3 月 31 日現在

	人口(人)	割合〔%〕
水洗化・生活雑排水処理人口	263,741	88.37
大津市(大津)公共下水道	88,489	29.65
大津市(藤尾)公共下水道	3,625	1.22
大津市(湖南中部)公共下水道	79,761	26.72
大津市(湖西)公共下水道	76,995	25.80
農業集落排水処理施設	1,022	0.34
合併処理浄化槽	13,849	4.64
水洗化・生活雑排水処理人口〔単独処理浄化槽〕	16,927	5.67
非水洗化人口	17,804	5.96
し尿処理施設	17,707	5.93
自家処理	97	0.03
合計	298,472	100

## 下水道普及率の推移

(%)



### (ア) 下水道の整備

本市の下水道事業は、昭和 37 年に湖岸沿いの低地の浸水対策と住環境の改善を目的として、市内中心部に計画され、昭和 44 年に大津市公共下水道が供用開始され、平成 14 年 4 月 1 日現在大津市全域における普及率は 93.4% となっています。また、県内全体の動きとしては琵琶湖の水質汚濁が問題になり、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、滋賀県では同法のもとに、自然環境の保全と水質の回復、住民の生活環境の改善を目的として流域下水道計画を策定し、県内を「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区に分け順次整備を図っています。

### (イ) 下水道整備と水洗化の促進

下水道水洗化普及促進を図るため、平成 13 年度は、水洗化家屋の情報についてパソコン導入による入力管理を行い敏速に対応しました。また昼間不在の未水洗家屋への夜間の電話によるアンケート等により未水洗家

屋の水洗化阻害理由を把握することができました。また、水洗便所改造資金の融資斡旋、奨励金の交付、生活保護所帯に対する水洗便所改造等補助金、自家用污水ポンプ場設置補助金の交付等の実施により水洗化の促進に努めました。平成 14 年度末大津市全域の平均水洗化率は 89.6% です。

a 大津市(大津)公共下水道

昭和 37 年に大津排水区を計画し、41 年に膳所排水区を追加、48 年に市中心部全域(際川以南から蛸谷までの地域) 1,338ha と区域の拡大を図り、さらに平成 6 年度には比叡平地区を含めた全体計画を 1,471ha とし計画区域を変更しました。

一方、昭和 42 年には由美浜において終末処理場の建設に着手し、44 年 4 月の完成により県下初の下水道による汚水処理を開始しました。昭和 56 年度からりん除去を実施していますが、この度、大津市と(財)下水道新技術推進機構が琵琶湖の水質保全と良好な水環境を図ることを目的として、大津浄化センターの深層反応槽実施設を用いて、効率的窒素除去技術(短時間で安定した有機物と窒素の除去)の導入に向けた研究を 系水処理施設において 11 年度より進めています。平成 12 年度は一定の成果が得られたことから、高度処理施設化を進めており、平成 14 年度は 4 号池部分が完了し引き続き整備していきます。<sup>3</sup>

また、大津市と(財)下水道新技術推進機構は、琵琶湖の水質保全のため合流式下水道の改善手法として、「高速凝集沈殿処理」の研究を平成 12 年度より実施しています。これは、雨天時に、大量流入する下水のうち、生物処理できない分を高速に凝集沈殿処理するもので環境への負荷低減が期待されるものです。

平成 15 年 4 月 1 日現在の普及率は 97.7%となっています。

b 大津市(藤尾)公共下水道

藤尾地区は、地形上の都合から公共下水道については京都市の協力を得て京都市公共下水道(石田処理区)に接続するよう計画を行いました。平成 2 年に基本計画を策定し、これをもとに平成 3 年に藤尾地区 92ha の公共下水道の計画決定を行い、工事に着手し平成 4 年に供用開始しました。

平成 15 年 4 月 1 日現在の普及率は 97%となっています。

c 大津市(湖南中部)公共下水道

昭和 47 年に流域下水道の計画決定が行われ、これを受けて本市は、昭和 51 年に市の東南部(瀬田川左岸と蛸谷より南の右岸の地域) 2,579ha に及ぶ流域関連公共下水道の計画を策定しました。その後順次整備を図り、昭和 57 年には湖南中部浄化センター(草津市矢橋町)が完成し下水道を供用開始しました。

平成 15 年 4 月 1 日現在の普及率は 89.9%となっています。

d 大津市(湖西)公共下水道

昭和 53 年に流域下水道が計画決定され、これをうけて昭和 54 年に市の北部(際川から以北) 2,022ha におよぶ関連公共下水道の計画を策定しました。昭和 55 年より順次整備を図り、59 年には湖西浄化センターが完成し下水道の供用開始をしました。さらに、平成 6 年度には伊香立地区などを含め全体計画の変更を行いました。

平成 15 年 4 月 1 日現在の普及率は 93.4%となっています。

下水道整備状況

(平成 14 年度末)

処理区 内 容	大津公共下 水道	湖南中部関連 公共下水道	湖西関連公 共下水道	大津公共下 水道(藤尾)	合 計
排水面積整備率(%)	92.8%	48.2%	60.4%	99.3%	62.4%
水洗化率(%)注1	91.8%	89.2%	89.3%	62.8%	89.6%
普及率(%)注2	97.7%	89.9%	92.5%	97.0%	93.4%

(注1) 水洗化人口 / 処理区域内人口

(注2) 処理区域内人口 / 計画区域内人口

(ウ) 農業集落排水施設適正な管理

農業集落排水処理施設維持事業は、農業振興地域内の集落を対象として、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持並びに農村の生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に実施される事業で、本市では上田上桐生地区において事業を実施しました。

昭和 57 年事業に着手し、昭和 60 年 9 月より施設の利用を開始しています。また、平成 8 年度に事業の見直しをおこなうとともに施設の改善に着手し、平成 9 年 11 月に施設の改築が完了しています。計画人口は 1,640 人計画戸数 338 戸です。

(エ) し尿処理の推進

し尿処理施設として南部衛生プラント(90kl / 日)があり、し尿及び浄化槽汚泥を処理していますが、処理方式は 1・2 次処理 標準脱窒素処理 + 高度処理 凝集分離(加圧浮上) + オゾン処理 + 砂ろ過 で処理し、一層の放流水質の向上を図っています。また、下水道整備の進展に伴い、処理量は年々減少傾向にあります。

放流水質(平成14年度)

	基準値	目標値	改造前 ( S58 )	平成 14 年度
P H	6.0 ~ 8.5	6.0 ~ 8.5	6.64	6.9
SS mg / l	70	10	19.3	1
BOD mg / l	30	10	13.2	1
C O D mg / l	30	20	21.6	4.8
T - N mg / l	60	10	60.8	1.30
T - P mg / l	8	1	5.0	0.01

基準値は滋賀県条例に基づくもの( は水質汚濁防止法による )

(オ) 合併浄化槽設置の推進

現在浄化槽は市内に約 9000 基が設置されており、規模別では、処理対象人員 20 人以下のものが大半を占めています。なお、設置基数は年々減少しており、平成 14 年度の設置基数は 52 基となっています。<sup>5</sup>

また、下水道整備計画区域外、又は当分の間下水道が整備されない区域において、小型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、63 年度から補助金の交付を行っています。平成 14 年度における補助対象基数は 14 基でした。葛川地区においては、維持管理組合の設置をお願いしてきており、順次設立されています。

合併浄化槽設置整備事業による設置基数

平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
34 基	34 基	34 基	18 基	12 基	14 基

また、平成 8 年 7 月には、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」が施行され、下水道計画区域外及び当分の間下水道が整備されない区域において、住宅への浄化槽の設置または住宅の新築をしようとする方は、合併浄化槽の設置が義務づけられています

オ 水環境の安全性の確保

平成 7 年度、「大津市地域環境保全型農業推進方針」を策定し、これに基づき農薬安全使用対策委員会を設置して農薬の安全で効率的な使用を進めています。

また、大津市内にあるゴルフ場 4 箇所については、県と協力して立ち入り調査及び採水を実施しています。<sup>8</sup>

(3) 水辺環境の保全

ア 魚とホタルのすむ川づくりの推進

昭和 58 年 2 月、「魚とホタルのすむ川づくり」をめざして、大津市における望ましい河川の水辺環境のあり方

について検討を行いました。これをもとにして、親水河川の整備、魚とホタルの住む河川構造の配慮、水質の改善、水量の確保、河川の美化を進めています。市内には21の河川愛護団体が河川美化活動を実践されているとともに、ホタルの住む川をめざして、そのえさとなるカワニナの放流なども行っています。

#### イ 水環境保全意識の高揚

県環境学習船「みずすまし」を使った琵琶湖環境学習活動、地域婦人団体、環境保全活動団体等の環境学習活動、公民館環境講座等に講師を派遣するなどの支援をしています。

### 4 音環境の保全

#### (1) 騒音・振動の現況

騒音は、人間の感覚に直接作用し、睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど日常生活に大きな影響を及ぼします。また、振動も地盤、構造物等を伝播して人体に感知されるため、多くの点で騒音と類似しており、騒音を伴うことが多くあります。

騒音・振動とも発生源は多種多様で、工場、建設作業及び交通機関などがあげられますが、騒音については、この他にも深夜のカラオケ、一般家庭のクーラー、ピアノなど家庭の日常生活に起因するものも多くなっています。また、影響範囲も他の公害に比べ、局所的であるのが特徴です。

本市に平成14年度に寄せられた公害苦情のうち、騒音・振動によるものは30件(典型7公害のうち32%)でした。

#### ア 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により、「騒音に係る環境基準」が定められています。この基準では一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を設定しています。

従来の騒音に係る環境基準では、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値( $L_{A50,T}$ )が用いられていましたが、平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され騒音の評価手法が等価騒音レベル( $L_{Aeq,T}$ )へ変更されるとともに基準値が変更され平成11年4月に施行されました。また、同年4月1日付けで県において騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定について告示されました。

#### 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

単位：デシベル

環境基準 類型	環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))			
	一般の地域	道路に面する地域 (交通騒音が支配 的音源の地域) 距離不問	幹線道路近接空間 ・2車線以下:15m ・2車線超 :20m	幹線道路近接空間 の背後に存る建物 の中高層部
AA類型	50以下/40以下			
A類型	55以下/45以下	60以下/55以下 (2車線以上)	70以下/65以下	屋内基準値 45以下/40以下
B類型	1車線道路に面 する地域を含む	65以下/60以下 (2車線以上)		

C 類型	60 以下 / 50 以下	65 以下 / 60 以下 (1 車線以上)	屋内基準値 45 以下 / 40 以下	
除外地域	-			

・環境基準類型

A A : 療養施設、社会福祉施設等が集まって設置される地域など特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供せられる地域

B : 主として住居の用に供せられる地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

・ 幹線道路：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4 車線以上の市道

## イ 交通騒音・振動

### (ア) 自動車

本市は、名神高速道路、国道1号、同 161 号、京滋、西大津両バイパス等の幹線道路が通過しており、沿線住民から主に騒音の苦情や対策の要望が寄せられています。

これらのうち、自動車専用道路については防音壁の設置等の対策が行われていますが、一般国道等については抜本的な対策がむずかしく、早急な解決は困難な状況にあり、交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。

なお、京滋バイパス、西大津バイパスについては、計画時に環境アセスメントが実施され、防音壁の設置等必要な対策が施され、交通・道路行政とあわせた総合的な対応が行われています。

#### a 名神高速道路

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、自動車騒音の要請限度を一つの目安にして、日本道路公団に防音壁の設置、改良を要望しています。市内の道路延長 12.1Km(トンネル部分 0.7Kmを含む)のうち、平成 15 年 3 月末現在で防音壁が上り 6.5Km、下り 5.7km 延べ 12.2km 設置されており、また、平成 2 年度からは防音壁のかさあげ工事も行われています。

また、通行量の増大、車輛の大型化等による路面の傷みや老朽化が進む中で、高速道路本来の機能である高速性、安全性等を確保するため及び騒音・振動防止のため、必要に応じて橋桁等の接続部の改修や舗装の敷き直しなどのリフレッシュ工事が行われています。

#### b 京滋バイパス

国道1号の慢性化した渋滞の緩和を目的として、滋賀県草津市～京都府久世郡久御山町間(約 27Km)が昭和 63 年 8 月に開通しました。本市では、バイパス周辺の環境監視を行うため、石山地区に測定局を設置し、市庁舎の中央監視局と電話回線で直結し騒音の常時監視を行っています。

#### c 西大津バイパス

西大津バイパスは昭和 56 年 10 月に藤尾(国道1号)～皇子山ランプまでの一部供用が開始され、平成 7 年 2 月に坂本ランプまでの区間が、平成 8 年 4 月に坂本ランプと湖西道路を接続する高架橋が開通しました。

当道路については、既存の住宅地を通過していることもあって、沿線の住宅部分には防音壁が設置され、自動車騒音の低減が図られています。

#### d その他

平成 13 年 4 月 1 日より特例市に移行したことに伴い、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視の事務が本市の事務となりました。

これに基づき、平成 14 年度は、国道 1 号、同 422 号及び主要地方道大津草津線の 3 区間で自動車騒音

の測定、評価を実施しました。

その結果環境基準に適合した戸数の割合は、国道422号線、主要地方道では85%と90%と高かったものの、国道1号線は56%と低い結果となりました。

### 自動車騒音常時監視の結果(1)(2)

#### (1) 騒音レベルの測定値及び環境基準達成率

評価区間	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	測定対象道路			環境基準類型	車道端からの距離 m	道路敷地境界からの距離 m	住居等からの距離 m	地上高さ m	調査区間延長 km	等価騒音レベル (dB)		騒音レベル中央値 (dB)		住居等戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率%		
				路線名	車線数	センサ区間番号							昼間	夜間	昼間	夜間		昼夜	昼	夜	昼夜	昼	夜
1	大津市別保2丁目	H14.10.24	H14.10.25	国道1号線	2	1007	C	1.2	1.2	1.0	1.2	5.8	74	76	71	71	810	452	682	452	56	84	56
2	大津市千町1丁目	H14.10.24	H14.10.25	国道422号線	2	71063	B	2.1	2.1	1.0	1.2	4.8	73	68	68	51	613	552	552	556	85	85	86
3	大津市西の庄	H14.10.24	H14.10.25	主要地方道 大津草津線	4	4033	C	4.3	4.3	2.0	1.2	3.2	71	67	70	56	500	451	469	451	90	94	90

#### 評価の方法

対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。なお、建物の受ける騒音レベルは、区間中1地点で測定した騒音レベルをもとに推計により求めています。

#### (2) 騒音測定時の交通量及び平均走行速度

一連番号	道路名	車線数	センサ区間番号	交通条件観測時刻	騒音測定側の車線 10分間交通量(台)				騒音測定反対側の車線 10分間交通量(台)				平均走行速度 観測時刻	騒音測定側の車線 平均走行速度	騒音測定反対側の車線 平均走行速度	当該時間の等価騒音レベル
					大型	大型	小型	二輪	大型	大型	小型	二輪				
1	国道1号線	2	1007	14:00	22	12	120	14	18	9	99	12	14:00	53	55	74
1	国道1号線	2	1007	15:00	12	16	106	12	8	6	110	9	15:00	53	43	74
1	国道1号線	2	1007	2:00	13	6	31	0	16	10	26	2	2:00	74	67	76
1	国道1号線	2	1007	3:00	10	5	12	3	23	17	22	1	3:00	69	75	77
2	国道422号線	2	71063	14:00	6	4	70	2	2	4	75	5	14:00	52	54	73
2	国道422号線	2	71063	15:00	6	5	76	1	2	4	80	3	15:00	47	51	72
2	国道422号線	2	71063	2:00	0	0	5	1	0	0	8	0	2:00	64	65	64
2	国道422号線	2	71063	3:00	0	1	4	0	0	2	6	1	3:00	58	68	65
3	主要地方道大津草津線	4	4033	14:00	4	5	268	6	5	4	222	11	14:00	70	56	71

3	主要地方道大津草津線	4	4033	15:00	4	6	280	6	7	8	215	3	15:00	65	57	71
3	主要地方道大津草津線	4	4033	2:00	0	1	26	0	0	1	37	0	2:00	78	69	65
3	主要地方道大津草津線	4	4033	3:00	1	0	14	0	0	1	29	0	3:00	70	60	64

## 道路交通騒音調査結果

(平成14年度)

道路名		国道161号	国道1号	主用地方道 伊香立浜大津線	一般県道 大津湖岸線	京滋バイパス
調査場所		雄琴1-17-2	秋葉台13-4	南志賀1-8-32	本丸町7-1	石山寺3-11-20
用途地域		商業	準工業	第1種住居	第1種住居	第1種住居
環境基準の類型		C	C	B	B	B
要請限度の区域区分		c	c	b	b	b
車線数		2	2	2	4	4
道路からの距離		5.9m	2.9m	4.9m	4.5m	60m
騒音レベル (Leq) 単位(デシベル)	昼間	72	75	68	71	62
	夜間	72	77	62	67	56
環境基準(Leq) 単位(デシベル)	昼間	70				65
	夜間	65				60
要請限度(Leq) 単位(デシベル)	昼間	75				75
	夜間	70				70

\* この調査では面的な評価を行っていません。

\* 昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～翌 6:00

\* 要請限度の区域区分について a区域：専ら居住の用に供される区域 b区域：主として居住の用に供される区域 c区域：相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される区域

### (イ) 鉄道

鉄道から発生する騒音や振動の低減に係る住民要望に対して市内2ヶ所において測定等実態調査を実施しました。また、新幹線鉄道については、通達等に定める基準等の超過が認められる区間については、事業者に対し防音壁の設置要請等を行いました。

#### a 新幹線

JRでは、防音壁設置や新型車両の開発などの音源対策を行う一方、国の「新幹線鉄道騒音の環境基準」を受けた「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき住宅(昭和51年3月9日以前のもの)の防音工事、防振工事や移転工事を実施し、これに基づき本市では昭和63年度末までに80ホン対策として214戸、76ホン対策として86戸が防音工事の適用を受けています。また、車両の改良、軌道の整備等の対策も併せて行われています。

なお、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域あてはめについては、平成11年4月に改正されました。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び平成14年度に本市が実施した調査結果を以下に示します。



新幹線鉄道の騒音の環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示)

地域の類型	基準値 (ピークレベルの平均値)	備考
	70 デシベル以下	をあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
	75 デシベル以下	をあてはめる地域：商工業用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

新幹線鉄道騒音調査結果

(平成14年度)

測定 年月日	測定場所 (線路最寄地点の地名)	用途地域 及び 地域類型	東京起 点の 距離 (km)	測定地点 側の軌道 の上り下 りの別	列車速 度 (km/h :平均 値)	構造物の種類		軌道の 種類 (バラスト の有無)	防音壁		測定結果 騒音(デシ ベル)		全測定 本数 上/下
						種類	軌道面 の高さ (m)		種類	軌道面か らの高さ (m)	25m	50m	
H14.10.18	蛸谷2	商業	462.860	上り	226	橋梁	8.3m	橋梁	防音工	2.0m	74	72	10/10
H14.10.10	国分一丁目	1種住居	463.932	下り	220	盛土	4.6m	有道床 (無)	ラムダ型	2.2m	71	65	8/12
H14.10.24 H14.11.14*	大江八丁目	工業	460.703	下り	221 218*	盛土	5.5m	有道床 (無)	遮音壁	2.4m	76*	74	10/10 10/10*

b 在来線

在来線鉄道については、新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が平成7年12月20日に設定されましたが、既存の在来線については、この指針に入っていないため、国に対して環境基準の設定等騒音・振動対策の推進を要望しています。

(2) 騒音・振動の防止対策

ア 工場・事業場の対策

(ア) 法令等による規制

a 地域指定

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を防止することによって生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における特定工場や特定建設作業から発生する騒音・振動について規制を行っています。

従来、規制地域の指定については、県知事の事務でしたが平成13年4月1日より本市が特例市に移行したことに伴い、市で地域指定をおこなうことになりました。<sup>8</sup>

b 工場・事業場に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では著しい騒音や振動を発生する施設を定め、これらの施設を設置する際には届出義務を課すとともに、敷地境界で規制基準を定め遵守義務を課しています。

平成 14 年度における騒音規制法及び振動規制法に基づく届出件数は 67 件でした。

騒音規制法及び振動規制法に係る市内の工場・事業場数と施設数はつぎのとおりです。

騒音発生施設は、347 工場・事業場に設置されている 3,531 施設で施設の種類は空気圧縮機・送風機が 2,048 台(約 58%)と最も多く、次いで金属加工機械となっています。

振動発生施設は、191 工場・事業場に設置されている 1,885 施設で、施設の種類は圧縮機と金属加工機械で 1,411 台となっており全体の約 75%を占めています。

また、上記の法律以外に市の条例においても騒音・振動発生施設を別に定め、法律と同様の規制・指導を行っています。

なお、市では、これらの法令に基づく届出及び規制基準に関する事業者向けパンフレットを作成し、市内事業者に配布しています。

### 騒音に係る規制基準

	朝	昼	夕	夜
	午前 6 時～ 午前 8 時	午前 8 時～ 午後 6 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	50 "	55 "	50 "	45 "
第三種区域	60 "	65 "	65 "	55 "
第四種区域	65 "	70 "	70 "	60 "

注 1 . 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第三種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第四種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

注 2 . 第二種区域、第三種区域、第四種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

### 振動に係る規制基準

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第一種区域		60 dB	55 dB
第二種区域		65 dB	60 dB

(工場・事業場に係る振動規制と騒音規制の区域区分との関係)

地 域	振動規制区域区分	騒音規制区域区分
住居系地域	第一種区域	第一種区域
		第二種区域
商業系・工業系地域	第二種区域	第三種区域

第四種区域

騒音規制法該当の特定工場等数及び特定施設届出状況

(平成15年3月末)

施設の種類	特定施設総数	施設の種類	特定施設総数
1 金属加工機械	483	7 木材加工機	114
2 空気圧縮機等	2,048	8 抄紙機	4
3 土砂用破碎機等	139	9 印刷機械	110
4 織機	472	10 合成樹脂用射出成型機	118
5 建設用資材製造機械	13	11 鋳造型機	0
6 穀物用製粉機	30	計	3,531

特定工場等総数	347
---------	-----

振動規制法該当の特定工場等数及び特定施設届出状況

(平成15年3月末)

施設の種類	特定施設総数	施設の種類	特定施設総数
1 金属加工機械	696	7 印刷機械	30
2 圧縮機	715	8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	9
3 土砂用破碎機等	139	9 合成樹脂用射出成型機	199
4 織機	96	10 鋳造型機	0
5 コンクリート・ロックシン機	0		
6 木材加工機械	1	計	1,885

特定工場等総数	191
---------	-----

c 建設作業に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として定め、届出義務を課すとともに、敷地境界線で規制基準を定めています。

平成9年10月からは、一定規模以上(環境庁長官が、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして指定するものを除く)のバックホウ等の3種の建設機械を使用する作業が、特定建設作業として追加され届出が必要となりました。

また、市の条例では、従来より、上記の法の規制以外に著しい騒音を発生する作業について、横だし規制をおこなっていましたが、平成11年6月より、騒音に加えて振動についても横だし規制を行っています。

住民への事前説明の実施、トラック等搬入出車両による道路汚染の防止などについても、あわせて指導しています。

平成14年度における法律及び市条例に基づく特定建設作業実施届出書の届出状況は次表のとおりです。

騒音規制法に基づく届出は、削岩機を使用する作業が最も多くなっており、また、振動規制法に基づく届出では、ブレーカーを使用する作業が最も多くなっています。

市条例に基づく届出では、騒音関係作業で油圧破碎機を使用する作業が、振動関係作業で振動ローラを使用する作業が9割以上を占めています。

### 各種法令に基づく特定建設作業実施届出状況

(騒音規制法)

(平成14年度)

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	11
2 びょう打を使用する作業	0
3 削岩機を使用する作業	62
4 空気圧縮機を使用する作業	5
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6 バックホウを使用する作業	19
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	2
計	100

(振動規制法)

(平成14年度)

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	12
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ブレーカーを使用する作業	40
計	52

(市条例)

(平成14年度)

作業の種類		件数
騒音	1 インパクトレンチを使用する作業	5
	2 火薬を使用する破壊作業	1
	3 掘削機械を使用する作業	28
	4 油圧破壊機を使用する解体作業	40
小計		74
振動	1 火薬を使用する破壊作業	1
	2 振動ローラを使用する作業	16
	小計	17
計		91

## イ 交通騒音・振動の対策

### (ア) 法令の概要

自動車本体から発生する騒音を低減する対策として騒音規制法では「自動車騒音の大きさの許容限度」が定められています。

環境対策として、同法では自動車騒音の限度を定める省令(いわゆる自動車騒音の要請限度)が定められており、測定に基づき騒音が限度を超え周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会に交通規制の要請や道路管理者に道路構造の改善等の意見を述べる事ができるとされています。

また、振動規制法では、自動車本体の規制はありませんが、環境省令で道路交通振動の限度が定められており、上記同様、測定に基づき交通規制の要請や道路構造の改善等の意見具申ができるとされています。

**自動車騒音の大きさの許容限度**

1.新規検査・予備検査等を受けようとするもの

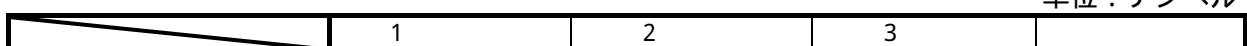
自 動 車 の 種 類			自動車騒音の大きさの許容限度		
			定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗用定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	八十三デシベル	九十九デシベル	八十二デシベル
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	八十二デシベル	九十九デシベル	八十一デシベル
	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	八十デシベル	九十八デシベル	八十一デシベル
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十九デシベル	九十八デシベル	八十デシベル
専ら乗用の用に供する乗用定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両総重量が三・五トン以下のもの		七十四デシベル	九十七デシベル	七十六デシベル
	車両の後部に原動機を有するもの		七十二デシベル	百デシベル	七十六デシベル
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの		七十二デシベル	九十六デシベル	七十六デシベル
小型自動車(二輪自動車に限る。)			七十二デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル
軽自動車(二輪自動車に限る。)			七十一デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル
第一種原動機付自転車			六十五デシベル	八十四デシベル	七十一デシベル
第二種原動機付自転車			六十八デシベル	九十デシベル	七十一デシベル

2.現に運行の用に共しているもの

自 動 車 の 種 類		自動車騒音の大きさの許容限度	
		定常走行騒音	近接排気騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗用定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五デシベル	九十九デシベル
	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	八十五デシベル	九十八デシベル
	車両総重量が三・五トン以下のもの	八十五デシベル	九十七デシベル
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通乗用車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く)	車輪の後部に原動機を有するもの	八十五デシベル	百デシベル
	車輪の後部に原動機を有するもの以外のもの	八十五デシベル	九十六デシベル
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る)		八十五デシベル	九十四デシベル
第一種原動機付自転車		八十五デシベル	八十四デシベル
第二種原動機付自転車		八十五デシベル	九十デシベル

**自動車騒音の要請限度** (平成12年総理府令第15号)

単位：デシベル



時間の区分		区域の区分		a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	幹線交通を担う道路に近接する空間
		昼間	6:00～22:00	6 5	7 0	7 5	7 5
夜間	22:00～翌6:00	5 5	6 5	7 0	7 0		

a区域：専ら住居の用に供せられる区域

b区域：主として住居の用に供せられる区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する空間：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道から20m（2車線以下の道路の場合は15m）の範囲

### 道路交通振動の要請限度(昭和51年・総理府令)

(単位：デシベル)

時間の区分		区域の区分		第1種区域	第2種区域
		昼間	午前8時～午後7時	6 5	7 0
夜間	午後7時～翌日午前8時	6 0	6 5		

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

#### (イ) 騒音・振動の防止対策

本市においては、沿線住民より自動車騒音の苦情に対して、騒音の実態調査を実施した結果、法律に定められた基準等の超過が認められる区間があったため、管理者に対して防音壁の設置や路面の性状改善等の要望を行いました。

#### ウ 近隣騒音等

拡声器やカラオケの使用については、市条例の事前協議において必要な指導を行っています。

また、カラオケ装置の使用については、住居系地域では、音響機器から発生する音が周辺的生活環境を損なうおそれがない場合以外は、午後11時から午前6時までの間は使用することはできないこととしています。

空調室外機、人の会話、ペットの鳴き声等の生活に起因する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、住民相互の思いやりの問題として、意識の向上による解決を目指した指導や広報紙などで啓発を図っています。平成14年度は、拡声器使用に関する苦情が1件寄せられました。

#### 近隣騒音の苦情の発生件数

(平成14年度)

内容	騒音苦情							合計
	近隣騒音苦情							
	拡声器音	カラオケ	機械音	家庭音	爆音機	その他	計	
件数	1	1	2	1	0	1	6	28

## 5 土壌環境の保全

農用地の土壌をカドミウム等特定有害物質による汚染から防止するために、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定されていますが、本市には汚染対策地域の指定はありません。

また、平成3年8月に、環境基本法第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる際の目標基準をして活用されることをめざしたものです。

農薬や科学肥料の使用を5割削減し、周辺環境への負荷を削減する技術で栽培された「環境こだわり農産物」として、栽培への取り組みを推進しました。

### 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg / 検液l)

カドミウム	0.01 農用地 1mg/米kg	銅	農用地(田に限る。) 125 mg/土壌kg	テトラクロロエチレン	0.01
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02	1,3ジクロロプロパン	0.002
有機燐	検出されないこと	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
鉛	0.0	1.2 - ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
六価クロム	0.05	1.1 - ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
砒素	0.01 農用地(田に限る。) 15 mg/土壌kg	シス - 1.2 - ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
				セレン	0.01
総水銀	0.0005 以下	1.1 - トリクロロエタン	1	ふっ素	0.8
アルキル水銀	検出されないこと	1.2 - トリクロロエタン	0.006	ぼう素	1
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03		

## 6 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 一般廃棄物(ごみ)

#### ア 一般廃棄物(ごみ)の現状

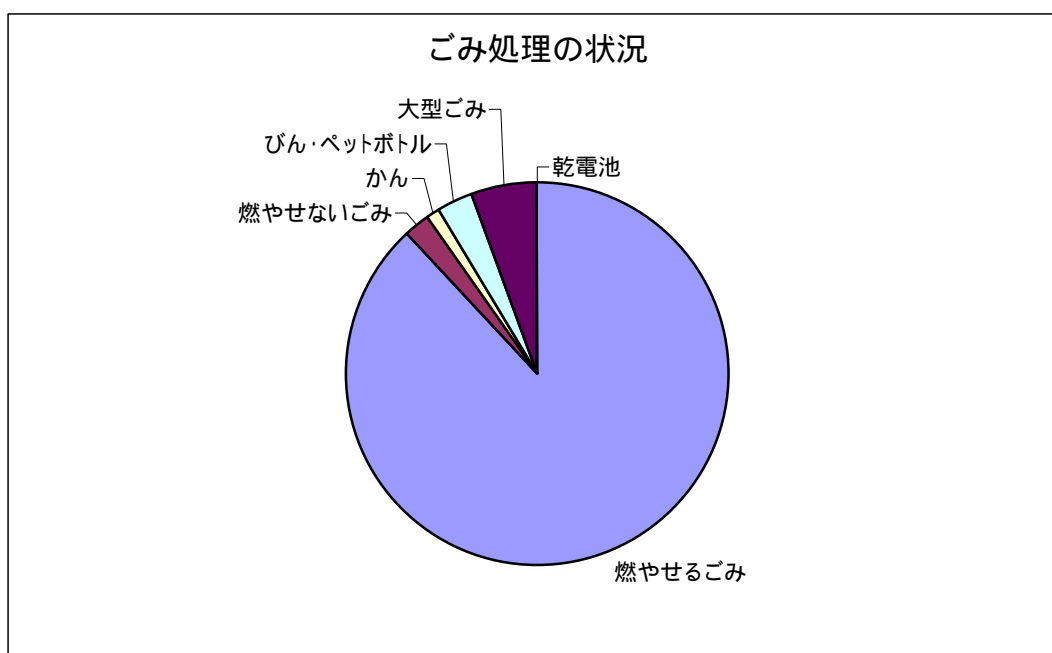
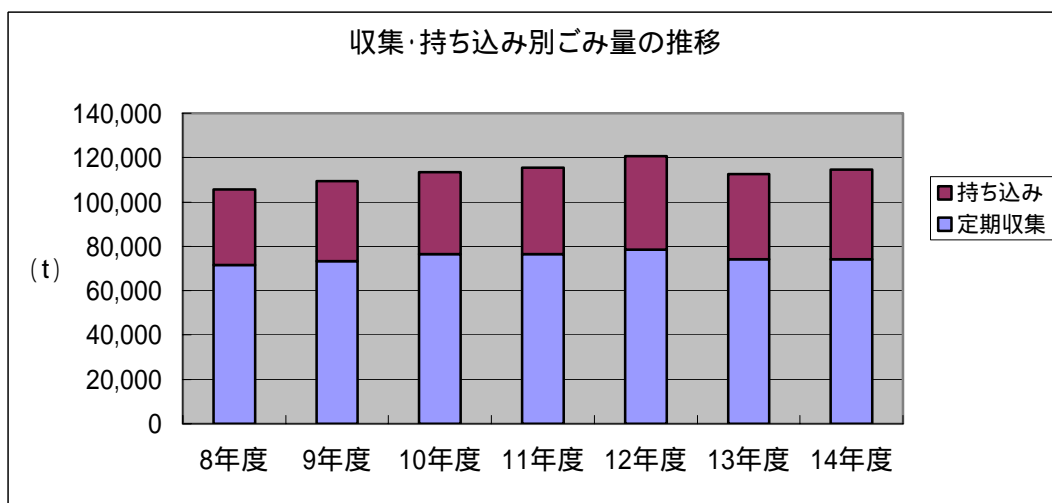
人口の増加、生活様式の変化により、ごみ量、ごみ質が変化しています。このままごみを増加するに任せると施設等で処理できなくなり、衛生的で快適な生活の妨げとなります。そのためごみ減量に向けての資源循環と低環境負荷を目指した社会の構築に向けて大津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を平成13年3月に策定し取り組みを推進しています。

また、本市では、ごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「無色透明びん」「有色びん」「ペットボトル」「大型ごみ」の7分別の定期収集と「乾電池・紙パック」の資源収集をしており、適正処理に努めています。<sup>6</sup>

ごみ量の推移をみると、昭和50年代半ばには市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系により劇的なごみ減量を実現したものの、昭和60年代以後の好景気や人口増加、ごみ質の変化等により再びごみ量が増加しはじめ、依然としてその傾向が続いています。

平成14年度の大津市全体のごみ量は、114,491tで前年度に比べ約1,800t(1.61%)と平成13年度に比べ若干の増加となっていますが、このことは、事業系の燃やせるごみと大型ごみの増加が要因となっています。

平成13年度に発生したごみ量に対して、燃やせるごみが約88%を占めています。



ごみの処理処分施設として、大津市清掃工場(膳所上別保町)、大津市大田最終処分場(大石曾束町)、大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター(伊香立北在地町)、大津市・志賀町行政事務組合一般廃棄物最終処分場(伊香立下龍華町)等を計画的に整備してきています。また、年々増加するごみ処理に対応するため南部クリーンセンターの新たな整備を計画しています。



## 廃棄物処理施設等の位置



## ごみ処理施設等の概要

設置者	施設の名称	規模、能力等
大津市	大津市清掃工場	< 焼却施設 > 型式：全連続焼却式流動床炉 能力：180 t / 日 (90 t × 2 炉)
	大津市大田廃棄物最終処分場	埋立期間：平成 6 年 8 月供用開始 規模等：埋立容量 - 225,600m <sup>3</sup> 汚水処理：130m <sup>3</sup> / 日 (接触ばっ気生物処理 + 高度処理)
大津市・志賀町行政事務組合	クリーンセンター	< 焼却施設 > 型式：全連続焼却式ストーカ炉 能力：170 t / 日 (85 t × 2 炉) < 粗大ごみ処理施設 > 型式：横型衝撃せん断式 能力：45 t / 5hr
	一般廃棄物最終処分場 (増設期)	埋立期間：平成 10 年 1 月供用開始 規模等：埋立容量 - 35,000m <sup>3</sup> 汚水処理：170m <sup>3</sup> / 日 (回転円盤生物処理 + 高度処理)
	一般廃棄物最終処分場 (増設期)	埋立期間：平成 13 年 4 月供用開始 規模等：埋立容量 - 171,000m <sup>3</sup> 汚水処理：50m <sup>3</sup> / 日 (接触ばっ気生物処理 + 高度処理)

## イ 講じた施策

### (ア) 最終処分場の延命化

平成14年5月より大津市・志賀町行政事務組合において、埋立てる焼却灰の一部(全体の1/3)を計画的に大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画地)へ搬入し最終処分場の延命化を図りました。

### (イ) ダイオキシン対策

ダイオキシンは、有機塩素化合物の生産過程や、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。一部の物質に人に対する発がん性が認められるなど毒性が強く、これによる環境汚染が大きな問題となってきました。

特に、ごみ焼却施設からの排出の割合が大きいことから、これを削減するために、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」が示されるとともに、同年8月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正されました。

その後、平成11年7月にダイオキシン対策特別措置法が成立し、平成12年1月に施行されました。この中で、施策の基本とすべき耐容一日摂取量を人の体重1kg当たり4ピコグラム(コプラナーPCBを含む)とするとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に関する環境基準を設定し、これに基づく排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制など各種規制、調査、対策、計画策定等の施策が推進されています。

#### ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	年間平均値	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	年間平均値	1 pg-TEQ/l 以下
土 壌		1,000pg-TEQ/g 以下

#### ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉排出ガスに係る排出基準値

(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

種 類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1～H14.11	H14.12～
廃棄物焼却炉 (施設能力50kg/ 時以上)	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時～4t/時	1		5
	2t/時未満	5		10

注1：現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっている廃棄物焼却炉は焼却能力200kg/以上

注2：既に大気汚染防止法において新規施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。

注3：ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用が猶予されている。

市ではこれらを受けていち早く施設の改良に取り組み、大津市清掃工場については平成10～11年度に、大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターについては平成11～12年度に、(財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターは平成10年度に改良工事を実施し市内全ての施設で対策が完了しました。これにより廃棄物焼却炉からの排出ガスにおけるダイオキシン濃度は、法令に定める排出基準値をクリアすることはもとよりガイドラインで示されている恒久的な目標値である1ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nが達成されています。

各ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン濃度は、次のとおりです。

#### ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン測定結果

(単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

施設名	平成14年度	備考
大津市清掃工場	0.74	2炉平均
大津市・志賀町行政事務組合 クリーンセンター	0.031	2炉平均
(財)大津市産業廃棄物処理公 社大津クリーンセンター	0.51	

(注1) ダイオキシンは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と呼び、これをこの冊子では「ダイオキシン」と呼びます。

(注2) TEQ は「毒性等量」を意味し、毒性の程度をもとに、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表したものです。

(注3) ng(ナノグラム)は、10億分の1グラムを表します。

### ごみ焼却施設周辺土壌のダイオキシン調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

施設名	調査場所	ダイオキシン濃度
大津市清掃工場	若葉台子供公園	4.4
	北大路三丁目西公園	6.7
	富士見台ふれあい公園	1.2
大津市・志賀町行政事務組 合クリーンセンター	下龍華児童公園	0.044
	伊香立幼稚園	0.21
	上在地自治会館	2.4
	クリーンセンターゲートボール場	1.6

(注1) pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

### 最終処分場排水及び周辺土壌のダイオキシン調査結果

施設名	排水水(pg-TEQ/l)
大津市大田廃棄物最終処分場	0.00037
大津市・志賀町行政事務組合一般 廃棄物最終処分場	(既設) 0.00025 (新設) 0.000033
(財)大津市産業廃棄物処理公社最 終処分場	0

(注1) pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

排水水については、国の海域、河川調査結果(平成10年度0.0014~13pg-TEQ/l)と同水準であり、また、土壌についても、環境基準(1000 pg-TEQ/g)を大幅に下回っており、問題のないレベルとなっています。

#### (I) 不法投棄ごみ対策の推進

散在性ごみや不法投棄ごみの対策を機動的に推進するために「美化班」を設け、パトロールや清掃作業、予防対策を実施しています。

また、平成5年12月から藤尾、長等など10学区で廃棄物不法投棄監視員を選任し、情報の早期収集と迅速、適切な処理を図っています。

特に、放置自動車対策については、平成7年3月に制定した「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、道路、河川等公共用地の管理者と共同して、放置原因者の指導、未然防止、再

発防止に努めました。

#### 不法投棄監視員報告件数と処理実績

年 度	報告件数 (件)	報告に基づく処理実績(件)	
		市で処理	県、他機関
平成 7	94	94	0
8	54	53	1
9	78	78	0
10	100	89	11
11	123	107	16
12	101	89	12
13	145	132	13
14	150	135	15

#### (2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法に基づき「燃えがら」「汚泥」等 21 種類が定められており、その排出者が自らの責任において適切に処理しなければならないとされています。

平成 14 年度の処理量は、破碎又は焼却する産業廃棄物が 2,292t、不燃性の産業廃棄物が 10,684t でした。

#### 大津市産業廃棄物処理公社の施設概要

施設の名称	規模、能力等
大津クリーンセンター	< 焼却施設 > 型式：全連続焼却式ストーカ炉 能力：75 t / 日 < 粗大ごみ処理施設 > 型式：横型回転式 能力：25 t / 日
最終処分場（淀町）	埋立期間：平成 6 年 8 月供用開始 規模等：埋立容量 - 310,000m <sup>3</sup> 汚水処理：380m <sup>3</sup> / 日（接触ばつ気生物処理 + 高度処理）

#### 7 その他の生活環境の保全

本市は京都市中心部まで約 10km、大阪市中心部まで約 50km に位置し、また、豊かな自然、歴史、文化環境に恵まれていることもあり、人口は年々増加傾向にあります。

一方、住宅開発等が進むことによって、様々な弊害も生じてきています。

このため、生活環境の保全と増進に関する条例では、典型 7 公害の他に日照障害、電波障害等を公害の範疇に入れるとともに、平成元年 7 月には「大津市特定旅館建築規制条例」を制定し、市民が日常生活を営む上での快適な生活環境の保全及び健全な教育文化環境の育成並びに調和のある景観の保全を図っています。

##### (1) 日照障害

###### ア 法令等による規制

大都市周辺において高層マンション等の建築による日照権をめぐる紛争が生じ、大きな社会問題となりました。

昭和 52 年建築基準法の改正により取り入れられた日影規制は、法に定める区分内で、地域の実情に応じた値で日影時間の区分を条例で定めることとなり、昭和 53 年7月、滋賀県における区分が定められましたが現在では平成12年3月に定められた大津市の条例により規制がおこなわれています。

### イ 市の制度

本市では、昭和 49 年に定めた中高層建築物指導要綱を 53 年に改正し、日影規制を行ってきました。

一方、生活環境条例においても建築物だけでなく、鉄道、道路等の構築物による日照障害を排除するため、日照の目標値を定めていましたが、これらの統一を図るため 59 年4月から中高層建築物を生活環境条例の事前協議対象事業に加えるとともに、手続きを明確にし、基準を法に適合させる形で整合を図りました。平成 14 年度は一定規模以上の建築物の建築にあたっては事前協議を行い電波障害や日照阻害対策の検討により紛争の発生を防ぎました。平成 14 年度中高層建築物事前協議件数は 29 件でした。

中高層建築物の事前協議対象となる建築物と規制（大津市建築基準条例による規制）

#### 中高層建築物の事前協議対象となる建築物と規制

用途地域	適用区域等	事前協議の対象となる建築物の高さ	事前協議の対象となる建築物の階数	日影時間	
				敷地境界からの水平距離	
				5mを超え10m以内の範囲の日影時間	10mを超える範囲における日影時間
	容積率60,80%			3 時間	2 時間
	容積率100%			4 時間	2.5 時間
	容積率150%			4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種高度地区を除く地域	高さが10mを	4 階以上	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域				5 時間	3 時間
近隣商業地域					
準工業地域					
商業地域					

	全 域	高さが15m を超えるもの	6 階 以 上
工 業 地 域			
市 街 化 調 整 区 域			

- ・中高層建築物事前協議にあたっては、大津市建築基準条例による日影規制が無い地域においても、日影による影響を調査するため日影図の添付が必要です。
  - ・日影による影響範囲は、住居地域系（近隣商業地域の容積率が200%の地域を含む）では、1時間以上日影となる範囲、それ以外の地域は3時間以上の日影となる範囲とし、日影図に等時間線を着色明示して下さい。
- また、敷地境界線からの距離が建築物の高さの2倍の範囲についても、明示してください。
- ・受影面の高さは、4mで記入して下さい。
  - ・第1種高度地区については、中高層の事前協議は必要ありませんが、確認申請に日影図の添付は必要です。
  - ・中高層建築物計画届出書を提出する前に、環境保全課にて環境配慮指針に関する説明を受け、中高層建築物計画届出書に「相談済」の確認を受けて下さい。

## (2) 電波障害

テレビ用電波は、超短波、極超短波であるため直線性があり、ビルの影になる部分は電波強度が減少(シャドウ)するため、また表側は電波の反射による二重映像(ゴースト)による電波障害が発生します。

本市では中高層建築物の事前協議により事前調査を行い、障害が発生するおそれがある場合には双方で協議し解決しています。

電波障害はこれら中高層建築物の他、鉄道、道路等によっても発生する場合があります。本市においては湖西線、新幹線により電波障害が発生し、湖西線については、59年に湖西線テレビ共同受信施設組合連合会(現在市内10組合)がつくられています。

また、新幹線については、昭和48年から51年にかけて、4基地、延べ約1,000件について共聴アンテナによる対策が行われ、維持管理はJRにより行われています。

## (3) その他の生活環境問題

高層建築物による環境阻害要因として、日照、電波障害の他、プライバシーの侵害、風害、景観等の問題があります。

プライバシーの侵害については、建物配置や窓等開口部位置の配慮、目隠しルーバー等の設置により当事者間で十分な協議を行うように指導し、事例ごとに対処しています。

風害については、立地条件や周辺の建築物によって異なる等予想がつきにくいいため、一般的には建物配置や外壁の凸凹の検討、植樹等を指導しています。

## (4) 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

旅館業法に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物の新築、増築、改築等を行うときは、建築基準法に基づく確認申請提出以前に、大津市特定旅館建築規制条例によって必要な書類を添付して計画届出書を提出し、同条例による判定通知書の交付を受けることが必要となっています。

この条例も生活環境条例と同じく、紛争等を未然に防止する目的や事業内容等を周知する意味からも事前公開制度を採用しています。

なお、この条例では、市域の大部分を特定旅館禁止区域に指定しています。

#### 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

(件)

年度	新築	改築	増築	大規模の模様替え	用途変更	計
平成 元	2		1			3
2	1		2			3
3	2		6			8
4	2	3	2		1	8
5			1	1		2
6			1			1
7			1			1
8	4	1		1		6
9	2	1				3
10			2			2
11	3		1			4
12			1			1
13						0
14	1		1		1	2
計	17	5	19	2	2	44

同一物件で増築及び用途変更

### 第 8 節 安全性の確保

#### 1 環境リスクの低減

化学物質の環境リスクとは、生産、使用、廃棄等の仕方によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質が、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを示す概念です。

化学物質による汚染が生じると、市民の健康のみならず琵琶湖の生態系への影響も懸念されることから、環境や生物への蓄積性についても十分に検討して対策を講じる必要があります。

##### (1) PRTR制度の活用

事業者が自らの事業活動に伴う環境リスクを認識し、これを適切に管理することを促進するため、環境汚染物質排出・移動登録制度(PRTR)の活用が考えられます。これは、有害性のある科学物質について、事業者からの報告等により環境中への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を把握、集計、公表するしくみです。

PRTR制度は、平成4年(1992)年地球サミットで採択された「アジェンダ 21」において言及され、これを受けて、OECDが平成8(1996)年2月にPRTR実施についてOECD理事会勧告がなされました。

わが国においては平成11年7月に成立した「特定科学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」により、PRTR制度を導入しました。

##### (2) 大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針

私たちの身の回りには、科学物質から作られた多くの製品がありますが、これらを製造する際や使う際にさまざまな化学物質が環境中へでています。これら多様な化学物質により生じる悪影響を未然に防止するため、化学物質の環境中への排出を総合的に減らしていくことが求められています。大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき事業者による自主的な環境管理の推進を掲げその中で「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」を策定しました。この指針は平成13年4月より施行され、大津市内にある指定化学物質等を製

造し、又は、使用する工場、事業所を有する者を対象としての指針であり、平成14年度は平成13年度に実施した事業所における指定化学物質の使用状況のアンケートをまとめました。

指定化学物質の一覧

1	1, 1, 2, 2 - テトラクロロエタン	81	スチレン
2	1, 1 - ジクロロエタン	82	スチレンの2及び3量体
3	1, 2 - ジクロロプロパン	83	セリウム及びその化合物(または総セリウム)
4	1, 2 - ジプロモエタン	84	タリウム及びその化合物(または総タリウム)
5	1, 3 - ブタジエン	85	タルク(アスベスト様繊維を含むもの)
6	1, 4 - ジオキサン	86	チオウレア
7	1 - ブタノール	87	チタン及びその化合物(又は総チタン)
8	2 - ブタノール	88	テトラヒドロフラン
9	2, 4 - ジアミノトルエン	89	テルル及びその化合物(又は総テルル)
10	2, 4 - ジクロロフェノール	90	テレフタル酸
11	2, 4 - ジクロロフェノキシ酢酸	91	トリエタノールアミン
12	2, 4 - ジニトロフェノール	92	トリエチルアミン
13	2, 6 - ジー t - ブチル - 4 - メチルフェノール [BHT]	93	トリブチルスズ化合物
14	2 - ブタノン[メチルエチルケトン]	94	トリフルラリン
15	2 - メルカプトイミダゾリン[イミダゾリジンチオン、エチレンチオウレア]	95	トリメチルアミン
16	3, - 3 - ジクロロベンジジン	96	トルイジン類
17	3, - 3 - ジクロロ - 4, - 4 - ジアミノジフェルメタン [MOCA]	97	トルエン
18	4, - 4 - イソプロピルアイデネジフェノール[ビスフェノールA]	98	ナフタレン
19	4, - 4 - メチレンジアニリン [4, - 4 - ジアミノジフェルメタン]	99	ニトロソアミン類
20	N, N - ジメチルアリニン	100	ニトロトルエン類
21	N, N - ジメチルホルムアミド	101	ニトロフェノール類
22	n - ブチルベンゼン	102	ニトロベンゼン
23	N - メチルピロリドン	103	ノニルフェノール
24	O - ジクロロベンゼン	104	バナジウム及びその化合物(又は総バナジウム)
25	O - トシジン [3, - 3 - ジメチルベンジジン]	105	バリウム及びその化合物(又は総バリウム)
26	P - ジクロロベンゼン	106	ビス(2 - クロロエチル)エーテル [ジクロロエチルエーテル]
27	- ナフチルアミン	107	ヒドラジン
28	- ナフトール	108	ピフェニル
29	アクリルアミド	109	ピリジン
30	アクリル酸及びそのエステル	110	フェニレンジアミン類
31	アジピン酸	111	フェンバレート
32	アジピン酸 - 2 - エチルヘキシル	112	フタル酸エステル類(総フタル酸エステル)
33	アセトアルデヒド	113	プラチナ及びその化合物(又は総プラチナ)
34	アセトニトリル	114	フルフラール
35	アセトン	115	ヘキサクロロエタン
36	アトラジン	116	ヘキサクロロ - 1, 3 - ブタジエン
37	アニリン	117	ヘキサン
38	アラクロール	118	ペノミル
39	アルキルフェノール(C4からC9)	119	ペルメトリン
40	アントラセン	120	ベンゾトリクロライド
41	アンモニア	121	ベンゾフェノン
42	イソホロン [3, 5, 5 - トリメチル - 2 - シクロヘキセン - 1 - オン]	122	ペンタクロロニトロベンゼン [キントゼン]
43	エタノールアミン	123	ほう素及びその化合物(又は総ほう素)
44	エチルベンゼン	124	ホスゲン
45	エチレングリコール [1, 2 - エタンジオール]	125	ホスフィン
46	エチレングリコールモノエチルエーテル	126	ポリ臭化ピフェニル [PBB]
47	エピクロロヒドリン	127	マラチオン [マラソン]
48	エンドスルファン [ベンゾエピン]	128	マンゼブ
49	オクタクロロスチレン	129	マンネブ



50	カルバリル	130	メソミル
51	キシレン類	131	メタアクリル酸メチル
52	キノリン	132	メタノール
53	ギ酸	133	メチルアミン
54	グラスウール	134	メチルイソブチルケトン〔4-メチル-2-ペンタノン、MIBK〕
55	グリオキサール	135	メチルヒドラジン
56	クレゾール類	136	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(4,4'-ジフェニールメタンジイソシアネート)
57	クロトンアルデヒド	137	メトリブジン
58	クロロアニリン類	138	メルカプタン類
59	クロロスホン酸	139	モノクロロベンゼン
60	クロロニトロベンゼン類	140	モノシラン
61	クロロブレン〔2-クロロ-1,3-ブタジエン〕	141	モリブデン及びその化合物(又は総モリブデン)
62	クロロベンゼン	142	よう化メチル
63	クロロホルム	143	ロックウール
64	クロロメチルメチルエーテル	144	亜鉛及びその化合物(又は総亜鉛)
65	ケルセン〔ジコホル〕	145	塩化メチル
66	コバルト及びその化合物	146	黄燐
67	シクロヘキサノール	147	三塩化燐
68	シクロヘキシルアミン	148	酸化エチレン〔イソシト〕
69	ジェタノールアミン	149	酸化プロピレン〔プロピシト〕
70	ジエチルアミン	150	臭化メチル
71	ジエチルエーテル	151	酢酸ビニル
72	ジニトロトルエン類	152	酢酸ブチル
73	ジネブ	153	五塩化燐
74	ジフェニルアミン	154	二硫化炭素
75	シベルメトリン	155	無木酢酸
76	ジボラン	156	無木フタル酸
77	ジメチルアミン	157	無木マレイン酸
78	ジメチルホルムアミド	158	硫化水素
79	ジラム	159	硫酸ジエチル
80	スズ及びその化合物	160	硫酸ジメチル

### (3) 災害等への対応

火災予防運動の一環として、各消防署の担当者が一般住宅防火診断実施マニュアルに基づき防火診断を実施しました。(北署 1,512 件、中署 1,437 件、南署 1,149 件、東署 830 件)

## 2 安全性の高い土地利用の推進

本市には、防火地域が 6.6ha 指定され、宅地造成規制区域 11,583ha、急傾斜地 98 カ所、地すべり防止地区 400.55ha などの危険区域等が指定されています。

本市都市計画の基本的な方針として策定した、「天津市都市計画マスタープラン」において、都市防災の目標として災害に強いまちづくりを進めるために、道路、公園、河川をはじめとする都市基盤整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備を推進するとともに、防災に配慮した土地利用の誘導、さらには、建築物や構造物の耐震性向上を図ることを挙げ努めています。

平成 14 年度の事業内容は次のとおりです。

伊香立・仰木・雄琴地域において、周辺林地の下草刈り、農地、ため池の点検補修をおこないました。

市内の浸水河川 13 河川について河川改修の事業を実施し、平成 14 年度は、里川と両社川を実施しました。

地すべり防止区域に指定されている雄琴地区、上仰木地区においては、地すべり防止施設の清掃(2 回)と区域内パトロール(月 4 回)及び雨量観測(観測機器にて毎日実施)を実施しました。

皇子山総合運動公園改築工事において、防災備蓄倉庫等を設け災害時の安全確保に努めました。  
住宅や民間の建築物の耐震性調査費用の補助(個人住宅3件)をおこないました。  
災害時にすばやく対応できる避難場所として135の避難場所と13の広域避難場所を指定しています。

## 第9節 環境資源の保全・創造・活用

### 1 歴史・文化環境の保全と創造

#### (1) 文化財の状況

本市は、近江大津京が置かれた地であり、京都、奈良に並ぶ文化財の宝庫です。

現在市内には、建造物、彫刻をはじめとする国、県、市の465件の国、県、市の指定文化財があり、今後、これらの歴史・文化遺産の保存・継承を進めるとともに、新たな遺産の発掘・整備・保存が必要です。

#### 大津市内所在指定等文化財件数

##### 世界遺産

(平成14年8月1日現)

区分	総数	文化遺産	自然遺産	複合遺産	備考
世界	730	563	144	23	・遺産条約締結国 167カ国 ・遺産所在国 125カ国 名称 「古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)」
日本	11	9	2	0	
滋賀県	1	1	0	0	
大津市	1	1	0	0	

##### 国・県・市指定文化財

#### (ア)有形文化財

(平成15年3月1日現)

区分	所在	総数	建造物	美術工芸品					
				絵画	彫刻	工芸品	書・典・古	考古資料	歴史資料
国宝	全国	1,063	211	155	124	252	281	39	1
	滋賀県	55	22	4	4	4	20	1	0
	大津市	36	9	3	3	3	17	1	0
重要文化財	全国	12,306	2,230	1,925	2,584	2,380	2,534	535	118
	滋賀県	800	178	99	372	65	72	9	5
	大津市	286	55	58	89	22	51	7	4
滋賀県指定	滋賀県	272	67	33	68	38	60	1	5
	大津市	44	15	6	7	10	5	0	1
大津市指定	大津市	77	16	16	23	7	8	5	2
大津市内所在数		407	86	80	119	39	64	12	7

(注)重要文化財の件数には国宝を含む。

#### (イ)無形文化財、民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、選定保存技術

(平成15年3月1日現)

区分	所在	総数	無形文化財	民族文化財		史跡・名勝・天然記念物			伝統的建造物群保存	選定保存技術
				有形	無形	史跡	名勝	天然記念		
特別	全国	161	-	-	-	60	29	72	-	-
	滋賀県	3	-	-	-	2	0	1	-	-
	大津市	0	-	-	-	0	0	0	-	-
国指定	全国	3,337	108(134)	200	219	1,472	285	925	61	67(73)
	滋賀県	71	1(1)	0	2	31	20	12	3	2(3)
	大津市	23	1(1)	0	0	14	5	2	1	0
滋賀県指定	滋賀県	86	3(4)	9	8	42	15	7	0	2(5)
	大津市	8	1(1)	3	1	0	3	0	0	0

大津市指定	大津市	27	1(1)	6	5	9	1	5	0	0
大津市内所在数		58	3(3)	9	6	23	9	7	1	0

(注)・史跡、名勝、天然記念物の件数には、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む。  
 ・無形文化財と選定保存技術の( )の数は、認定者・団体数の合計

(ウ) 国登録有形文化財(平成15年3月1日)

全国	滋賀県	大津市
3,144	198	89

市内所在指定等文化財総数

世界遺産	国指定 (国宝)	県指定	市指定	合計	国登録	総数
1	309(36)	52	104	465	89	555

(2) 文化財の保護対策の推進

ア 埋蔵文化財の発掘調査

遺跡内での個人住宅新增改築、ほ場整備に係わる工事及び重要遺跡の範囲確認等に伴う緊急発掘調査や、周知の遺跡での宅地造成、土木工事等の開発行為に伴う発掘調査を行い、文化財の保護に努めています。

イ 文化財保存及び修理事業

指定文化財の保存修理等の実施にあたり、その負担の軽減を図るために補助金を交付するとともに、資金貸付等を行っています。平成14年度保存修理等については国指定文化財5件、市指定文化財8件、管理事業については円満院など37件について補助金の交付を行いました。

ウ 伝統的建造物群保存対策の推進

「大津市重要伝統的建造物群保存地区保存条例」に基、づく許可制度により保存地区の環境の維持を図っています

エ 坂本重要伝統的建造物群保存地区

坂本地区は、優れた美しい自然と、里坊群を中心に数多くの歴史文化遺産に恵まれ、先人達の永年の努力と蓄積が今日まで継承されてきたところで、当地独自の歴史的空間を形成しています。

平成9年10月31日この里防群を中心とした28.7haが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。伝統的建造物及び環境物件の特定物件は293件にのぼっています。平成14年度は伝統的建造物群保存地区保存事業として、戒光院庫裏他7件の修理修景事業の実施をおこないました。

(3) 伝統工芸・祭・文化の保存と継承

伝統芸能会館において、伝統芸能の普及・振興、能舞台での市民利用による伝統芸能の養成、促進伝統的な古典芸能の保護、育成、継承等による伝統文化の環境整備を目指して、平成14年度は、OTSU狂言塾(年4回)能オンステージ「忠度」をめぐり<sup>ただのり</sup>能探訪の実施や「わたしの打った能面」展の開催などの事業をおこないました。

また歴史体験の環境整備として滋賀県の歴史文化体験を歴史回廊づくりと位置付け、近江歴史回廊大学、シンポジウム、現地研修会、広報誌の掲載等に参画し歴史文化の紹介に役立てました。

#### (4) 歴史・文化情報提供と体験

歴史博物館では、開館以来、購入、受贈、受託などによって収集した資料を随時公開するとともに、「ミニ企画展」コーナーを設け大津の伝統行事等大津の歴史と文化について様々な展示を行っています。また、年間を通じて「親子歴史講座」「ふるさと大津歴史教室」を開催し 347 名の参加がありました。市民への効率的な情報提供を行うため「れきはくホームページ」においては、博物館の常設展示案内、利用案内、講座案内のほか、古写真・収蔵品・大津の歴史辞典等の提供をしており、アクセス数は 5 万回を超えています。エントランスホールにおけるエントランス端末においても検索することができます。

また、毎年春には、坂本観光協会の主催で「坂本非公開社寺・庭園めぐり」を行っており、平成 14 年度は、5 月 2 日から 5 月 5 日まで、律院、蓮華院の公開が行われました

一方、大津市環境情報システム「大津かんきょう宝箱」において、「知る」の祭、伝説、ならわし、歴史、文化財など歴史文化情報を掲載しています。

## 2 水と緑のネットワークの形成

### (1) 快適な水環境の整備

森林から琵琶湖や瀬田川に流れる数多くの河川や水路を軸とし、ため池や内湖の保全・整備を進め、水にふれたり、水辺への関心を高める整備を進め、水のネットワークを形成します。

「大津市農業農村環境整備計画」に基づき、ため池や河川、内湖の整備にあたっては、生物生息空間(ビオトープ)の保全と創造や親水性への配慮に努めています。

平成 14 年度の主な事業内容は次のとおりです。

堅田内湖公園整備事業において、周辺の田園風景を保存しつつ、水生植物の復元と地被植物の植栽等緑地ネットワークとクリークを活かした歩行者空間の整備をおこないました。

瀬田公園、月の輪公園では、地域の原風景の象徴である「ため池」の景観を生かした公園整備の整備をおこないました。

また、市民参加による河川愛護活動やヨシ保全活動を支援することにより、快適で親水性豊かな水辺環境の整備に努めています。

### (2) 緑のまちづくりの推進

琵琶湖や緑の山並みなど、大津本来の自然と一体となり、もっと豊かな環境のふるさとを未来へつなごうと、大津の緑に関する総合計画として「大津市緑の基本計画」の策定をおこないました。将来の大津が、自然と歴史、そして暮らしが息づくおいしいあふれるまちにすることが目標となっています。

計画の基本理念は、「市民が育む湖都の緑」で、大津の緑を守り育てるためには、市民一人ひとりがみどりの存在やそれらとの関わりがいかに大切か認識し、水と緑の環境のまちづくりに積極的に参加することが求められています。

#### ア 公園・緑地の整備

市内全域の都市公園等施設緑地は、合計 594 カ所、面積は約 247ha となっています。市民一人あたりの都市公園等面積は約 9.07 m<sup>2</sup>(平成 14 年 4 月)であり、全国平均(約 7.5 m<sup>2</sup>/人、平成 9 年度末)を上回っているものの、平成 8 年 12 月に定められた第 6 次都市公園等整備 7 箇年計画における都市公園等整備目標(9.5 m<sup>2</sup>/人、平成 14 年度末)を下回っています。

平成 14 年度は都市基幹公園の、柳が崎湖畔公園・瀬田公園・皇子山運動公園、住区基幹公園の、茶臼山公園・堅田内湖公園・長等公園・膳所城跡公園・袋古墳緑地・大宮川緑地・大津湖岸なぎさ公園・長沢川緑地の整備をおこないました。

### 都市公園整備状況

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

都市公園等施設緑地		整備状況		
		力所	面積 (m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> /人
都市公園計	街区公園	70	134,904	
	近隣公園	30	315,475	
	地区公園	6	315,199	
	総合公園	4	469,918	
	運動公園	2	279,433	
	特殊公園	1	388,000	
	都市緑地	10	333,950	
	広域公園	2	65,400	
	都市公園計	126	2,302,279	7.71
公共施設緑地	児童遊園	458	160,265	
	市民農園	10	15,157	
		468	175,422	
合計		594	2,477,701	8.30

#### イ 柳が崎湖畔公園の整備事業

旧琵琶湖ホテルの跡地等を利用し琵琶湖の自然と一体となった花と緑の公園として整備し、花を修景要素として取り入れた「西洋式回遊庭園」で湖畔に広がる約 6,000m<sup>2</sup>の庭園には、約 100 種 3,000 株のバラをはじめ、ラベンダー、スズラン、アネモネ、クリスマスローズなど 2 万株を整備しています。

#### ウ 市民、事業者による花と緑のまちづくり

自然に親しみ、人と人とのふれあいを深めながら市民が進める花と緑豊かなまちづくりを支援しています。

市民花壇づくりは、市民センター、自治会館の敷地をはじめ公共の敷地にある花壇づくり活動を行っているもので、平成 14 年度には 157 グループ、5,483 人が約 10,274 m<sup>2</sup>の花壇で花づくり活動をおこないました。

手のひら花苑事業は、街角の点景として花をまちづくりに生かすため、グループで小さくてかわいい花壇を作るもので、平成 14 年度の登録団体は 49 団体でした。

花街道推進事業は、手のひら花苑を点から線、面に発展させ、市街地の色彩空間の創造をめざして、主要な街路等を中心に花街道の整備を進めているもので、平成 14 年度は 4 団体が花苗の植栽を行っています。

このような市民、事業者の取り組みを一層推進するために、「おおつ花スプリングフェスタ」「おおつ花フェスタ」、「なぎさオータムフェスタ」を開催しています。

### 3 景観の形成

#### (1) 景観についての市民意識

大津市景観形成基本計画の策定にあたり、平成 14 年 10 月に、市民が大津の景観に抱いている思い等について市民意識調査を実施しました。「大津市全体の景観を魅力的だと感じるか」については、とても魅力的である 32.3%・やや魅力的である 42.1%・どちらともいえない 14.5%・あまり魅力的でない 7.6%・魅力的でない 2.1% という結果で 4 人中 3 人までは景観を魅力的だと思っています。

また、次の世代に残していかなければならない景観としては、「琵琶湖の水辺景観」がもっとも多く 71.1%となっている。次いで「山や高台から見た琵琶湖の景観」(45.7%)、「市街地の背後に広がる山並み」(32.6%)「遺跡や史跡のある歴史的景観」(32.6%)となっており、琵琶湖や山並みといった自然的な景観を残していかなければならないと考えている人が多い。

## (2) 総合的な景観・都市美づくりの推進

### ア 古都にふさわしい景観形成の展開

本紙では、悠久の歴史文化遺産、恵まれた自然環境といった大津らしい特徴を活かし、魅力ある都市景観の形成に向け、積極的な景観形成事業の展開を図っています。平成 14 年度は、大津市都市計画審議会において景観形成専門委員会を設置し、本市の景観特性について調査研究をおこなうと同時に、景観についての市民意識調査をおこなうなどして、本市の景観形成の展開について多角的な検討が進められてきました。専門委員会からは、本市景観特性の中核をなす歴史文化遺産の保全継承を図るには、古都保存法に基づく古都指定が不可欠であるとの報告が出されました。国の社会資本整備委員会においても大津の景観の基盤となる琵琶湖や山々の濃い緑と、そこから育まれてきた地域性豊かな文化、歴史に彩られた大津のまちなみは高い評価を受け、平成 15 年 10 月 10 日、大津市は古都保存法に基づく全国 10 番目の「古都」として政令指定されました。

平成 15 年度では、この「古都」指定を契機として、美しい大津のまちなみを後世に継続するため『自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り育てる』を大津の景観づくりの基本理念とし、「景観づくり基本条例」の制定と、「景観づくり基本計画」の策定を行い、古都の景観という視点に立ったまちづくりへの取り組みを推進してゆく予定です。

### イ 煌めき大津賞

市民の手によるまちづくり意識の高揚と市民自らの手によるまちづくりを推進していくことを目的に、昭和 62 年に顕彰制度として「煌めき大津賞」を創設しています。

これは、緑づくり、美化活動、地道なふるさとづくり等からなる「活動部門」と、良好な都市景観づくりからなる「都市景観部門」の2部門があり、これまでの表彰件数はつぎのとおりです。

#### 煌めき大津賞受賞件数

年度	平成 7年度	8	9	10	11	12	13	14
活動部門	5	5	8	6	5	6	3	7
都市景観部門	2	3	2	1	1	0	1	0

## (3) ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例

滋賀県では、県土全体の風景を一体的にとらえ、湖国にふさわしい潤いと個性のある風景を育てるために、昭和60年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」を制定しました。

この条例に基づき、琵琶湖及びその周辺の景観を守り育てるため、平成61年9月に「琵琶湖景観形成地域」及び「琵琶湖景観形成特別地区」が指定され、この地区内で新、増、改築や開発行為等を行なう場合は、あらかじめ届出を必要とし、景観上の指導、助言がされることとなりました。

## (4) 大津らしい眺望景観の確保と活用

高台から、そして湖辺から、琵琶湖を臨む風景は、市民の財産といってもいいでしょう。公園整備においても眺望という要素は大切にしています。湖のみならず、原風景と調和した景観の創出に対しても考慮しているところです。また、土地所有者等が建築協定を結ぶことによって、法で達成できない調和の取れたまちづくりを推進して

います。平成14年度認可件数は1件でした。

#### (5) 沿道ビューティ作戦等の推進

道路に面した工事中の仮囲い塀にうろおいのある塗装(デザイン画、ステッカー)等で修景するなど、「沿道ビューティ作戦」を展開しています。

また、「リバーライトアップ」と名づけて、河川愛護活動団体を中心に、天神川、吾妻川、篠津川、盛越川、三田川において川筋にプランタ等を使用し花を植え心休まる景観づくりを推進しています。

さらに、道路、河川景観づくりのために、できるところから無電柱化を進めています。

平成14年度の主な事業内容は次のとおりです。

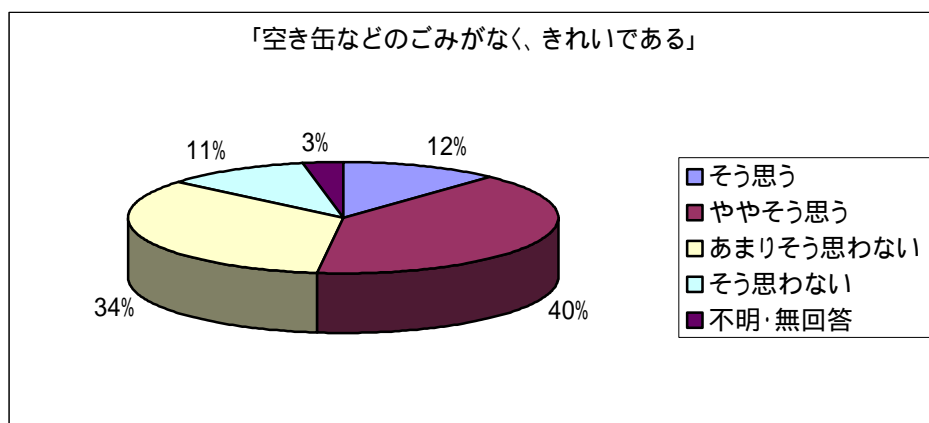
都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線において、417mの区間無電柱化を推進しました。

### 4 美化の推進

#### (1) 美観に関する市民意識

平成11年3月に実施した市民意識調査によると、「空き缶などがなくきれいである」という問いに対して、51.6%の人が“(やや)そう思う”と答えており、平成6年度の結果(42.4%)に比べて多くなっています。

#### 美観に関する市民意識



#### (2) 散在性ごみ対策の推進

市民、事業者、市が連携して、ごみのない美しいまちづくりに向けて、様々な清掃活動や啓発事業を推進しています。

清掃活動については、民間企業による湖岸清掃、各自治会やスポーツ少年団、老人クラブなどの各種団体の地域清掃など、様々な主体や規模で年間を通じて市内各地で実施されています。市は、このような活動に対して、回収ごみの処理や清掃物品の貸与などの支援を行っています。

平成14年10月1日～平成14年12月7日にかけて、市内琵琶湖沿岸延長2,500m約49,000㎡の漁場清掃を実施しました。

また、市では、滋賀県緊急雇用対策特別補助金を活用して、散在性ごみ(100箇所)や不法投棄ごみ(25箇所)の重点箇所及び集積所周辺(6,771箇所)の散在性ごみの状況を調査しました。今後は『ごみマップ』として散在性ごみの対策に生かしていきます。

#### (3) 市民運動の推進

##### カ 琵琶湖を美しくする運動

昭和47年6月、大津市自治連合会、大津市地域婦人団体連合会、大津市漁業協同組合連絡協議会及び大津青年会議所の4者の提唱により、各種団体の協賛を得て、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」が設立され、毎年7月に琵琶湖一斉清掃を実施しています。平成14年度は参加団体106団体・参加人員65,608人・ごみ量946tでした。

#### キ ノーポイ運動の推進

昭和56年5月30日、ごみ減量・リサイクル意識の高揚と環境保全に努めるとともに、ごみの減量化につながる実践活動をとおして私たちのまちにふさわしい気風を自らが育てていくことを目的として、ごみ減量と資源再利用推進会議が発足しました。

この活動の一環として、「ノーポイ運動」街頭啓発と清掃の美化活動をおこない360人の参加がありました。

#### (4) 放置自動車対策の推進

平成7年6月に施行された「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、原因者の調査指導、放置自動車の撤去に努め、本条例の目的である快適な生活環境の維持を図るとともに、関係機関との連携のもとに、未然防止、再発防止にも努めています。

また、同条例第16条の規定により放置自動車廃物判定審査会を設け、平成14年度には2回開催しました。

#### 放置自動車対策の実績

年度	ごみ対策課処分 台数(台)	自主撤去(台)	道路管理課調査 台数(台)	調査台数(台)
平成7	5	80	0	85
8	7	86	0	93
9	5	62	0	67
10	6	40	0	46
11	8	38	0	46
12	13	66	0	79
13	3	97	100	200
14	2	74	65	141

#### (5) 空き地の適正管理

##### ク 雑草苦情の処理

近年、本市では宅地開発が急速に進み、県内外から土地を求める人が増えています。これらの中には、空き地のまま放置されることもあり、雑草が繁茂したり、これに伴い害虫が発生するなど、苦情が多数寄せられています。

市では、生活環境条例第93条に基づき、被害の状況を調査し、所有者に文書で除草を依頼するなど、適切な管理について指導を行っています。平成14年度は苦情件数111件(昨年85)・個所数139箇所(昨年109)でした。

#### 雑草苦情の件数



年度	平成 7	8	9	10	11	12	13	14
苦情件数(件)	109	91	73	83	90	94	85	111
箇所数(箇所)	234	121	152	118	114	124	109	139

## 5 光・音・風の活用

これまで、光、音、風等は、不快な環境要素ととらえられがちでしたが、地域の個性的な音、季節の花の香り、夜景、屋気楼などは、快適な環境づくりのために大切なものです。

「比叡山延暦寺の杉と香」が、環境省が認定する「かおり風景 100 選」に選定されました。

また、文化財ライトアップ事業や冬のイルミネーション「光の森……大津」は、大津の環境の素晴らしさをPRする事業として親しまれています。

春のライトアップ(ライト数 271 基)

琵琶湖疏水と三井寺鏡内

夏のライトアップ(ライト数 12 基)

瀬田唐橋と石山寺山門

秋のライトアップ(ライト数 255 基)

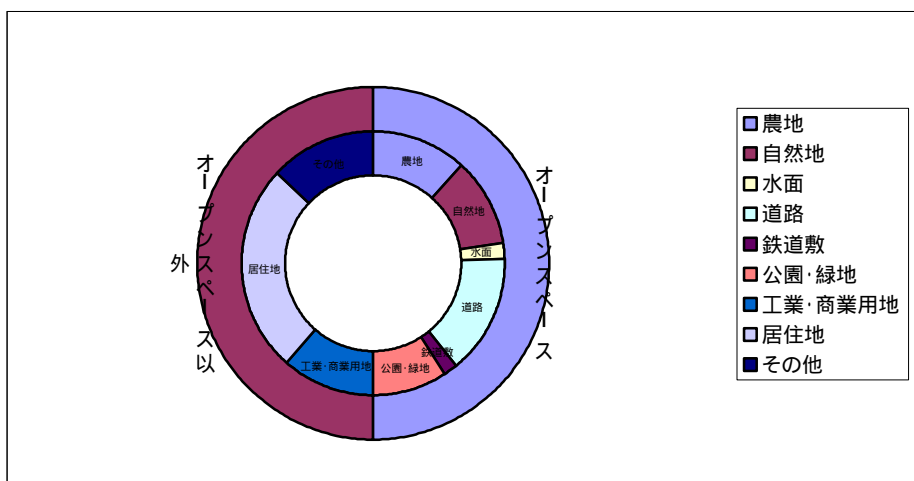
日吉大社、西教寺、滋賀院門跡、旧竹林院、日吉参道

市内の公園においては公園の特性を活かした色彩風景の演出として実のなる木の植栽をおこなっています。

## 6 市街地のオープンスペースの確保

快適な環境の整備や災害発生時の避難場所確保等のためには、市街地におけるオープンスペースの確保が必要です。

### 市街地のオープンスペース



平成 7 年度の市街地のオープンスペース率は 45%となっています(農地、自然地、水面、道路、鉄道敷、公園・緑地をオープンスペースとした)。

地区計画制度や総合設計制度の活用、街なか再生事業等による土地利用の計画的誘導や、狭あい道路の拡張整備、道路、下水道、公園、公共施設等の整備などによる良好な居住環境の基盤整備を進めています。

また、道路の振動や騒音等を和らげる緩衝緑地帯を設け環境保全に努めるとともに快適なオープンスペース

を創出しています。

#### (1) 歩行者空間のバリアフリー化の推進

平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)に基づいて本市における交通バリアフリー化の基本的な方向性と整備方針を示す「大津市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

#### (2) 公共施設の整備

平成14年度において、公営住宅の穴太団地、の建設時において、広場と緑地等を道路に設置して、オープンスペースとなるようにしました。

都市公園等においては、良好な居住環境形成のため、瀬田公園、茶臼山公園、堅田内湖公園、長等公園、柳が崎湖畔公園、膳所城跡公園、皇子山総合運動公園、袋古墳緑地、大宮川緑地、長沢川緑地、膳所城跡公園の整備をおこないました。

#### (3) 土地利用の計画的誘導

平成11年度に作成した中心市街地活性化基本計画の推進に努めています。

平成14年度主な事業は次のとおりです。

浜大津A地区については、地権者の意向把握、滋賀国道工事事務所との協議をおこない概略換地設計に着手しました。

大津駅西地区については、モデル地区において地元の「街づくり推進の会」を中心に勉強会を実施しました。

### 第10節 新しい環境文化の創造と継承

#### 1 環境文化の創造

##### (1) 大津市文化振興ビジョンの推進

本市においては、市民センター・公民館・市民会館・生涯学習センター・歴史博物館・伝統芸能会館などを中心にさまざまな市民文化活動が日常的に行われてきており、これらの素地を活かし、市民文化活動をより高めていくことが求められていることから、ビジョンに定められた基本目標の達成に向け関係部局での事業推進が図られています。

##### (2) 地域文化環境の整備

市主催の文化に関する催し物についてホームページを開設し市民の文化活動の活性化に努めました。文化情報センターにおいては、学習支援のための情報の収集を行なうと同時に相談問い合わせへの対応をおこないました。

平成14年度の事業内容は次のとおりです。

大津市美術展覧会の開催(出展作品数 457点)

大津市写真展覧会の開催(出展作品数 368点)

大津市文化祭の開催(文化講演会・市民文芸誌発行・短歌大会・俳句大会)

花登笹文芸奨励賞作品募集(出展作品数 223点)

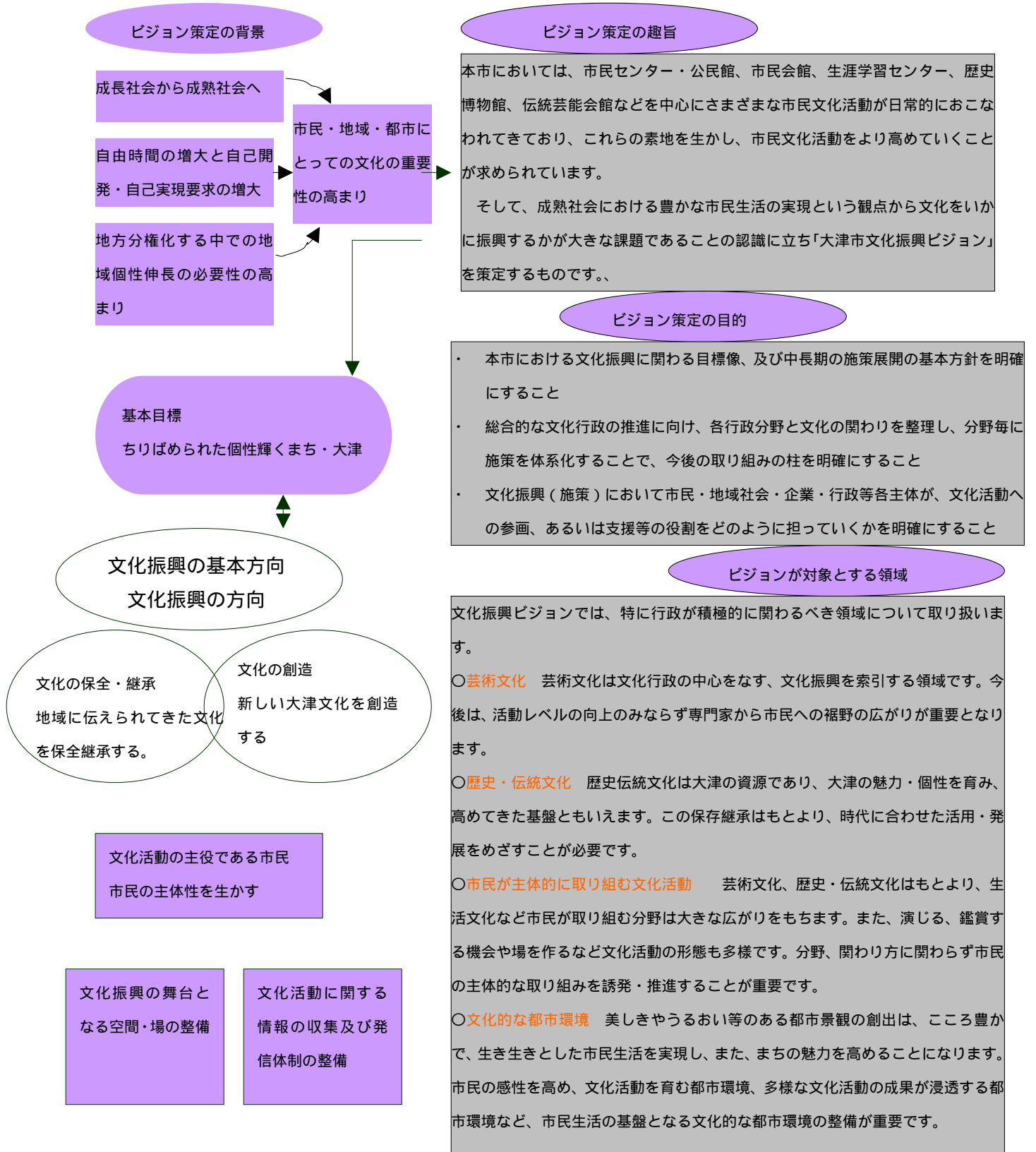
公募無審査洋画展開催(出展作品数 89点)

上記事業については、本市の文化振興にとって重要なものであり一定の成果があがっています。また、平成11年度より、大津市と姉妹友好都市、韓国・亀尾市と子どもの美術作品を相互に送りあい友好の増進に努めています。

### (3) 市民による地域環境づくりの推進

地域住民による環境づくり活動を促進するため、環境情報システム「かんきょう宝箱」の活動等による環境に対する関心を深め、環境問題についての講座「出前講座」の実施等により環境について自ら考え行動するような気運作りに努めています。

#### 大津市文化振興ビジョンの概要



## 2 子どもの遊び環境の確保

### (1) 子どもの遊び場や施設の整備

子どもと環境との関わりを育てるためには、環境資源との出会い、体験を重視し、遊びや楽しみを通じて学ぶことが大切です。

### (2) 「葛川少年自然の家」の活動

ふるさと体験学習として、集団宿泊体験を通じて仲間作りや自然を愛し美しいものに感動する豊かな心をもち続けることを育てていくことを目的として、市内小学4年生・中学1年生が学校ごとに自然の中で様々な宿泊体験活動を行いました。平成14年度は50校、26,866人が参加しました。

また、冒険塾(6泊7日、市内小5～小6、60人)、小さい秋探険隊(1泊2日、市内小4～小6、47人)、北風わんぱくキャンプ(2泊3日、市内小4～中学、67人)なども行っています。

### (3) 児童館の充実

児童館は現在6館設置されており地域の中で児童を健全に育成していく拠点として盛んに利用されています。児童館では、児童の環境について体験的に学ばせるため、自然とのふれあいを大切にしたネイチャーゲームなどの野外活動の実施とともに花づくりや地域の清掃活動等に取り組んでいます。

### (4) 児童遊園地の整備

現在458箇所の児童遊園地があり、児童の健全で安全な遊び場、地域に親しまれる憩いの場として利用されています。遊具等の修繕及び安全点検の実施、マナー啓発看板等の設置、樹木の剪定、消毒、草刈り、砂場の砂補充等の適正な管理、公園台帳の整備に努めました。

#### 児童遊園地の整備状況

平成15年4月1日現在

学区	設置数	学区	設置数	学区	設置数	学区	設置数	学区	設置数
葛川	1	日吉台	-	長等	2	富士見	17	上田上	9
伊香立	9	坂本	14	藤尾	9	晴嵐	32	瀬田	20
真野	21	下阪本	21	逢坂	11	石山	20	瀬田南	33
堅田	22	唐崎	15	中央	-	南郷	14	瀬田北	33
仰木	4	滋賀	34	平野	23	大石	8	瀬田東	27
雄琴	7	山中比叡平	2	膳所	22	田上	28	(計)	458

### (5) 「大津っ子まつり」の開催

平成14年5月19日、「キララ 大津っ子 新世紀」をテーマに、49団体、約35,000人の参加で「第19回大津っ子まつり」が開催されました。

### (6) 「大津市子育て支援計画～おおつエンゼルプラン～」について

平成11年3月に策定した「大津市子育て支援計画～おおつエンゼルプラン～」では、子育てを社会全体で支援し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める事を基本理念として、遊び環境の整備や環境学習の推進などの環境施策を体系的に推進することとしています。

## 第11節 環境に配慮した生活や行動ができる人の育成

## 1 人と環境との関わりの育成

環境資源は人の暮らしや活動との関わりが深く、今ある環境資源は、これまでの長い時間の経過や人の生活、活動との関わりの結果であると言えます。環境資源を保全し継承するために、人と環境との良い関係を育てていくことが必要です。

新しい時代にふさわしい環境資源との良い関係を育てるために、〈知る〉〈伝える〉〈育てる〉〈活動する〉〈交流する〉という取り組みの方向が大切です。

《知る》	……環境資源の状態や保全・活用の現状を知る
《伝える》	……環境資源の状況や人との関わりについて伝える
《育てる》	……共有と共感により地域の誇りを育てる
《活動する》	……環境を守るために活動する
《交流する》	……活動内容や情報を交流する

〈知る〉 …… 市民向け環境情報システム『かんきょう宝箱』において環境情報を提供しています。

《伝える》 …… 市民向け環境情報システム『かんきょう宝箱』において環境情報の発信に努めています

《育てる》 …… 『ホテルの里づくり』を推進、川を中心とした『川筋コミュニティ』を形成するため、河川愛護団体の活動に対して支援をおこないました。

《活動する》 …… 市民参加によるヨシ保全活動、河川愛護活動、琵琶湖を美しくする運動、おおつ環境フォーラムの活動が積極的に推進されるよう支援しました。

《交流する》 …… 「パートナーシップで進める里山の保全と管理」をテーマに 4 回の環境講座を開催しました。  
8 また平成13年1月から「環境学習サポータ」登録制度を開始しています。平成14年度は、「サポータ交流会」及び「サポータ活動報告会」を開催し、環境ホームページ上にサポータ交流サロンを開設し、サポータ間の情報交流を図りました。

### (1) 環境を守るための活動

平成14年度は、学校、公民館活動と連携して、子供たちにヨシや牛乳パックを使った紙すき教室の実施、ヨシやダンボールを使った工作教室等を実施し、環境を守る活動の意識を広げていきました。

## 2 環境学習・教育の推進

### (1) 環境学習の体系的な推進

近年、環境問題は私たちの身近な日常生活に根ざした問題から地球規模の環境問題まで幅広く、複雑多様化してきています。

これらの問題に対処し住みよい環境づくりを進めていくためには、私たち一人ひとりが環境との関係について深く理解し、環境に配慮した生活、行動することが大切です。

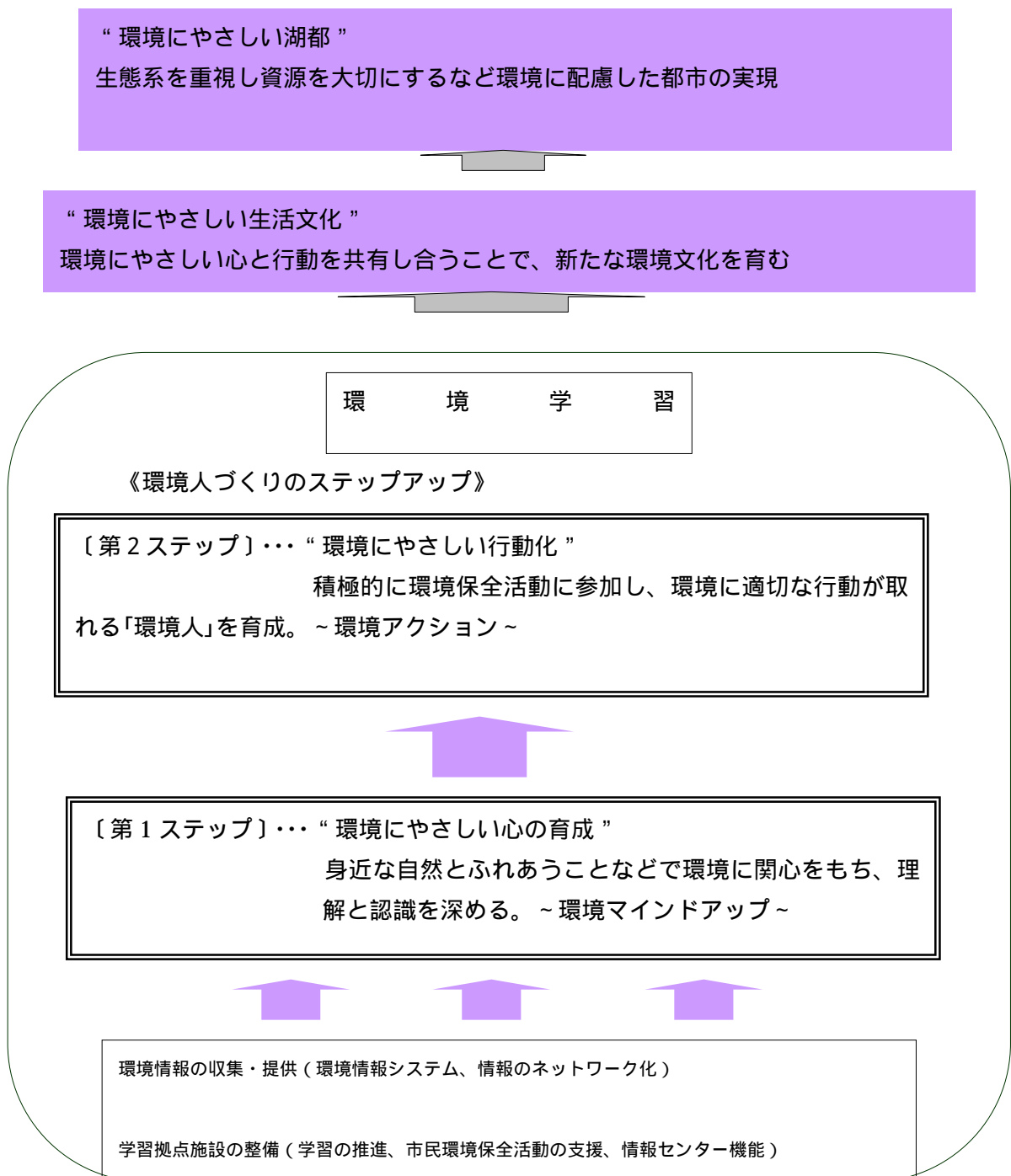
平成13年3月に大津市総合計画が策定され、その中で、「豊かな心と生きる力を育てるまちづくり」を掲げています。これを受け、平成14年1月に「学びときめき 育ち合う」大津市生涯学習推進基本計画を策定しました。

市民の様々な学習活動を支援しながら、市民自らが豊かで住みよいまちづくりを行い、暖かい人のつながりのある地域共同体を再生していくことを視点に、取り組みを進めています。

また、一方文部科学省の教育改革の動きから、平成14年に「総合的な学習の時間」として、情報・福祉・国際

理解と合わせて環境分野も組み込まれることなり、学校現場の関心と合わせて、より広範な普及が今後期待されます。

### 環境学習推進の体系



## (2) 学校教育等における環境教育の推進

### ア 環境教育推進に関する指針の作成

環境教育の意義やその目指すものの具体化に向け、各校が独自の指導計画を作成し実施しました。身近な

環境から課題を見だし、自然と共生を意識し、実践的な態度や資質・能力の育成を図りました。

「大津市学校教育目標及び学校・園経営の指針」を作成しています。

自然を愛護し、郷土に親しむ環境教育

豊かな自然と文化に育まれた「湖都大津」の特性を踏まえ、琵琶湖をはじめとする自然と人とのふれあいを大切に、環境との共生を考える教育を推進する

#### イ 環境教育の推進

環境副読本「あおい琵琶湖」や「くらしとごみ」を使った学習活動やフローティングスクール環境教育モデル校制度の運営などについて、全市的な取り組みをしています。

#### ウ 体験的学習推進事業の推進

体験的な活動が、人間としての在り方や生き方を深く考え、実践的な態度の育成にきわめて有効であることを踏まえ、社会体験・自然体験や生活体験などの体験的学習を推進し自分のよさやできることに気づき、自己存在感を感じながら、集団生活や社会生活を送るうえで必要な資質や能力、態度の育成を目指します。

7月1日「びわ湖の日」を中心に身近な地域の環境を保全する活動を実践し、琵琶湖を始めとする環境と自分たちとの生活の関わりについて学習しました。市内小学4年生を対象に環境学習の一環と位置付け、ごみ問題やリサイクル活動について、理解を深めるため市内の公共施設の見学もおこないました。

#### エ 児童クラブにおける環境教育の推進

各児童クラブにおいて、ごみ減量や省資源・省エネルギーの推進、美化の推進、身近な自然の保全等環境意識の高揚を図りながら、保育を展開している。また、こども菜園作り、コンポスト作り、田植え稲刈りを通じて環境とのかかわり自然とのふれあいを通じて環境教育の取り組みを進めています。

#### (3) 幼児期における環境教育の推進

「大津市学校教育目標及び学校・園経営の指針」に基づき、身近な自然に親しみ、自然と触れ合う中で、様々な事象に関心や興味を持つ・身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする環境のねらいを踏まえた指導計画を作成し推進しました。また、保育園においては、遊びに使う素材として空容器や紙等身近な自然物などの資源を再利用する中で、工夫して作る楽しさ、物を大事にすることを学びました。

#### (4) 環境学習事業の推進

##### ア 淡海生涯カレッジ

滋賀県が平成7年度に文部省から委嘱を受けて滋賀大学と共同で開発した環境学習事業で、地域に存在する公民館や高等学校、大学等の多様な学習機関と連携し、日常的な学習から大学等での高度な理論学習までを組み合わせた体系的な生涯学習システムです。

大津校は平成8年度から開講しており、平成14年度は、21講座を開催し、受講者51人、修了者41人でした。

##### イ 大津こども環境探偵団

環境に配慮した生活・行動ができる「環境人」の育成を目的に平成2年度に開設したもので、「探偵」という言葉で年間を通じて6～7メニューの環境学習活動を実施しています。

小学4年生から中学3年生までを対象としそれぞれ年度当初に団員を募集しています。参加費は無料で、主に自然環境、生活環境に関しての学習をしています。平成14年度は、66名が探偵活動を実施しました。

また、探偵団OBからサポーターを募り、探偵団活動の支援をおこなっています。

大津子ども環境探偵団の活動内容	
6月7日(金)	結団式
(小中学生合同)	ほ～ほ～ホタル探偵
6月22日(土)	酸性雨を調べよう!
(中学生)	
7月26日(金)	びわ湖船上水質探偵
(小中学生合同)	
8月20日(火)～21日(水)	宿泊環境探偵
(小中学生合同)	
9月28日(土)	まちなか探偵
(小学生)	
11月2日(土)	NO <sub>x</sub> をはかってみよう
(中学生)	
11月30日(土)	秋の自然観察会
(小学生)	
2月8日(土)	水鳥観察
(小中学生合同)	修了式

#### ウ 子どもエコクラブ活動の推進

この事業は平成7年度から環境省がおこなっている事業で、市内各地域・学校で活動されている数人から20人程度の小中学生のメンバーとサポーター(大人)を全国事務局(日本環境協会)に登録しています。平成14年度は18クラブ281名(サポーター71名)の登録があり、上記の活動以外に大津市では、独自のニュース・サポーターズニュースの発行(年6回)やホームページ上での活動紹介「エコクラブ交流会」「スターウォッチング」「大津子ども環境探偵団」「自然観察会への参加」などの事業を行い、地域のエコクラブの活性化を図りました。

#### エ 環境学習サポーター制度

市では、平成11年度より、良好な環境づくりの主体である市民・事業者・行政等による環境保全活動のより一層の活発化と人や情報の交流を図ることを目的として「環境パートナーシップ事業」を実施しています。この市民・事業者・行政とのパートナーシップの推進には、自主的な環境保全活動を支援する人材や情報の提供が必要なことから、環境保全に関して一定の知識や経験を有する方で、活動に関する指導・助言等の支援を行なうことに賛同した個人を登録し、必要に応じて紹介する「環境学習サポーター登録制度」を13年1月4日からスタートしました。

#### オ 身近な環境調査員制度～環境夢先案内人～

身近な自然や生き物をはじめ景観、湖岸形態、酸性雨などいろいろな環境を対象にして市民が調査員となって調査し、身近な環境の情報整備と調査を通じた環境学習を推進する制度で、平成3年度に発足しました。

この調査員には、将来の大津の環境に夢を与える人になっていただくことを願って“環境夢先案内人”という愛称を付けています。

今までに、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤とんぼ、水辺の鳥、たんぼぼ、ツバメ、酸性雨、環境宝もの、魚、サクラ、身近な鳥、セミ、ミズなどを調査しています。調査結果は順次、地図や冊子等にまとめて、調査員をはじめ教育機関、図書館、支所、研究所、希望者に配布しています。<sup>8</sup>なお、平成14年度には、“どんぐり”の生息調査を市



内一円で展開しました。

#### カ 公民館での環境講座

公民館において、地域の環境資源を生かしながら様々な環境学習を行っています。

##### 地域文化学習の開催状況

団 体	地 域	内 容	参加人数
藤尾公民館	藤尾	地域の名所旧跡をたどり藤尾の歴史を学ぶ	40
山中・比叡平公民館	山中・比叡平	公民館講座「秋の植物とあそぼ！」	40
健康推進委員会	日吉台	自然観察をしながら一万歩を歩く	207
瀬田東公民館	瀬田東	遺跡探検の現地確認、遺跡学習、体験発表	40
瀬田東文化振興会		親子野外体験学習(長沢川の生物調査、水質・透明度調査)	72
瀬田東公民館		ホタルを觀賞できる環境をつくる事前学習	18
唐崎学区自治連合会女性部	唐崎	地域の歴史、文化、自然を楽しむハイキング「唐崎学区八景めぐり」	85
唐崎学区文化協会		ふるさと歴史探訪「三井寺」他	26
唐崎学区青少年施設整備推進委員会		山辺の史跡をめぐる親子ふれあいウォーク	180
逢坂公民館	逢坂	子供対象の自然観察・伝統文化体験「東海自然歩道と草木染め」	60
瀬田北っ子体験活動推進実行委員会	瀬田北	異世代間の交流を図る自然体験	151
南大萱史編纂会	瀬田北	地域の伝統文化、歴史遺産の調査・収集と編集・編纂活動	260
ふるさと田上を考える会	田上	田上の歴史考察	80
上田上公民館	上田上	秋の里山観察たんけん	53
		しめ縄づくり	21
上田上学区大津っ子いきいき体験活動推進事業実行委員会	上田上	星空観察会	55

#### キ 教育研究所における環境学習の推進

自然の野山を歩きながら季節の代表的な自然を観察し、自然への認識を高めるとともに自然愛護の心を養うことを目的として、野外観察教室を実施しました。5月19日比良山方面・初夏の自然と比良山の地形、6月16日皇子が丘方面・夏の植物や野鳥、9月15日函館山方面・冷温帯の落葉植物と淡海池、10月20日雄琴千野方面・里山と秋の植物と題して年4回開催し、自然と語る会会員を講師として実施しました。

また、身近な環境に興味を持つ小学4年生から中学3年生を対象に、身近な河川の調査方法、プランクトンの採集と観察、水草の調査等の内容で年8回にわたって環境科学クラブが開催され18名の参加がありました。

#### ク その他の環境学習の推進と支援

自然観察会(夏の自然観察会、秋の自然観察会、水鳥の観察会)、土曜講座(25回)、親子歴史講座(7回)、ふるさと大津歴史教室、企画展関連講座、各種団体による環境学習の支援、「大津市熱心まちづくり出前講座」講師派遣(講座参加人数395人)<sup>21</sup>等を行っています。

#### ケ イベント開催時の啓発

ヨシ展示等啓発イベント、ガレージセール、おおつ花フェスタ、リサイクルマーケット・イン大津などのイベントを通じて、環境保全の学習や啓発を行っています。

### 3 環境情報の整備と提供

#### (1) 大津市環境情報システム

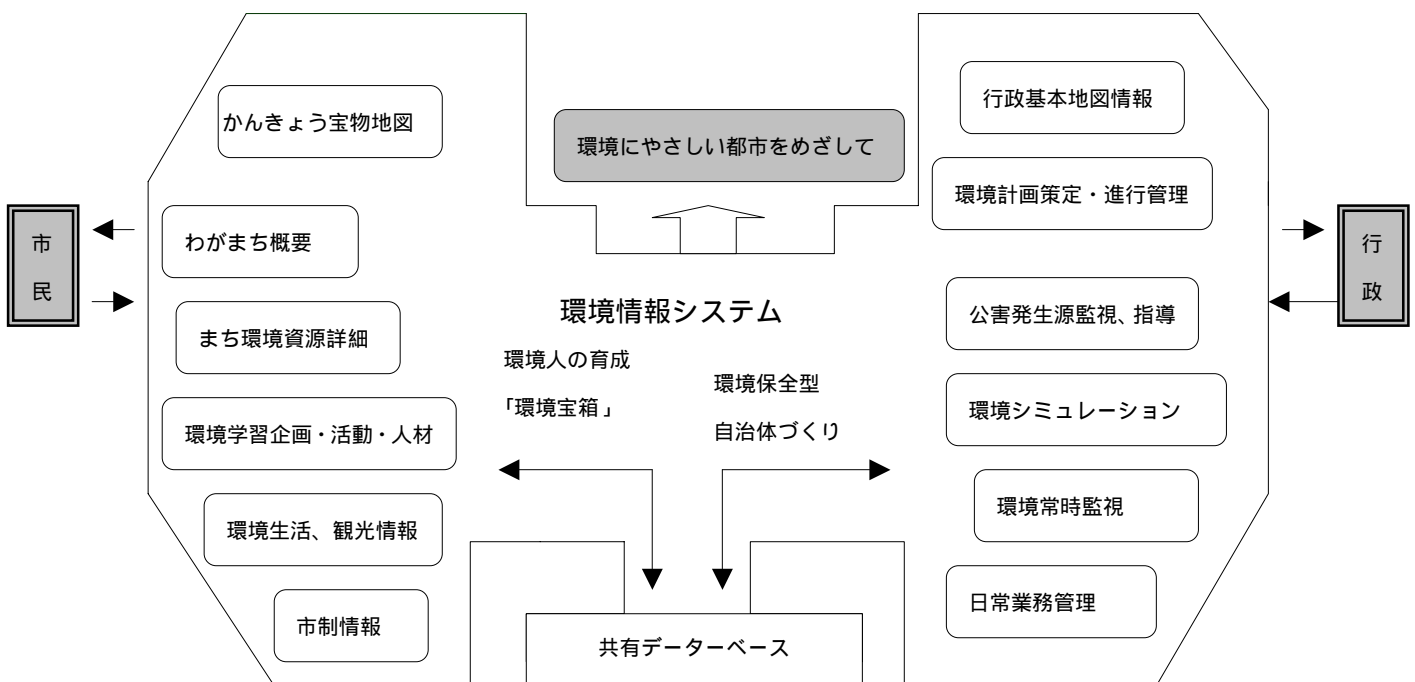
環境保全型のまちを実現するためには、環境に配慮した責任ある行動がとれる人、いわゆる環境人の育成と、行政自らが率先して良好な環境の保全と創造に取り組むことが必要です。その取り組みを進めるためには、活動の推進や的確な判断のもとになる「情報」が不可欠です。

本市では、これまで継続して実施している水質、大気等の環境調査に加えて、身近な環境情報を充実させるため、平成3年度に「身近な環境調査員制度」を発足させるとともに、平成5年度に「ふるさと環境資源調査(環境宝さがし)」を実施しました。

これらによって得られた環境情報をもとにして、平成7年度から3ヶ年をかけて大津市環境情報システムを整備しました。

これは、市民の環境学習の充実や活動の展開を支援することを目的とした市民向けシステム「かんきょう宝箱」と、総合的計画的な環境行政の推進を支援することを目的とした行政向けシステム「事業場システム」の2本柱で構成しています。

#### 大津環境情報システムの構成



## (2) 『かんきょう宝箱』

わがまち意識を持って環境に配慮できる大津人の育成を支援することを目的として、平成 7 年度から開発を始めました。環境情報システム市民検討組織『Otsu 知ってる会』の協力を得て平成 8 年 7 月 1 日に『かんきょう宝箱』として市役所新館 1 階ロビーにオープンし、平成 9 年度には、市立図書館及び生涯学習センターに増設しました。

この宝箱には、平成 5 年度に実施した「環境宝さがし」の調査結果を基にしたまちの宝物情報をはじめ、「身近な環境調査員」による調査結果、琵琶湖や河川等の水質調査結果、統計資料など約 3,000 件の環境情報を盛り込んでおり、これらの情報を写真や地図、音声、動画などの機能を使い、楽しくわかりやすい表現で提供しています。

また、大津市概要版、地域版の CD - ROM 版『かんきょう宝箱』の作成、インターネットでの『かんきょう宝箱』コーナーの設置・充実など、環境情報の発信に努めています。

平成 14 年度の主な実施内容は次のとおりです。

平成 13 年度に実施した身近な環境調査「ミミズ調査」の結果に基づき「大津市ミミズ調査報告書」の発刊をおこないました。

- 環境宝物地図の配付による環境情報の提供をおこないました。

## 4 環境保全活動の推進

### (1) せっけん使用推進運動

昭和 43 年頃から一部の市民団体で合成洗剤追放運動が開始され、やがて県民・事業者・行政が一体となった粉石けん使用推進運動が全県的に展開され、自治体との連携の輪も大きく広がっていきました。

本市でも昭和 52 年に対策協議会を組織し、

合成洗剤追放の啓発活動の推進

メーカー及び大型量販店等に対する協力要請

大量使用機関に対する粉石けん使用の要請

等を中心に展開してきました。

昭和 55 年 7 月「琵琶湖富栄養化防止条例」施行後も、疑わしくは使用せずの立場から、健康面及び環境面により安全な石けん使用をめざした各種推進運動を展開しています。しかし、一時の頃に比べると石けん使用率は低下しており、このため市では大津市地域婦人団体連合会と共催の下に「石けんの賢い使用方法」の検討に取り組むなど力を入れ、この結果を基にしたパンフレットの作成や、4 カ月児健診の際の石けんサンプル配布等、各種取り組みを進めています。なお、平成 10 年度の県政世論調査によれば「主に粉せっけんを使用している」は、全体の 28.3%となっています。

### (2) 琵琶湖を美しくする運動

昭和 47 年 6 月、大津市自治連合会、大津市地域婦人団体連合会、大津市漁業協同組合連合会及び大津青年会議所の 4 者の提唱により、58 団体の協賛を得て「びわ湖を美しくする運動実践本部」が設立されました。

平成 14 年 7 月 14 日に市内全域で一斉清掃を行い、106 団体 665,608 人の参加を得て、946t のごみを収集しました。

### (3) 河川愛護活動

河川の美化、浄化を図るためには日常生活で深く関わっている住民の理解と協力は不可欠です。

現在、川の周辺に住む住民が中心となって「川を美しくする会」といった河川愛護団体が 21 団体結成されており、約 27,000 名の市民が河川清掃、魚の放流、川辺の花づくり、ホタルの里づくりなど、川すじからまち

中へを合い言葉に活発な活動を展開しています。このような活動を通じて、わがまち意識が生まれ、河川を軸にした新たな流域コミュニティ(川すじコミュニティ)が形成されつつあります。

昭和 61 年3月、これらの団体の連絡調整、情報交換を目的として「大津市河川愛護団体連合会」を結成し、会報の発行や新規団体の育成、団体間の交流などの事業を行っています。

市では、これらの団体に対し、清掃用具の貸出や傷害保険への加入、花苗や稚魚の提供、啓発看板の設置等の活動支援を行っています。

大津地区労働者福祉協議会加盟者(年間延べ約 1,000 人)により毎月 10 日を「クリーン作戦」と称して、湖岸、河川、道路の清掃を行ないました。

### 大津市河川愛護団体の概要

団体名	設立年月日	団体の概要
真野学区内河川を美しく愛護する会	昭和61.9.1	真野学区内自治連合会会員で組織され、北部地域では最初に結成された。真野川をはじめ、その支流でゲンジボタルが多く生息する横田川を中心に清掃活動を実施。 平成12年11月県知事より環境美化模範地区表彰受賞。
天神川を美しくする会	昭和61.9.21	流域5自治会と2企業で組織され、河川清掃をはじめとして、独自の花づくり活動や視察研修会企画。春はこいのぼり遊泳、夏は魚つかみイベント等、各種の地元コミュニティ団体と一体となった、様々なまちづくり活動展開している。 平成5年4月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞
逢坂の川を愛する会	昭和61.11.1	逢坂学区自治連合会会員で組織され、吾妻川上流、蟹川、常世川上流の3河川を中心にコミュニティを大切にた清掃活動をおこなっている。 平成9年6月県知事より河川事業功績者感謝状を受ける平成13年8月県環境監理局水環境部長表彰受賞
吾妻川を美しくする会	昭和62.7.4	老人会有志数名が川を清掃をしたのがきっかけで現在5自治会で組織化し、活動を展開している。
柳川を愛する会	昭和62.9.25	二本松自治会壮年部員で組織、老人会等とも連携を図りながら、河川清掃やコスモス街道づくり夏のイベント等の活動を地域ぐるみで積極的に展開している。 平成12年4月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞
足洗川を美しくする会 大宮川を美しくする会 藤ノ木川を美しくする会	昭和63.11.19	社会福祉協議会が中心になって流域の自治会からなる団体を結成し清掃活動を展開している。
田上の河川を美しくする会	平成2.1.23	田上学区自治連合会会員及び各種団体から構成。特に教育関係組織の加入等、教育活動の一環として団体の存在を位置づけている。河川清掃の他、河川敷の花壇づくりや魚つかみイベント等を実施している。
多羅川を愛する会	平成5.7.2	石山寺辺町自治会員720世帯によって構成。うるおいのある生活環境作りのための活動として、川の清掃やホタルの住む川を目指した啓発、実践活動を実施している。
千丈川をまもる会	平成8.8.25	千町自治会員480世帯によって構成。本市有数のホタルの生息地である千丈川の定期的な清掃の他ホタルの育成に力を注いでいる。
盛越川上流を美しくする会	平成11.5.1	若葉台自治会470世帯によって構成。川の美化と水質浄化等に関する地域コミュニティ活動をおこなうことを目的に、定期的に河川清掃をおこなう他、「ホタルの里をつくる会」とともにホタルの育成活動にも力を注いでいる。
相模川を美しくする会	昭和47.8.1	流域13自治会と1企業で組織され、月1回の清掃活動や河川パトロール等を実施している。平成3年度よりRバスより上流域の自治会も加わり、活動が充実した。 56年6月に環境庁長官より地域環境美化功績者表彰平成12年5月に日本河川協会より河川事業功労者賞を受賞。

三田川をきれいにする会	昭和55.9.1	三田川全流域の14自治会で組織され、年2回の清掃活動や花作り活動、研修会等を実施している。 平成元年6月には、環境庁水質保全局長より水環境賞を受賞。
膳所南部の川を美しくする会	昭和57.6.1	膳所学区内を流れる兵田川、篠津川・盛越川・粟津中北水路を対象に、流域18自治会と2企業で組織され、毎月清掃を欠かさず実施するとともに、花づくり活動をおこなっている。 平成3年5月に環境庁長官より地域環境美化功労者表彰及び平成8年5月に日本河川協会より河川功労者表彰を受賞
際川を美しくする同志会	昭和57.7.1	流域に住む有志数名が河川の清掃を地道に実施したのが始まりで、自治会による清掃もおこなっている。河川敷への花作りも実施中。
谷田川を美しくする会	昭和59.8.1	将来を担う青少年に環境美化の大切さを引き継いでいくことを目標に、自治会で親子ぐるみの河川・水路の清掃活動を月1回実施、また、平成元年には、河川直接浄化試験に積極的に取り組んだ。 平成6年5月県知事より県民さわやか賞を受賞
ふるさとの盛越川を愛する会	昭和60.6.3.	流域2自治会と7企業で組織され、住民と企業が一体となり、打ち解けたコミュニティ活動を展開している。年3回の一斉清掃や川辺での花作り、夏の魚つかみイベント等を実施している。 平成9年4月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞
長等学区の川を美しくする会	昭和60.10	長等学区自治連合会会員で組織され、学区内を流れる3河川(熊野川・百々川・不動川)を中心に清掃活動を実施している。 平成11年10月県知事より環境美化模範地区表彰受賞。
瀬田川湖畔松原5区を美しくする会	昭和61.2	瀬田川右岸の河川敷が整備されたのをきっかけに老人会と自治会員で会を結成毎月1回の河川敷清掃やキバナコスモス等による花の回廊づくりを実施している。 平成13年4月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞
常世川を美しくする会	昭和61.2	旧甚七町内で河川清掃をしていた有志の活動の輪がひろがり自治会規模で結成された。随時河川の清掃をはじめとして、花づくりや夏の魚手づくり大会を実施している。

#### (4) 公園愛護運動の推進

自治会などの組織からなる公園愛護会が68団体あり、都市公園の日常維持管理(清掃・除草)の活動が積極的に行なわれました。

#### (5) ごみ減量と資源再利用推進運動

昭和52年10月大津市議会において「ごみ非常事態宣言」がなされ、昭和56年5月30日に「市民一人ひとりが、ごみ問題を自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識し、“ふるさと都市大津”の創造にふさわしい気風を育てていくこと」を目的として、「ごみ減量と資源再利用推進会議」が市民運動として発足しました。

この会議は、各地域や職場からの推薦者、各種団体からの推薦者及び趣旨に賛同する市民の約700名で構成され、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び幹事の役員のもと、4つの常設部会(企画総務部会、ごみ減量部会、資源再利用推進部会、流通部門対策部会)と、必要に応じて設置できる特別部会(婦人懇話会)とが設置されています。

ごみの分別や分類の徹底、資源化などによるごみ減量を実施すると共に、大型量販店、スーパーの店頭において、お買い物袋持参運動の啓発、また、リサイクルマーケット・イン大津の開催などをおこなっています。

#### (6) ヨシ保全活動

本市は、延長24kmにも及ぶ湖岸線を有しています。これらの湖辺は、近年の都市化の進展により自然の姿が失われつつありますが、市域の北西部を中心にヨシ帯が残り、琵琶湖の原風景が美しく保たれています。

ヨシ帯は水質浄化や生物を豊かに育むなど様々な機能を持っていることから、これを保全するとともに、ヨシを通して琵琶湖と私たちの生活との関わりを見直してもらおうと、平成 2 年度から「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」と名づけたヨシ保全事業に取り組んでいます。

#### 地域別ヨシ帯面積

学区	面積 (㎡)
真野学区	13,920
堅田学区	49,845
雄琴学区	76,990
下阪本学区	29,685
唐崎学区	5,310
滋賀学区	1,435
長等学区	1,125
膳所学区	1,375
瀬田北学区	4,760
瀬田南学区	6,550
晴嵐学区	1,455
石山学区	715
合計	193,165

#### ケ ヨシの効果と問題点

ヨシが群生してヨシ帯になると、湖辺生態系の保全、魚類のすみかや産卵場所の提供、鳥類のすみかや繁殖場所の提供、水質浄化、湖岸保全、湖岸の景観保全などの機能を持つといわれています。一方、ヨシ帯に湖辺からのごみが集まったり、枯れヨシがちぎれて湖岸に打ち上がるなど見苦しいという問題があります。

#### コ これまでの取り組み

##### (オ) ヨシ刈り等の保全活動の推進

平成 2 年度から 2 地域で地元自治会等を中心に始められた「ヨシ刈り、湖辺清掃」「ヨシたいまつ」は、現在 7 地域に広がっています。

##### (カ) 調査研究の実施

平成 13 年 4 月から 12 月までに琵琶湖湖辺及び瀬田川河畔のヨシの生育調査を実施し、植生地図を作成しました。その結果前回と比較して、ヨシ面積がわずかに増大しました。(平成 3 年度 185,783 ㎡、13 年度 193,165 ㎡)これは、改修が終了した河口域に新しくヨシ群落が形成されたこと、琵琶湖水面の上昇により湖岸沿いの低地にヨシ群落が拡大したこと、瀬田川の水辺のヨシ群落が拡大したことが、主な要因です。

##### (キ) 環境学習の実施

各種イベント、学校教育、公民館活動などで、ヨシ笛やヨシ紙づくり、ヨシを使った工作などの指導を通じてヨシ保全の啓発活動を実施しています。

また、環境教育指定校等の学校と連携して子どもたちのヨシ帯観察の指導を行っています。

##### (ク) 展示会等の開催

「ヨシ刈り」や「ヨシたいまつ」の活動報告、「ヨシ製品」や「ヨシの工作づくり」など参加型の展示会を開催し、広く市民にヨシ保全の啓発を行っています。また第 3 回世界みずフォーラム開催期間中、なぎさ公園のイベント会

場において「ヨシの工作づくり」のコーナーを設けました。

主なヨシ保全活動(平成14年度)

月 日	活 動 内 容
平成14年 5.12	富山の中学生の体験教室として、「ヨシ笛づくり」指導
5.25	公民館講座(逢坂学区)で「ヨシ紙づくり」指導
6.1~6.9	「ヨシとヨシ紙で出来た作品展」の協力(アクア琵琶)
6.4	長等学区「いきいきサロン」でヨシ紙づくりの指導
6.22	仰木の里東幼稚園親子フォーラムで、ヨシ紙づくりとヨシ笛づくり指導
7.9	南郷中学校でヨシ保全の話とヨシ笛づくり指導
8.7	「ナカマチ夜市」でヨシ笛とヨシ紙づくり指導
8.9	滋賀大学依頼のヨシをテーマとした環境学習の協力
8.10	「天神川を美しくする会」主催のサマーフェスティバルにてヨシ笛づくり指導
8.18	「柳川を愛する会」主催の夏祭でヨシ笛づくり指導
10.22	真野北小学校でヨシ紙とヨシの工作指導
10.31	雄琴小学校親子フォーラムでヨシの工作指導
11.7	ルネ大津自治会依頼の出前講座でヨシ保全の話とヨシの工作指導
11.17	日吉小学校でヨシの工作指導
12.14	こどもエコクラブでヨシの工作指導
12月上旬~ 15年2月中旬	各地域の実行委員会によるヨシ刈りの実施
平成15年 1.25	公民館講座(下阪本学区)でヨシの工作指導
1.25	「リバブレ隊」依頼の出前講座でヨシ保全の話とヨシの工作指導
1.26	ボランティアによる「市民ヨシ刈り」の実施(雄琴地域)
1.30	国際湖沼委員会の依頼による海外からの研修生と雄琴小学校児童合同の「ヨシ紙づくり」の指導と研修生との交流
2.8	公民館講座(富士見学区)でヨシの工作指導
2.22	公民館講座(大石学区)でヨシの工作指導
3.8	「ヨシたいまつ」一斉点火8地域(11地点) 「湖上からから見るヨシたいまつとヨシ笛&コカリナの夕べ」同時開催
3.16~3.21	第3回世界水フォーラム「びわ湖水フェア-O <sub>2</sub> 水の民話村」で『光と音のヨシオブジェ』を設置、ヨシの工作教室を開催

### (7) 子どもの環境保全活動

これからの大津の住みよい環境づくりのためには、次の時代を担う子どもたちが、身近な環境とふれあい、そのすばらしさを感じたり、環境のしくみを学ぶことが大切です。

大津ではすでに、地域の子ども会や学校の委員会、エコクラブなどが中心となってホタルをはじめとした生き物観察や、古新聞・アルミ缶などの資源回収、まちの美化や緑化など、色々な環境活動が盛んに行なわれています。

#### こどもエコクラブ登録団体

クラブ名	クラブ員数 (人)	サポーター数 (人)
デイスカバリ	2	1
こどもエコクラブ 寺子屋	4	3
イオン西大津こどもエコクラブ	30	4
BS大津16団ビーバー・カブスカウト	9	4
クリーン・キッズ	3	2
エコ西村	2	2
自然をきれいに掃除しよう	27	3
いのうえファミリー	2	2
大津こども環境探偵団	66	19
雄琴小4年生	46	3
附小エコクラブ	16	1
坂本小環境委員会	16	2
21世紀淡水子ども未来会議	58	25
合計	281	71

### (8) 事業者の環境保全活動の推進

事業者は、琵琶湖を美しくする運動や河川愛護活動などに積極的に参加し、地域住民と協力して環境保全活動を行っています。

### (9) 環境パートナーシップの推進

今日の環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)による環境づくりが不可欠です。平成13年に市民、事業者、行政が協働して地球環境保全の取り組みを推進するために「おおつ環境フォーラム」が設立され、平成15年3月現在の登録者数は、270人・団体(昨年226人・団体)で5つのプロジェクト、3つの学習研究グループ、企画交流グループ、広報委員会等による保全活動と毎月運営会議を開催し連携した取り組みが推進されております。

#### 第12節 環境保全型行政の創造

##### 1 大津市環境施策推進本部及び大津市環境管理推進本部の設置と運営

平成9年12月、環境基本計画の推進を中心に環境行政を総合的、計画的に推進するために「大津市環境施策推進本部」(本部長:助役)を設置しました。本部長のもとに、15部局長で本部員会議を、38所属長で幹事会議を組織し、計画推進のために庁内の調整と連携を図っています。

また、平成13年6月にISO14001の認証取得を目指し、市環境管理推進組織である大津市環境管理推進本



部(環境管理統括者:市長)を設置しました。環境管理統括者のもと、本庁舎において平成14年9月19日に、ISO14001の認証を取得しました。

## 2 ISO14001の認証取得

これまで培ってきた環境の保全及び地球環境に配慮した取り組みとして環境にやさしい大津市役所率先実行計画をもとに、環境改善のための体制を作り、各種事務事業について環境マネジメントシステムを構築し、環境目的、目標の設定と定期的な見直しをおこないながら積極的にとりくみを進めていきます。今後は、市民センター等庁外施設にも段階的に適用範囲を広げていきます

## 3 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第3次計画」の策定と推進

### (1) 率先実行計画の策定

市役所は、行政の主体としての役割のほか、建築物の建築・維持管理などを行う事業者、各種製品やサービスの購入などを行う消費者としての側面も有しています。こうした自らが事業者・消費者として、その事務及び事業を執行するに際し、環境に与える負荷を自主的積極的に低減させる事が重要であり、また、市役所が率先してこのような環境に配慮した行動に努めていくことが大切であることから平成11年3月に、大津市環境基本計画に基づき「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第1次計画)」を策定し平成13年3月には温室効果ガスの総排出量に関する目標設定や「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の「地球温暖化対策に関する基本方針」に示された取り組みを追加し、率先実行計画を見直した「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第2次計画)」を策定し、取り組みを行なってきました。

平成14年度は、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第25条に基づき「大気環境負荷低減計画」を策定する必要が生じたことを受けて第2次計画を見直し、ばい煙対策並びに有害大気汚染物質対策を盛り込み「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第3次計画)」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、大津市環境基本計画及び環境配慮指針に基づき、市役所自らが、事業者及び消費者の立場で率先して、環境に配慮した行動に努めることをめざした計画ですが、併せて地球温暖化防止推進に関する法律第8条第1項に基づく、温室効果ガス排出抑制実行計画及び滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例第25条に基づく大気環境負荷低減計画を含んだ計画としています。

### (3) 計画の基本的な考え方

#### ア 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を設定

法が対象とする6種類の温室効果ガス(二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)のうち、排出量の把握が極めて困難であるパーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄除く4種類の温室効果ガスの総排出量を把握し、その数量的な目標を設定します。

#### イ 全庁一体となって推進

計画に掲げる取り組みは全庁一体となって推進しています。

#### ウ 毎年実施状況を点検

計画に掲げる数値目標については、毎年実施状況を点検し、必要に応じて見なおしをおこないます。

#### エ 毎年取り組み結果を公表

毎年取り組み結果を公表します。

(4) 計画の期間

計画の期間は平成13年から平成17年度までの5年間とします。計画に掲げる数値目標については、原則として平成11年度を基準年度とし、特にことわりのない場合は、計画期間内での達成を目指します。

(5) 計画の目標及び目的

計画を達成するための目標を設定しました。

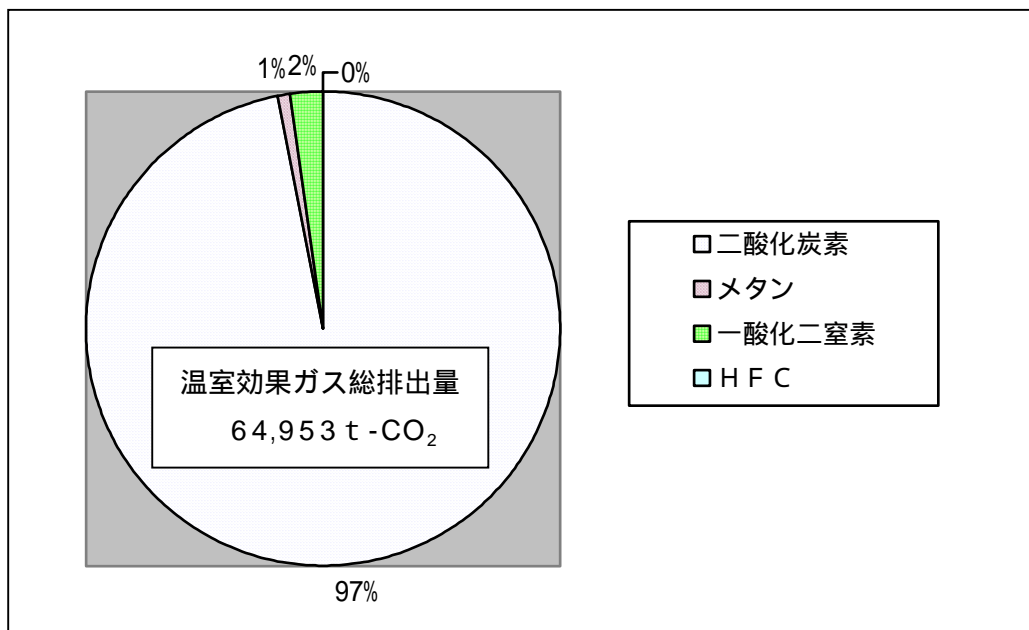
温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量を10%削減します。

基準年度(平成11年度)の温室効果ガスの総排出量の内訳

温室効果ガス	基準年度(平成11年度)排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成率
二酸化炭素	62,986	97%
メタン	586	1%
一酸化二窒素	1,366	2%
HFC	15	0%
総排出量	64,953	100%



(2) ばい煙

ばい煙発生施設からのばい煙排出量を次のとおり削減します。

- ・ 硫黄酸化物の総排出量を3%削減します。
- ・ ばいじんの総排出量を3%削減します。
- ・ 窒素酸化物の総排出量を3%削減します。

基準年度(平成11年度)のばい煙の総排出量

ばい煙	基準年度(平成11年度)排出量(t-CO <sub>2</sub> )
硫黄酸化物	64,135 kg

ばいじん	24,897 kg
窒素酸化物	143,346 kg

(注) 排出量はそれぞれの数値未満です。

### (3) 有害大気汚染物質

焼却場や処理施設で使用している有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

基準年度(平成11年度)の有害大気汚染物質の使用量

有害大気汚染物質	基準年度(平成11年度)の使用量
アンモニア	3.9 t
メタノール	8.2 t

## 4 平成14年度「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」のまとめ

### (1) 計画項目ごとの推進結果の概要

「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第3次計画)」の初年度にあたる平成14年度の推進結果は、用紙購入量の削減及び公共工事における建設発生土のリサイクル推進の項目を除いて、一定の成果を上げることができました。その結果、市施設から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成11年度比で約4%の削減(目標値10%)を達成しました。

#### (1) 公用車の効率的利用の推進(ガソリン・軽油の使用)

平成14年度の実績は、平成11年度の実績と比較し9.4%(目標値4%削減)の削減支払い金額については、3.2%の削減。

#### (2) 電気の効率的利用の推進

平成14年度の実績は、平成11年度の実績と比較し2.2%(目標値2%削減)の削減支払い金額については、2.7%の削減。

#### (3) 水の効率的利用の推進

平成14年度の実績は、平成11年度の実績と比較し10.8%(目標値:基準年度実績以下)の削減支払い金額については、11.5%の削減。

#### (4) ガスの効率的利用の推進

平成14年度の実績は、平成11年度の実績と比較し4.4%(目標値:増加を15%以下に)の削減支払い金額については、5%の削減。

#### (5) ごみ減量化分別の徹底

平成14年度の実績は、基準年度値と比較して23%(目標値:13%削減)の削減。

## 5 グリーン購入の推進

グリーン購入ネットワーク、滋賀グリーン購入ネットワークより情報収集をおこなうとともに、市で使用する物品については、環境にやさしい商品を採用し、特に市民への啓発品についても環境商品を購入するよう周知をしました。

また、職員の作業服等についても、再生材を使用したものを購入しました。